

福祉教育常任委員会及び予算審査特別委員会（第二分科会）

平成25年3月12日（火曜日）午前10時開会

出席委員（7名）

委員 長	伊藤 豊美 君	副委員 長	櫻田 貴久 君
委員	鈴木 伸彦 君	委員	早乙女 順子 君
委員	金子 哲也 君	委員	君島 一郎 君
委員	吉成 伸一 君		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

教育部 長	山崎 稔 君	教育総務課 長	菊地 富士夫 君
教育総務課 長 補佐	薄井 信一 君	総務係 長	五十嵐 岳夫 君
給食係 長	齋藤 芳子 君	教育総務課 学校整備 推進室 長	釣 巻 正己 君
副主 幹	富山 芳男 君	黒磯学校給食 共同調理場 長 兼業務係 長	片岡 光臣 君
共英学校給食 共同調理場 長 兼業務係 長	池澤 敬子 君	西那須野 学校給食 共同調理場 長 兼業務係 長	川中子 敏夫 君
参事 兼 学校教育課 長	菊池 紀男 君	学校教育課 長 補佐	阿見 浩二 君
学校指導係 長	藤田 健司 君	児童生徒サポ ートセンター 所 長	渡邊 勝美 君
生涯学習課 長	阿美 豊 君	生涯学習課 長 補佐	小出 浩美 君
文化振興係 長	小池 久史 君	青少年係 長	籾木 寛子 君
那須野が原 博物館館長兼 学芸普及係 長	金井 忠夫 君	黒磯公民館 長	熊田 茂樹 君
スポーツ振興 課 長	平井 英樹 君	スポーツ振興 課 長 補佐	八木沢 茂夫 君

スポーツ振興
係 長 後 藤 修 君

出席議会議務局職員

議事課長補佐
兼 議事調査
係 長 石 塚 昌 章 君

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔教育委員会事務局教育部〕

・教育部長挨拶

〔教育総務課〕

予算審査

・議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算

〔学校教育課〕

常任委員会審査

・議案第36号 那須塩原市塩原地区高校生通学支援事業基金条例の廃止について

予算審査

・議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算

〔生涯学習課〕

常任委員会審査

・議案第41号 那須塩原市生涯学習推進プランについて

予算審査

・議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算

〔スポーツ振興課〕

常任委員会審査

・議案第27号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について

・議案第42号 那須塩原市スポーツ施設整備計画について

予算審査

・議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算

4. その他
5. 散 会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

伊藤委員長 おはようございます。

早いもので、私たちが福祉教育常任委員会になり2年が過ぎようとしています。今定例会が最後の委員会になりますが、委員の皆様におかれましては、慎重に審査されますようお願いをいたします。

それでは、今定例会における委員会の審査の方法について申し上げます。

審査は、各担当課ごとに行い、それぞれ常任委員会審査、予算審査、特別委員会第2分科会の順に審査をいたします。審査の日程はお手元に配付の次第のとおりといたします。

本日12日は教育部の審査とし、午後5時前に教育部が終了しても保健福祉部は13日からといたします。

今定例会で当常任委員会に付託された案件は、条例案件8件、その他の案件3件、当予算審査特別委員会第2分科会に付託された案件は、一般会計及び特別会計の予算案4件でございます。

各委員には慎重な上にも自由闊達な審査をお願いするとともに、円滑な進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

教育部の審査 午前10時02分

伊藤委員長 教育部の皆さん、改めましておはようございます。

それでは、初めに山崎教育部長からごあいさつをいただきたいと思います。

山崎教育部長（挨拶。）

伊藤委員長 ありがとうございます。

議案第11号の上程、説明、質

疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、教育総務課について審査を行います。教育総務課については常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会第2分科会に切りかえ、審査を行います。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部からの説明を求めます。

課長。

菊地教育総務課長（議案第11号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

金子委員。

金子委員 122ページの中学校耐震改修事業の中の西那須野中学校仮設校舎ということで、これは今、塩原中の仮設校舎をという話だったんです。それちょっとどういうふうな形でどういうのか、ちょっと理解できなかった。

菊地教育総務課長 申しわけありません。

例えば塩原中学校ですと、26年4月開校に向けて小中一貫校の新しい3階建ての管理教室をつくるわけなんです。現時点では建てかえに伴って敷地が同じところに建物を建てるということではできないような状況でありまして、現場が。それで、古い建物を壊すに当たっては、校庭の一角に仮設校舎をつくって、子どもたちが一時的に、新しい建物をつくる間はそこで勉強していただくということになるんです。

西那須野中学校につきましても、同じように現

在の敷地に管理教室というか、教室をつくらなければいけないということで、やはり今のところ取り壊すに当たっては、仮設の建物をつくって、そこに一時避難して、そこで勉強していただくというような状況があるためでございます。

金子委員 塩原と西那須とは直接関係ないの。

菊地教育総務課長 関係ないです。

金子委員 両方書いてあったから。

菊地教育総務課長 ごめんなさい、同じような状況です。

金子委員 わかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 73ページのところで、放射能対策事業で、給食丸ごと放射性物質検査ということで、昨年どおりということなんですけれども、これは昨年どおりということは、検査に出すということですか。

伊藤委員長 課長。

菊地教育総務課長 そうです。毎週月曜から金曜までの5日分を保存して、それを冷凍保存して、それを委託業者に出して検査をしていただいて、放射能の値を報告していただくということで、委託料です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 今、保育園のほうはシルバーに委託して、シルバーのところに給食の放射能測定器を買って、シルバーに委託してするというので、することに今度なるんだと思う、もう始まったのかな。どっちかな。これ買っていないから、まだしていないから、これからかな。買う発注をした補正が出ていたと思うので、それで、この小学校のほうなんですけれども、実際に市民の放射能測定の利用がすごく落ちているんですよ、今、市民の。そうすると、4台あって、その稼働率が物

すごく悪いんですよ。その辺のところで、小学校なんかの学校農園の、昨年やっていたよね、持ち込んでね。それと同じように、給食を、機械が今度だぶついてくるような私気がするんですよ。

そうしたときに、この委託からそのそれぞれのところでね、生活課で市民の測定をして、それは自前でやって、それで、保育所なんかはシルバーに委託でやって、それで今度は、この学校関係は民間の検査業者に委託でやってということで、この辺の3つを少し整理をするという、この委託金額がだめとかということではないんですけども、利用状況をあれして、3課でちょっと考えて、それで、もう市民の測定の今の時期ゼロなんですよ。1月、2月、3月。1月はもう本当に数件。そういうシーズンだけでも、市民がこれから春、家庭菜園のものができ始めるとどっと来るんですね。そのときだけは間に合わなければ外部に委託したとしても、できないかなということをやっと検討が加えられればと思っているんですけども、いかがですかね。

伊藤委員長 課長。

菊地教育総務課長 今……

早乙女委員 即答じゃなくていいです、できるかできないか。

菊地教育総務課長 考え方としましては、食材検査だと簡易検査というような検査になりまして、現在行っている丸ごと検査は、どちらかということより精密な検査ということで、保護者とか学校現場とか、教育委員会としても、現在のやり方のほうがより安心というか、安全なことを数字でお示しできるということで、25年度の取り組みというような考え方で進んでおります。

それで、今、委員おっしゃったように、行政の対応がばらばらであるということは確かに考えなければいけないことだとは思いますが、

現時点においては、より正確な丸ごと検査を当面続けていきたいというふうに教育委員会としては思って予算を計上しております。ただ、今おっしゃられたようなことは、今後行政の内部で検討しなければいけないと思いますので、そのあたりは検討していきたいと思います。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 より正確にとっても、実際に簡易型でしたとしても、県の農産物の測定なんかもそうですね、とりあえず簡易型でやって、何かある程度高いものが出た場合のときに確定するためにそれを出すとかということで、普通の場合のところでしたら、少し時間を延ばせばある程度できますし、那須環境に出していたのかね、今まで。私も、簡易型でやって、那須環境でやって、最初のころ両方確定していたんですけども、そんなにびっくりするほどの機械の違いが出るという、要するに時間をかけてどれだけやったかという部分のところ、食べて危ないというような数値が出るようなことはまずないですし、ここだけこんなに厳密にしなければならぬなんていって、だったらほかの検査、それと同じ考え方でやればって、安全だって言っている市がさ、これだけ精密でというさっきの課長の答弁は、逆に、だったらほかのほうをもうちょっとちゃんとやればというふうに思ってしまうので。その辺も十分に検討してください。

それと、114ページのところで、学校給食の今度、西那須野と同じところに委託して調理配送が指定管理者ですということ、指定管理者ですよ。じゃなくて……

〔「民間委託です」と言う人あり〕

早乙女委員 民間委託、こっちは、西那須野は指定管理者。あの業者、両方民間委託なのね。指定管理者でやっていたわけじゃないね。

そうすると、実際にこれ民間委託して、どれだけ直営でやった場合とコスト的に比較して、大して変りないものなんですか。それとも、安くなるから民間委託にするという、それが逆にどういうメリットがあるということになっっているのか、やってみて、その辺どういうふうになっていますか。
伊藤委員長 課長。

菊地教育総務課長 当初の私どものほうの算定では、おおむね年間2,000万ほど、人件費が主なんですけれども。予算的には2,000万ほど安く予算がかからないというところで、効果はあると思います。

あと、実際の安全な給食を提供するという部分では、これまでも実績があるというところで、これまで行政が行っていたものと変わらず、子どもたちに給食が提供できるというところでは、変わらない業務をお願いできるというふうに考えています。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あと、この民間委託というところだと、契約的には指定管理者だったら3年とか5年とかということなんですけれども、この民間委託のときのこの委託の期間というのは、どういうふうに契約上はなっているんですか。

伊藤委員長 課長。

菊地教育総務課長 これもやはり長期契約になりまして、5年間の委託契約でございます。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 この委託されている事業者、手広く清掃から何から、図書館からやっている業者何ですけども、その業種によっては、結構ダンピングをして、宇都宮なんかは結構仕事をたくさんとっている業者さんなので、そのこの安くなっただろうなというのはわかるんですね。そのときに、調理の質とかをどういうふうの確認を、要するに

利用者満足度的に、子どもたちとか保護者とか、そういうようなところに、直営でやらなくなったための利用者満足度みたいなものはとか、先生方というのは転勤して歩きますので、結構自校方式だの、小規模の共同調理だのというのですけれども、その辺のところの情報収集とか、利用者満足度みたいなものは、ただ業者に安くなったから委託したとかということだけじゃなくて、そういうことというのは考えていますか。

伊藤委員長 課長。

菊地教育総務課長 一番、黒磯調理場はこれから始まるんですけれども、現時点では同じ業者が西那須野調理場を実際やっておりまして、調理場の中でも場長がいて、2人の栄養教員がいるということで、特に込んでいてとか、そういうつくり方とかおいしさとか、そういうのを含めてすべてこれまでと変わらない状況でつくっているということであります。

それで、特にアンケート等は実施はしておりませんので、実際の子どもたちとか現場からの声というのはちょっと聞かないんですけれども、逆に、給食の学校の先生方の集まりの中では、実際行政がやっていたものが民間にかわった時点で、学校のほうではかわったこともわからないくらい全く同じものが提供されているというような認識があったということは、会議の席でお聞きしました。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あと、今、食育というものがきちんと位置づけられていると思うので、そういう中で、塩原は今まで自校方式でやっていて、とても食育的な部分ですとメリットが大きい方式だったと思うんですけれども、その辺の工夫というのかな。委託してしまってあっても、その辺の工夫というのは何かあるんですか。

栄養士というのは、県費の栄養士ですよ。だ

から、いつもここには賃金も何も出てこないのは県費だと思うので、そこら辺もそうだったんですけれども、県費の栄養士がいて、市の職員がいて臨時さんがいてとあって、もうみんなそれぞれ所属するところが違うような勤務で学校給食というのはやっていたもんですから、そういう中での連携で、食育的なものを学校の現場ととるという部分のところがとても求められていると思うんですけれども、その辺、実際にどのようにやられているかと、現在とかという部分のところは把握していますか。学校教育課じゃないとわからないですか。

齋藤給食係長 食育に関しましては、それぞれの調理場で栄養教諭、栄養士が年間計画をきちんと立てまして、学校と連携しながら、直接学校のほうに指導に行ったりという形でやっているんですけれども、もちろん単独調理校ですと、給食をつくっているその姿がすぐに目の前で見えるという、そういう意味での食育のメリットというのものもあるかとは思いますが、調理場につきましても、調理場の職員、例えば場長とか調理員ですとか、栄養士ですか、直接学校に来て子どもたちと一緒に給食を食べながら、いろいろ給食に関するお話を聞いたり、生の意見を聞いたりという、そういう機会もたくさん設けていますので、つくっている姿はちょっとなかなか見えないかとは思いますが、そういう意味での食育はされているかと思っています。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 昔、共同調理方式じゃなくても、親子方式的に、小さなところだったら、高林あたりだったら、あの地域のところで小規模のやっていた時代があって、そうすると、地域のところでとれた農産物が入れられていたということなんですけれども、今はある程度地産池消と言われて、学

校給食の中に入っているとは思うんですけども、やっぱりそれはある程度、生産組合、量が確保できないとなかなか入れられないで、だれだれのところのおじいちゃん、おばあちゃんがつくったのが持ち込まれたとかというような、そういう食育につながっていくようなことからというのは、こういうふうにだんだん大きくなっていってしまうと無理だと思うんですけども、そこら辺の工夫を忘れないでしておいていただきたいなというふうに思います。

それとあと、次、119ページのところで、小学校管理運営事業ということで、先ほど、昨年より280万ふえたという言い方をしたような気がしたんですけども、というのは、ただ昨年、2,800万か、ふえたと言っていたんですけども、これというのは、昨年度骨格的予算と比較しての金額という意味ですかね。

伊藤委員長 課長。

菊地教育総務課長 そうですね。今年度1億5,001万で3,022万8,000円ふえたということで、この主な理由としましては、事業費、消耗費、燃料費、食料、こういうものがトータルして約2,800万ほどふえているということで、おっしゃるとおりでございます。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そのほかに施設の整備とか、管理運営もそうなんですけれども、昨年骨格的予算で、それで途中で補正補正で戻していったと思うんですけども、それよりも今年度は、去年はなぜ、骨格的予算ということがあったので、その後の補正でもなかなか戻せなかったというものもあったと思うんですけども、今年度は現場のところで必要だと思ふような需用費とか、あと、施設の整備などで、きちんと上げてきたものがきちんと予算になっているんですよって本会議場で確認し

たら、なっていますと言ったんですけども、その辺のところ、あそこでは大きなことしか聞けなかったんで、細かい部分のところ、現場で上げてきたんですけども、これは削ったと、これは緊急でないので削ったというものというのは、何か大きなものでありますか。

伊藤委員長 課長。

菊地教育総務課長 ありません。

早乙女委員 じゃ、いいです。

伊藤委員長 よろしいですか。

早乙女委員 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑ございますか。

早乙女委員。

早乙女委員 あと1つ、ごめんなさい。

120ページのところで、小学校教育活動費のところ、市採用の教員ということで1億5,485万円が賃金として計上されていると思うんですけども、この中で、私どうしてもわからないんですけども、日光とかあの辺の新聞記事とかいろいろ読むと、この支援学級に配置されている先生がどうも県費のような感じなんです。支援学級に配置されている先生が県費で配置されているというようなものなんですけれども、県費で加配しているのか、それとも普通学級への、通級じゃなくて、普通学級に在籍している子どもに対する加配で、県費でしている話なのかということで、那須塩原の場合は加配で先生が県費で来ているということはどこにもないんですか。

伊藤委員長 課長。

菊地教育総務課長 県費で来て、県費の加配で来ている先生はおります。ただちょっと今どこにいるか、調べは……

早乙女委員 それはいいです。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そのときに、その加配で来ている先

生だけでは十分な人員配置ができないので、小学校の教育活動費の中で賃金として支援学級にも市の採用の教師、要するに35人学級にする部分のところでも、ある意味、支援学級的な意味合いもあつての加配ということも含まれるというふうに解釈すればいいですか。

伊藤委員長 課長。

菊地教育総務課長 そう理解していただいて結構です。

早乙女委員 いいです。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 それでは、早乙女委員のきのうの質疑でも、また先ほどの質疑の中にもあったんですけども、最初に、菊地課長のほうの説明で、今回、通常経費に関して言うと、過去3年の平均をとって今回つけたという説明があったんですが、その点について、では、平成24年度当初において骨格的予算、その後6月、一部9月については肉づけ予算という形をとったわけですけども、その考え方で予算づけをしたものと、今回の平成25年度の当初の予算づけというのは、ちょっと違う気がするんですね、考え方自体が。ということは、その辺の方針というのが変わったのか、ちょっと詳しくお聞かせを1点願いたいと思います。

それと、学校給食費の中の今回新規ということで、ノロウイルス検査、大体88万という説明をいただいたんですが、これ具体的にどのように行っていくのかを聞かせていただきたいと思います。

それから、小学校、中学校の耐震が今後も進んでいくわけですけども、その耐震でよく問題になるのが、これは一般質問等でも何度も出されてきていますけれども、非構造物と言われる、例えば明かりであったり、天井なんかもそうだと思うんですが、その対応については、今回の補強工事等では考えられているのか。また、新規のもので

校舎も建てるし、体育館も建てられているわけですけども、そういったところの耐震はもう既にスタートしてあるのか、あわせてお聞かせください。

伊藤委員長 課長。

菊地教育総務課長 3点お尋ねありまして、まず予算立ての今年度は、25年度予算は24年度と方針が変わったのかというところで。

予算立ての考え方自体は、24年度当初と25年度も変わってはいないと思います。ただ、24年度につきましては、当初骨格的予算ということで予算立てをしたものの消耗品が3割カット、3割とりあえず減らすとか、光熱費2割、燃料費2割とか、そういう考え方で、実際数字を減らしたただけなものですから、基本的には必要なもの、必要なものは現場から上げていただいて、それについて予算を積み上げていくという考え方については、基本的には変わらないというふうに考えております。

あと、ノロウイルスにつきましては、これにつきましては特に検査の時期につきましては、これがふえる10月から3月までの6カ月間、毎月これは調理員の検査を行うというようなやり方をしておりまして、委託するに当たっては、これ現在は未定なんですけど、例えば専門機関があるんですけども、前段として、その県の保健衛生事業団、そういうところに委託をして、そこが専門の調査をするところをお願いをするというような、そういうことで検査をするような予定になっております。

耐震の部分で、天井とか明かりとか、そういう部分の耐震の対応を考えているのかというところですよ。これは整備推進室長のほうからお答えいたします。

釣巻教育総務課学校整備推進室長 先ほど耐震改修にあわせて非構造物の対応をしているかという

ふうなことだったんですけれども、耐震補強にあわせて、そのようなものも対応しております。

それと、例えば天井については、大構造物のつり天井があれば、それらを取り外して、構造的に変えたり、あと、窓ガラス等についても飛散防止フィルムを張ることによって対応しております。

あと、新規のものについてはどのようにしているかというふうなことでしたけれども、新規に改築等を行っている場合、これについては、もちろん新耐震基準で設計しておりますし、先ほど言った非構造物についても落下等しないような形で設計はされております。窓ガラスについては強化ガラスをですね、外部に面するガラスについては強化ガラスを用いて、耐震上だけでなく、追突等によるけがとか、あるいは竜巻、突風等による飛散も含めまして、強化ガラスを使用するなどのような対応をしております。

以上です。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 それでは、通常経費の部分なんですけど、平成24年度は骨格的予算ですから、当然大幅に、平成23年度と比較すると予算としては減ったわけですね。ちょっと23年度予算書を持ってきていないんでわからないんですが、23年と比較して今回の25年度、新年度予算というのは、増減でいうとどうなったんでしょうか。例えば24年と今回の当初、25年度を比較すると、教育費全体では12.4%の増になっているわけですね。今回の見直し等も含めて、23年と25年の比較でいうと、予算額としてはどういう変化があったのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、ノロウイルス検査に関して、これは10月から3月までということなんですけれども、わからないんで聞くんですけれども、これ毎日行われるということなのか、それともやはり週に1

回とかそういった形でやるのか、お聞かせください。

伊藤委員長 課長。

菊地教育総務課長 申しわけありません、23年度予算とのちょっと、資料はあるんですが、ちょっと比較をしたものが現在ないので、ちょっとこれ後で比較表、資料をつくってお渡しするというところでよろしいでしょうか。

あともう一つ、ノロウイルスの検査につきましては、月1回。

伊藤委員長 よろしいですか。じゃ、質疑の途中ですが……

〔「終わっちゃおう、これ」と言う人あり〕

伊藤委員長 終わっちゃう。

それじゃ、吉成委員。

吉成委員 じゃ、ノロウイルス、88万で6カ月間ですよ、そうするとね。やるということは、10月から3月までですから。月1回ということはかなり委託料、1回の委託料が大きいんだと、10万以上の委託料がかかるということになるわけですね。これは、やはりあれですか、専門機関が非常に少ないということもあるんで、委託料としてはちょっと高額なような気がするんですが、そういった理解でよろしいんですか。

伊藤委員長 課長。

菊地教育総務課長 特に、実際にほかの検査と比べては割高だというのはあると思いますけれども、ちなみに内容を言いますと、そうですね、ほかの腸内検査とか、細菌検査、個人の検査と比べると、一応予算上では、見積もり上なんですけど、1人5,000円、それが各調理場ごとに20人とか30人とかとしますので、それを掛ける6カ月ということになると、やはり60万から、人数によっては80万という金額になってしまいます。

ただ、これはこの後、入札なり見積もりをかければ、金額は多少は変わると思うんですけども。

伊藤委員長 質疑の途中ですが.....

〔「委員長、簡単なやつだからいいでしょう、聞かせてください、簡単なやつ」と言う人あり〕

伊藤委員長 ちょっと私もありますんで、10分間休憩をとります。

開始時刻が11時10分からとします。すみません、それじゃ、15分にします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

君島委員 じゃ、すみません、単純なやつ、3つお聞きします。

歳入で財産収入で不動産.....

伊藤委員長 資料何ですか。

君島委員 資料19ページです。

〔「執行計画」と言う人あり〕

君島委員 執行計画ですね、19ページです、すみません。

16款1項1目の中の不動産等貸付収入というのは、これは何を貸しているのかというのが1点です。

あともう1点が113ページで、森林国営保険と入っているんだけど、どこか学校林がまだ残っているのかどうかということが2点目です。

3点目は、学校給食単独校管理事業の中で、賄い材料費というものがないんですけども、単独校の賄い材料費というのはどこから出してどうい

う形になっているのかという3点だけちょっとお聞きしたいんですけども。

伊藤委員長 課長。

菊地教育総務課長 それでは3点お答えいたします。

まず最初の歳入16款の財産収入、教職員住宅の貸し付け24万の部分ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

菊地教育総務課長 これは塩原にある教職員住宅と言っているんですが、あそこは何という場所なんでしょう。

〔「あれですね、マンションですね」と言う人あり〕

菊地教育総務課長 そうです。マンションの部屋料です。

2点目の学校林、これは塩原小学校の学校林の。給食単独調理校賄い材料がないということなんです、これは会計が公会計ではなくて、私会計で市のほうに入ってこないものですから、この予算のほうには反映されていないということでございます。

君島委員 わかりました。いいですよ。

伊藤委員長 ここで進行を副委員長にかわります。

櫻田副委員長 伊藤委員。

伊藤委員長 私は、スクールバスの運行事業についてお聞きします。

117ページです。

大分スクールバスも古くなってきたという話がございますよね。それで今回、点検整備について240万からのお金がかかります。これはこのバスというものはいつのころかえるとか、そういう部分ではないんでしょうか。

櫻田副委員長 課長。

菊地教育総務課長 スクールバスにつきましては、当面はちょっと現行のままでいくんですが、実は

学校の統廃合との絡みもありまして、この前の議会の一般質問のほうでも、高林地区とか、その後、鍋掛地区、そして関谷地区のほうでも統廃合が進みますと、当然市でバスを購入して運転手を雇用してというような、そういうやり方よりも、むしろすべてバスは民間委託で、委託にしようというようなやり方のほうがより現実的で経費的にも、管理費とかそういうものがなくなるものですから、いいんじゃないかということが考えられます。ですから、そういうことも含めて今後検討していかなければならないので、その中で検討していきたいと思ひまして、当面は現在のようにちょっと直しながら使うということを考えております。

櫻田副委員長 伊藤委員。

伊藤委員長 それですね、一時よりはこの利用する子どもたちが若干少なくなっているとは思いますが、今のこの利用率というものをちょっとお聞きしたいと思います。というのは、人数が何%ぐらいになってしまったとか。

櫻田副委員長 課長。

菊地教育総務課長 ちょっと現在手元に資料がないので、今、塩原は1ルート、上塩原のほうから乗っておりますけれども、乗っている児童数がどれくらい変化しているかというような、それちょっとすぐ調べまして後でお答えしたいと思います。

櫻田副委員長 伊藤委員。

伊藤委員長 ちょっと皆さんにお聞きしたいことがあるんですが、実は、スクールバスの発着場のことについて、一部地域から要望がございまして、発着場を今の発着場じゃなく、ちょっと移動できないかと、ちょっと場所を変えられないかというような要望がありまして、そういうことというのは可能なんでしょうか。

櫻田副委員長 課長。

菊地教育総務課長 その発着場がどこにするかと

いう、変更するとかという決め方なんですけど、もともとは保護者の方と、あと学校で通学ルートというのがありまして、そのスクールバスに乗る方が地図上にどこにいるかというのを落として、一番効果的なのというか、一番みんなが集まるのにいい場所を選定しているわけなんです。選定に当たっては、距離もそうですけれども、大型バスが発着できるとか安全に運行するために、そういう場所も安全な場所であるということも確認しなければいけないので、このあたりについては、まず保護者と学校のほうでまず話をしてもらって、当然私どもの担当も入って、その中で協議をして、あとは実際に乗りおりする場所が変更するというのであれば、実際に走らせてみるなど、その安全確認をしてから、変更する場合にはそのような手順を踏んでやるべきだと思っております。

ですから、変更できないということではありませんけれども。

櫻田副委員長 委員長。

伊藤委員長 わかりました。

じゃ、変更ができないということではないんですね。

それでは、例えばバスは大きいものですから、道が狭ければできないですよ。そういうときには、待避所とか、そういう部分をつくっていかなくてはならないと思ひますが、その決めというものはあるんでしょうか。例えば何百メートル置きにそういうものをつくるとか。

櫻田副委員長 課長。

菊地教育総務課長 特に決めというのはないと思ひます。

伊藤委員長 それじゃ、決して不可能ではないと、話をすれば、そのきちっとね、地元の人、父兄とか市役所のね、それを話をすれば、決して不可能なことでもないという認識でよろしいでしょうか。

櫻田副委員長 課長。

菊池教育総務課長 基本的にはそうです。地域の合意というか、そういうのがあって、皆さんが、乗る方がそういうことで合意形成ができていれば、それは変更できるんじゃないかなというふうに考えております。

伊藤委員長 わかりました。

櫻田副委員長 引き続き副委員長から委員長に交替します。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第11号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

それでは、以上をもちまして、教育総務課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時29分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、学校教育課所管の常任委員会審査を行います。

議案第36号 那須塩原市塩原地区高校生通学支援事業基金条例の廃止についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊池学校教育課長 (議案第36号について説明。)

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 これ、合併協議の中で決まったことだと思いますけれども、合併協議のときにこういうやり方でこういうふうにして、最終的には基金がなくなったら終了するという内容とった内容どおりに大体進んで終了するというようなことになるのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 今、委員ご指摘のような状況で、さらに1年延びたという現状があります。

以上です。

早乙女委員 大丈夫です。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 参考のためになんですけども、このときの基金というのはどこから出た基金なのかと

ということと、あと、合併当時の人と今実際に子どもがいる、現実ね、通学させている人とは違うと思うんですけども、その人たちがどんなふうにいるかというのがもしあれば教えてください。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 合併前の塩原町高校生通学事業条例というものがあまして、ここから引き継いだものが7,000万円で……。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 基金の中で元手が、個人がね、資産家が出したとか、その市民の要望があつて町の時代に予算をとったとか、その辺の最初の原資の話。そのどうしてやったかという。

伊藤委員長 課長。

渡邊児童生徒サポートセンター所長 この基金の原資なんですけど、これにつきましては、当時、香典返しの廃止というような形の流れがありまして、今までは品物をお返ししたという、年々金額がかさんでくるということがあったもんですから、それをなるべく抑えようというようなことになりまして、そのかわりといいますか、一応包んできた人のお返しに、それをはがきにかえる、あるいは安いものにかえて、今度はそのなんですけど、余ったものといいますか、もし参加すれば、それを育英会のほうに寄附しましょうという、その育英会に寄附されたものが原資となつてこういうふうな通学費のほうに充当したという、そういういきさつですね。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 高校生が使用、私は西那須野ですけども、あそこから来る高校とか、また高校に行くのがとても大変だろうと思いますけれども、塩原のその親御さんたちが通学費に負担が重いと感じて、何とか基金をつくってくれといってできた基

金ではないんですね、スタートはそうするとね。何かそんなふうにしたので、それが一応わかりました。

以上です。

〔「委員長、だめですかね、 が違うんですけれども、ちょっと。基金のその原資が違うんで」と言う人あり〕

伊藤委員長 だめです。

〔「わかりました」と言う人あり〕

伊藤委員長 ほかにございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 違う、もう1点聞いているんだ。2点聞いたんで、もう一つのほう。

伊藤委員長 それじゃ、もう1点のほう、執行部でお願いします。

課長。

菊池学校教育課長 今、鈴木員さんのほうから質問がありました。やはりもちろんそういうことで、希望する保護者ももちろんいます。ただ、この基金を続けるに当たっては、このほかの地域との平等、公平性を保っていかなければならないもんですから、それを考えますと、相当対象する生徒が多くなってしまふということで、基金の財源が非常に厳しくなるということで、現在のところ、この後続けるということは考えていないということで、理解をいただきたいところです。

伊藤委員長 それでは、ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時37分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第36号 那須塩市塩原地区高校生通学支援事業基金条例の廃止についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第36号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算等審査特別委員会第2分科会審査に切りかえます。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

菊池学校教育課長 (議案第11号について説明。)

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

鈴木委員 115ページの一番下の301事業なんですけれども、謝礼だとすると、約300万というのは大きいのかなと思うんですけれども、内容と必要

性はどんなことなのか、もうちょっとご説明いただけるとありがたいんですけども。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 この新規の早期教育相談支援コーディネーター関係ですけれども、これは国のほうの事業でありまして、120万、これが国のほうから来ているものであります。あとは、就学指導関係の部分で、大きい部分については外国人児童生徒教育相談謝礼ということで、これが73万程度あります。あとは、教育分の研修講師謝礼になっておりますね、43万5,000円程度。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 国が予算をとる目的、必要性、それとこのコーディネーターの方たちは具体的にどういふことを目的として事業として話をするのか、何かやるのか、そのあたりだけもうちょっとお伺いできますか。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 早期教育相談支援体制構築事業ということで、国のほうから事業を本市で委託を受けてやるわけですけれども、本市はご承知のとおり、不登校の児童生徒が非常に多い状況にあります。早期なもんですから、小学校へ入学する新就学児に対する相談活動を重点的にやりまして、それについて、やはり入学当初から子どもたちの、子どもだけではなくて保護者に対する対応をしてきたりということで考えております。

伊藤委員長 よろしいですか。

金子委員。

金子委員 117ページの外国語教育推進事業、外国語指導助手8名と、そのちょっと中身というか、それと、その下の教育相談員の8校から10校ということなんですけれども、それもちょうと中身と、それから、124ページ、中学生海外派遣研修事業の中身と、それちょっともう少し説明をお

願います。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 それでは、まず117ページの60事業、外国語教育支援事業についてですけれども、外国語指導助手、これは現在本市で単独採用をしておるんですけれども、そのうち10名のうち8名がアパートを借りております。その方々の、まず市のほうで賃借料の部分での補助になります。金子委員 すみません、その中身といったのは、その8名が例えばどこの中学、学校とかそういう……

菊池教育総務課長 全中学校です。

金子委員 全中……

菊池学校教育課長 つまり本市は10中学校区なんですけれども、その10名ですので、1つの中学校に1名配置されております。

伊藤委員長 金子委員。

金子委員 それと、小学校も行くというのも聞いていますけれども、その辺のところは。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 同じように、時間数は減るんですけれども、小学校の3年生、4年生につきまして、本市は文科省から教育課程特例コースということで申請をいたしまして、全小学校25校に奨学3年生、4年生の英語活動を実施しております。これは年間20時間。そのための指導に当たっていただいています。よろしいでしょうか。

金子委員 わかりました。

菊池学校教育課長 それと、子ども教室相談ですね、これについては、現在小学校8校、それから中学校3校に配置しております。ごめんなさい、小学校が5校で、中学校3校で、すみません、今現在8校ですよ。小学校にまず8校配置されているんです。そのうちの、次年度は2校をふやして10校にしたいというふうに考えております。

これはスクールカウンセラーとは違いまして、市のほうで相談業務に非常に関心のあるというか、力のある方を採用いたしまして小学校に配置しております。

伊藤委員長 金子委員。

金子委員 これはどういう形で子どもたちと接することになりますか。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 各学校で相談室というのがありまして、そこに支援員の方が入っていただいて、週2回なんですけれども、そこで相談を受ける。相談を受けるというか、話し相手になったり、悩みを聞いたりするということになっております。

金子委員 わかりました。

菊池学校教育課長 それと、124ページのすみません、海外派遣具体的には次年度、オーストリアからのホームステイが2年間ちょっとこの震災のために中止になっておりました。それが今回8名、オーストリアから受け入れになります。それから、例年やっております本市のほうからオーストリアに派遣する39名程度の生徒の派遣関係の事業になります。

金子委員 はい、わかりました。了解。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 まず、73ページのところで、放射能対策出前事業の資料作成ということで、この資料というのは、どなたがどういう資料をおつくりになるんでしょうね。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 現在、広域圏のほうで研修を受けてきた職員、3日間、先週受けてきたんですけれども、うちの職員が基本的には原案をつくるんですけれども、本市のアドバイザーで鈴木元先生等の協力を得ながら、そして市の除染センター

で出しておりますハンドブックなんかも活用しながらつくっていきたいと考えております。保護者向け、児童向け一緒のものです。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 鈴木元先生は、このぐらいのところだったら安全だということをしていて、それを市民に徹底するという場になりかねないということと、やっぱり予防的に、今まで経験したことのないものを安易に安全と言っている方だけの監修でつくるということで、本当にいいのであろうかということよりも、その内容を相当精査しないと、あと放医研でやる、自体も、やっぱり国の推進している機関がつくっているところの意見ですので、私は木村先生たち、議会で勉強会をしたときの木村先生たちがつくったテキスト、放射能になんか負けないぞというテキストを、これは福島県の現場の先生と木村真三さんが監修してつくった本なんですけれども、気をつけなければならない、要するに子どもたちがどういうふうに生活していったらいいだろうか、どういうふうに捉えたらいいんだろうか、ただただ安全だと、こういうものだったら安全だという観点ではなくて、どういう配慮をしたらいいのかということを考えてつくられていて、子どもにも保護者にもわかるようにつくられているなというふうに思ったんですけれども、そういうようなものがきちんとつくられてくるのでしょうか。

ほかの市町村でも、このたぐいのものがとても問題になっているんですね。要するに、安全だというために、また国はこういうものを文科省が中心になってやっているということで、各地域で。鈴木元さんが、何で除染こんなに受けないんでしょうねと言っていたと保護者の方が、だって先生が安全だ、安全だと言っているんだもん、だれも

ホールボディカウンターにしる、ガラスバッジにしる除染にしる、受けないでしょう、何もしなくたっていいと思っちゃうでしょうというのを保護者から聞いていたので、またそれに拍車をかけるのかなというふうに思いますので、この内容を相当注意して、特定の方に偏った監修だけじゃなくてやっていただきたいなというふうに思いますので、それは、その資料。あと、そこに、本当に保育園あたりに行ってから、どういうふうに研修を受けてきたらどういうふうに言うかというのは何か想像できるようなんですけれども、子どもたちが危なくないような生活ができるのに少しでも役に立つような研修だったらいいんですけれども、そうじゃないならちょっと弊害があるなということとは頭に入れておいてください。

116ページのところで、先ほど早期支援コーディネーターの話が出ていましたけれども、要するにこれというのは就学指導なんかのところのことかを思っていたので、就学指導委員会なんかだと、障害を持った子どもたちの振り分けをよくするということで、私なんか半分目のかたきにしたくなるような就学指導をされた時期もあったんですけれども、今は当事者と保護者との意見を尊重するというふうに、昔のように、あなたはここの学校に行きなさい、地元の学校じゃいけませんという押しつけはしなくなっただとは思っていますけれども。

それと、このさっき不登校だけということのようには聞かれましたけれども、早期支援コーディネーターというのは、障害を持ったお子さんたちとか、そこら辺のところにもこれはかかってくるんですか。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 先ほどちょっと説明が不足して申しわけありません。

本市の課題の中にある不登校対策というのは非常にあるのはご承知かと思うんですけども、その一つの要因として発達障害に起因する集団への不適應なんかも考えられる。もちろん今、委員さんがおっしゃいましたそのほかの部分という、本来そちらのほうが大切だと思うんですけども、やっぱり発達障害ではなくて就業支援が必要な児童生徒を早期から相談を受けるという形で、本市の場合には両面を考えて導入しようと考えています。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そのときのだれがこれを受けると、相談支援員になる人がだれなのかということによって、大阪なんかも早期から大阪の大東市なんかは早期から相談を受けて、要するに就学する前から、この子にとっての適切な学校はどうなんだろう、入学する前にハード面はどういうふうにしたらいいいんだろうとかというまで含めて、早目に相談体制があるんですね。そういうものだったらいいんだけど、単純に振り分けするような、単純な支援という名前をかりた振り分けにはならないだろうなということ、どういう意図を持ってだれを配置するかにすごくよるもんですから、ネーミングはいいんですけども。そこら辺はもう具体的には考えているんですか。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 まず具体的というと、まず本市の取り組みとして、今年度、平成24年度に特別支援教育担当の指導主事を1名配置しました。その職員は現場で特別支援教育を実際長年やってきた職員です。同じように、就学指導に当たっては、やはり専門的な知識とか経験が必要でありますので、今現在考えているのは、今まで特別支援学級とか特別支援教育に従事した元教員という形を考

えております。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そのときに、やっぱりどうしても昔の養護学校、あと特学と言われたところに振り分けをしていったのになれている人ではなくて、新しく、要するに統合教育、障害者の権利条約をなかなか批准できないこの国は、もしかしたらその辺もネックになっているんだろうかなという、統合教育への道がなかなか閉ざされてしまっているので、かなという思いも私なんかはあるんですけども、その辺のところを本当に選択するのは当事者だということ。それで、完全参加であって、完全平等だという部分のところを忘れないような人にしていただきたいというふうに思います。

それとあと、120ページのところで、教材備品なんですけれども、これ理科教育のためということで、今現在の理科系離れとかね、進学が。それなので、小さいうちからということでこれは理科教育のためなんですか。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 現在、文科省のほうでこの理科教育関係の支援は非常に重要視しておりまして、その予算を じゃ、すみません、補佐のほうから。

阿見学校教育課長補佐 もちろん国のほうでことしですか、学習状況調査の中へ理科を入れたりもしていますけれども、そういったことを含めて、やはり学校の現状として、理科教材の整備がなかなか進んでいないという現状がありますもんですから、今年度の緊急経済対策のほうでは100億円という形で、大幅に通年よりも大きな予算を通していただいたところです。

本市の現状を見ますと、理科教材については、小学校は昨年度末で約36%、中学校は33%という

ような整備率になっているものですから、やはり補助金をいただける状況にあるということで、大幅にといいますか、予算を計上させていただいたところですよ。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 私、理科離れというかのことで、少し小学校から対策をとっているのかなど。大学なんかも、結構予算つくようになっていんですよ、研究事業とかに。大学じゃなくて、大学を目指すために高校に相当、理系のものところだったらお金がつくというふうに言われてきているんで、もしかしたらその一環で小学校までオーケーになってきたのかなというふうに思ったんだけど、それとはまた別なんですね。

阿見学校教育課長補佐 ではないです。もともとこの補助金は小学校、中学校変わりなく対象になっております。

早乙女委員 あと、124ページの中学生海外研修事業のところ、8名の受け入れはわかります。それで39名の派遣をするということで、これなんかは、派遣をするときには、この交付金の中の経費的には39名のこの派遣費用というものをこの実行委員会に出して、実行委員会のほうで全部やるという形になるんだと思うんですけども、この実行委員会を実際に担うというのは、教育委員会が担うんですか、それとも学校の先生も入るんですか。そこら辺は。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 まず初めに、保護者の負担が10万円をしております。この事業の中にやっています。あと、実行委員ですけれども、教育長を長としまして、部長、それから私たち課長、それから各学校の校長全員、派遣する、引率する教員がメンバーになっております。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 実際にそういう人たちで実行委員会を組んでいて、実際に派遣するときには、子どもだけで行くはずはないので、派遣のつき添いというか、それは中学校の先生とか、教育委員会でも行くんですか。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 団長を校長先生1名、それから引率の教員、これは現場の教員ですけども、3名、それとあと、教育委員会職員2名で構成しております。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、この経費はどこから、この中からやっぱり出るんですか。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 そのとおりです。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、このときの経費というのは、自己負担なしで丸々出るんですか。

菊池学校教育課長 教員のほうですか、派遣のほうですか。

早乙女委員 教員と団長と職員の部分は。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 そのとおりです。

早乙女委員 わかりました。

伊藤委員長 よろしいですか。

早乙女委員 はい。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 それでは、116ページの学校運営費ということで、新規で今回、論理力育成のための研修会ということなんですが、何かよく言葉としてはわかるんですけども、これを導入する目的と、それから対象、講師、をお聞かせ願いたいと1点思います。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 論理力育成、非常に簡単な言葉で申しわけございません。実際、現在の学習指導要領でコミュニケーション能力、言語能力の育成ということ、日本人の非常に弱いところ、劣っているところをやはり考えていかなければならないということで、まずこれは教職員にそういうふうな論理的思考力をするためのノウハウというか、そういうものをまずきちんと持ってもらうということで、今現在、講師を選定中です。候補者はいるんですけども、やはり何名、何ていうんですかね、より実行力のある方をお願いしようと思っているもんですから、今選定中です。

以上です。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 中身はわかりました。

そうすると、これは1回限りの研修会ということになりますよね。例えば文化会館等に先生方集まっていたいてやるような、そういった形を考えていっちゃるということによろしいんですか。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 そういう方法と、それからあとは、まず先生を呼んで、考え方を聞くということも考えているんです。選定する段階で、結局いろんな方がやっぱりいっちゃるんですね。そうすると、本来この中学校、あるいは小学校、つまり義務教育の中で論理的な思考力を高めるためにどういう先生がいいのかということで、今両面で検討しております。

以上です。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 了解しました。

じゃ、続きまして、18ページ、メールの件なんですが、今回新規で車両を280万円ということで購入をするわけですね。この車両の運用の仕方についてお伺いをします。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 まず、このメールにつきましては、利用者については非常に宿泊の数よりも、どちらかというと日帰り体験が非常に多くなってきております。その子どもたちの送迎ということも考えておりますし、それから活動についても使います。

以上です。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 そうしますと、車両としては、この予算額からすると、ワゴン車ということに当然なるだろうと思うんですね。運用の仕方としては何かあれですか、じゃ、日帰りで利用されるということは、各不登校の子たちの家庭に送り迎えをするというような形をとろうとしているということですか。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 自宅ではなくて学校をまず起点として考えてきております。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、保健室登校しているような子どもたちが対象という理解でよろしいわけですね。

菊池学校教育課長 はい。

吉成委員 了解しました。

次に、112ページで、これは小学校活動費も、それから中学校活動費も新規として入っているわけですけども、小規模の特認校に対する支援事業ということで、1校50万円を考えているという話でありました。6校、それから1校ということですけども、これ実際には各学校で何かアイデアを出していただいて、それに対して出すということだと思うんですが、その辺のもう少し詳しい中身について説明いただければと思います。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 これにつきましては、もちろ

ん学校を中心としているんですけれども、やはり地域の住民の方々の代表者の方もいらっしゃいます。そういうことで推進委員会をつくっていただいております、現在。その推進委員会の中で、じゃ、特色ある学校をさらに進めていくために、この基金の交付要綱をつくってあるんですけれども、その中で、まず目的については、児童生徒の拡大を図る目的。まずこれが第一条件と。それで、その中で具体的にどんなものに使うのかということで、現在本市で進めているもので、学校活性化創造事業補助金があります。これを進化させるための事業。それから2つ目は、学区内外の自然や人材の資源を活用して行う事業。それとあとは、留学児童生徒数の拡大を図るものとして、教育委員会が認める者という、一応3つ、その要件を出しております。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 要綱までつくっているわけですから、それに見合ったものが各学校で当然上がってくるんだと思うんですけれども、その推進委員会ですね、実際に推進委員会が、地域の方も含んで組織されているというお話なんですけれども、あれなんで、活動的には年に何回もの会議を開きながら現在までもやってきているということなのか。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 もちろん各小規模特認校、学校別に回数は違いますけれども、少なくとも年3回、多いところでは5回、6回とやっております。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 学校評議員制度なんかとの違いというのはどこにあるんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 学校評議員は、あくまで学校の経営に対して意見を聴取する立場ですので、校長がその評議員を招集しますので。ただ、この小

規模特認校に関する推進委員会は、あくまで学校を中心とした推進委員会の委員長さん、学校長である場合もあるんですけれども、ほとんどPTA会長さんとか、地域の自治会長さんの代表の方とか、いろんな方がいらっしゃるものですから、その方が招集するという形になっております。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 了解しました。

じゃ、最後に1点。

ちょっと戻ってしまいますけれども、120ページの、やはり小学校教育指導事業の251事業の中の社会科副読本を新たにつくるということなわけですけれども、これはもちろんよりこの地域を子どもたちに知ってもらおうということで作る教材だというのはよくわかるんですが、どういった方々が携わってつくるとかお聞かせ願いたいと思います。

伊藤委員長 課長。

菊池学校教育課長 小学校の社会科を中心として指導している教員を指名しまして、4回、その先生方に役割分担をさせていただいて、現地調査をしたりとか、それから自分で資料を集めたりとかしてつくって、今年度、平成24年度で今現在進んでおります。来年度、それをまとめたものを印刷製本するという形になっています。

以上です。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 対象は、これは小学生対象はどの年代になるんでしょうか。

〔「4年生」と言う人あり〕

吉成委員 4年生ですね、了解いたしました。

菊池学校教育課長 申しわけありません。

伊藤委員長 よろしいですか。

吉成委員 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第11号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他でほかの委員の皆さんから何かございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 それでは、学校教育課の皆さんからは何かございませんか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、学校教育課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 午後 零時18分

再開 午後 1時15分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号の上程、説明、質

疑、討論、採決

伊藤委員長 生涯学習課所管の常任委員会審査を行います。

議案第41号 那須塩原市生涯学習推進プランについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

阿美生涯学習課長（議案第41号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 この生涯学習推進プランということで、昔の社会教育の時代には、みずからが学習するという部分のところがすごく私なんかには新鮮であったのが、生涯学習推進法ができて、余り社会教育、社会教育と言われなくなってきたときに、何かこういうような事業をするということなんですけれども、その社会教育の最初の理念的な部分という、本当に枚方なんかでは憲法学習の場である、公民館はとかというのまで言ってしまうような時代で、それがすごく、全然そんなことはだれも思っていないような時代になっていたのにも関わらず、やっぱりここではユネスコの学習権宣言なんかも参考資料としてあるということを考えたときに、こういうような観点というのは審議するときどこかで、基本的にこういうプランを策定するときに、このユネスコの学習権宣言みたいな部分のところというのは意識しながらつくっていったものなんでしょうかね。もう社会教育とかそら辺の理念とかというのは、忘れ去られてしまったんでしょうかね。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 これをつくるときには、ある程度それは、全然なかったわけではないんですけども、前期あった計画を見直すに当たっては、恐らく市民会議という会議がありまして、その中でいろんな意見を求めさせていただいて、その意見にまとまりを得たというようなことになっております。

確かに今言われたようなことは、全然なかったというわけではないんですけども、結果としては難しい状況にあったということです。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 それとあと、必ずどのプランの中でも、今のところ、市民を抜きにしてプランを立てることは、もちろん市民とともに推進していくプランなんで、市民との協働ということは必ず出てくるんだというふうに思いますけれども、この市民と協働してつくり上げていくんだという部分のところで、何かこのプランの中で意識したりとか話し合った中で、特別に那須塩原のこの生涯学習を推進という部分をどういうふうにやっつけようかというときに、市民との協働をどういうふうにとらえようなんていう、そんなような話し合いとかというのはどうされましたか。

伊藤委員長 補佐。

小出生涯学習課長補佐 資料の26ページにプランの推進体制というのがございまして、その中で具体的にこのプランの推進体制をとらせていただいております。

1番として庁内の本部会議です。これは内部的な組織の推進。それから、先ほど申し上げました市民会議です。市民会議とですね、意見をいただきながら推進します。それから、3番目として、市民や諸団体との連携協力ということで進めるといことで。具体的には、いろいろ事業があって、その事業ごとによってその推進の仕方というのは

違って来るものですから、この辺のところは念頭に置きながら、具体的なプランは推進していきたいという形で考えております。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 なぜこんなようなことを言うかという、要するにこういうプランをかけたときに、市民との協働とか、市民と一緒につくり上げていくとかいっている時代になってきているにもかかわらず、市民と一緒につくり上げてきたものを無視してしまうようなことが行政の中で最近目につくので、本当にこういうものをつくり上げていったので、それを簡単に行政がつくった計画を無視するというようなことはもうできない時代だと、どの計画でも思うんですけども、その辺のところでのこの計画というのは、生涯学習を推進していく上での指標にもなって、みんなの約束事にもなって、取り組んでいくことの内容も盛り込んであってという、そういう理解でこれを計画をしてみんなでつくり上げて推進していこうという理解でよろしいですよ。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 今言ったとおりだと思います。早乙女委員 いいです、ありがとうございます。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 市民との協働の中で、これからの事業もそうなんですけれども、このプランを受けて、市民大学ということも検討しています。市民の方が大学を、各講座を受けて、最終的にはこういうような、このプランにあるような講座を市民の方が一緒にしていくという考え方で今進めているところです。

以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許し

ます。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第41号 那須塩原市生涯学習推進プランについて、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第41号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算等審査特別委員会第2分科会審査に切りかえます。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

阿美生涯学習課長 (議案第11号について説明。)

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

金子委員。

金子委員 132ページの三島公民館管理運営のところ、委託料で文化事業というのがあるんだけど、それが何であるかということ。

それから、134ページ、文化振興事業ということで、今度新規で8つの行事というかあれに1万8,000円ついていますがけれども、これはどういう

ことで1万8,000円になったのかということと、それから、ついでに文化財保護事業のほうでの十幾つかの2万7,000円という、これはどういうことで2万7,000円なのかということとをちょっと聞きたいと思います。

それから、136ページの博物館管理運営事業で、常設展示室リニューアルという、これのちょっと内容を聞きたいのと、それから、その次のページの博物館収蔵資料収集の彫刻ブロンズ、それから備品購入330万というの、何か予定が決まっているのかどうか、その辺お聞きしたい。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 私のほうから、その134ページの文化振興のほうからちょっと説明させていただいて、これ1万8,000円なんですけれども、これは新規事業という子とで、今まで交付していなかったということなんですけれども、もともと合併したとき2万円とかという補助があってですね、合併のときに2万円にしようということでの金額なんです。だから、その時代の金額がどうなのかというのは、ちょっと手元になくてわからないんですが、それで1割削減ということがあったので、1万8,000円という金額になっています。

この135ページの2万7,000円も、もともと3万ということで補助金はあったんです。見直しの中で1割減で2万7,000円なんです、その3万円も合併のときのつり合わせの中で、もともとなったんで、その根拠がちょっとわからないんですけれども、もともと今までの決算等々、その辺も加味した中での補助金の額になっているんじゃないかというふうに思っております。

それと、一番最初何でしたか。

金井那須野が原博物館長 那須野が原博物館のほうの常設展、リニューアルの委託でございますけれども、那須野が原博物館、平成16年1月23日に

オープンということで、合併前の開館ということがまず1つございます。そのために、ちょうど合併前年の開館から10年が平成26年ということもありまして、ちょっと区切りということも含めまして、そのあたり。あともう一つ、当初の段階で開拓関係といいまして、歴史系がかなり多く占めていたんですが、今、博物館のほうでは、基本的には自然と寺門、歴史建造ですね、寺門という大きく2つに分かれておりまして、自然、これからの子どもたちに対する自然学習とか環境学習にも寄与していきたいという部分を含めまして、そういう部分で自然系の分野。とくに3地形、今まで西那須野町という部分であったもんですから、平地の部分だったんですが、これを塩原とか黒磯の部分を書いていきますと、やっぱり山地系の展示をしていくということもございまして、そのあたりを考えております。

先ほどの合併の部分もありますけれども、もう少し、当初の段階では那須野が原というフィールドを持っていましたので、ある程度いったんですが、細かい点で黒磯の農場関係とか、塩原の部分とか、そういったものが、やはりこの際、もう一度きちっと展示をしていきたいというような形で、そのあたりで模型とか、あとはパネル関係のものを一新していきたいというような形で考えております。

あともう一つ、備品のほうの関係につきましては、大きく3つの分野で、歴史と美術、あと自然資料、これにつきまして購入のほうを予定を考えております。歴史資料につきましては、錦絵とか開拓関係、ある意味、常設展の部分も補えるような資料関係を購入も進めて考えていきたいと思っています。

あと、自然資料につきましては、特にうちのほうとしては化石とかですね、そのあたりを中心的

に収集をしている、塩原の化石というのは大変日本でも有名な部分でもありますので、それを補うような形での参考資料的な形で購入していきたいと。

あと、美術につきましては、竹工芸のほうの関係で、今までちょっとここ何年も収集していませんでしたが、竹工芸のできたら、一番最初の八木澤先生の作品を購入できたらと思っております。

以上でございます。

〔「ブロンズはどうしたっけ」と言う人あり〕

金井那須野が原博物館長 ブロンズにつきましては、これは修繕という形をとらせていただいております。南庄作氏のブロンズのほうも修繕、ブロンズ化にするというような形です。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 最初の質問があります132ページの三島公民館の中の委託料の文化事業ということなんですけれども、これはこども劇場というのをやっているんですね。夏休みだと思わなくても、らくりん座とタイアップしてやっているんですが、これ多分毎年やっている事業なんです、これがあるんで、文化事業ということでしたんです。この1つだけです。

伊藤委員長 金子委員。

金子委員 134ページの新規で1万8,000円ということで、私もしばらく議員やっていなかったもんだから、これ見て18万と間違ったのかなんてちょっと半分冗談であれしたんですけれども、前は2万円だということですけども、2万円にしてもね、どうして2万円なのかなという非常に疑問を抱きます。

それから、こっちの3万円が2万7,000円になったということも、いかに文化に目を向けていないかということをしごく感じるんだけれども、こ

ここではこれでどうということも言えないけれども、もっともっとやっぱりこういうところに光を当ててもらえれば、すごくいいと思いますよね。特にその文化財のほうでは、ビデオや何かを出したり、そういうことをしてくれているわけだけれども、もっともっと、やはり一般の人にわかるようにね。ああ、そんなのあったのと。特にこれは塩原とか、それから黒磯方面が多いので、西那須の人なんかほとんど知らないでいるもんだから。もっともっと全市にわたって知らせるようなね。

あれは売っているんでしょうかね、ビデオかな、DVDかな。あれは一般に売っているんですか。
小池文化振興係長 今回作成いたしました文化財のDVDにつきましては、あれ全額国庫補助を使っておりますので、販売ができないことになっております。そのかわり市内の小中学校と公民館、図書館、博物館等に配りまして、そこで上映と、あと図書館では貸し出し用に5点ずつ入れておりますので、そちらのほうの貸し出しで対応していただければと思っております。

金子委員 わかりました。

そういうものをもっと、販売もできるようなものもつくってもらえればね、すごく一般に知れ渡るのかなと思うんですけれども。今後、やっぱりこのぐらい、これ1年間でしょう、毎月くれるわけじゃないんだもんね。1年間で1万8,000円で果たして何ができるのかなという感じがしないでもない。一応そういう要望をしておきたいと思えます。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 133ページの自治公民館の新規事業ということで、去年、緑町とかの公民館もしたと思うんですけれども、この辺のところというのは、今、自治公民館で新築をするというような、建て

かえとか新たに新築するとかという部分のところ、住民の方たちがある程度負担をしながらやっけていくんだと思うんですけれども、そういう機運というか、割とつくりやすい状況なんですか。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 ちょっと私のほうでも、いっごう建てた公民館がちょっと把握していないので、25年度、公民館の実態調査をさせていただいて、予算も平準化しようということ考えています。

ただ、今言ったその機運が高まっているかどうかというのは、ちょっと私のところではつかんではないんです。今回は、25年はですね、これは熊久保と上中野、唐杉でやりたいと。多分これは単発で上げているんじゃないで、今言った自己負担が相当あるもんですから、もう3年、5年、もっと前の計画の中でやっているというふうに思っています。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あと、134と135ページのところで、これはそれぞれの文化振興事業と指定するものと文化財保護ということでの金額の違いは、補助金の違いはあったんでしょうけれども、この辺のところは、去年の骨格的予算で削られてきたということでこういう金額を、今年度も削られてきた金額をそのまま要求したんですか。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 削られたというか、骨格的予算というか、これ補助金の見直しというんですかね、そちらの中でのものになっておりますんで、骨格的予算ということではなくて、補助金の見直しの中の予算の中で要求させてもらっているということです。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 これは、そうすると骨格的予算じゃなくて、あどきに報告書として出された補助金

の見直しの中で、これは減額するべきだということ
と出てきた金額だったんですか。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 今言った補助金の中の見直し、
見直しの中で出された額ということです。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、補助金の見直しとして
出されてきたものと、骨格的予算で昨年も削られ
てきたものと、ほかの学校教育課なんかは骨格的
予算で削られてきたものなんか結構過去3年の
ところであれして勘案して、請求して、ほとんど
満額に近いぐらい出てきたということだったんで
すけれども、この今、補助金の見直しの中の審議
会から出された以外の部分のところで骨格的予算
で減らされて、それをそのままという事業とい
うのはどういうものなんですか。全部とりあえず
はあれですか、23年度ベースで要求してはみたん
ですか。それとももう、ここすべてその補助金見
直しの中でこれだけ全部の項目、ここの文化振興
費、あと文化財保護事業の中の補助金ということ
で減額になっていたものはどちらで減額になって
いるんですか、これ。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 骨格的予算で一度ゼロになっ
て要求したということではなくて、もともと23年
度ベースの中で要求させてもらって、24年の中で
今言った補助金の見直しということがあって、そ
の中で1割の削減というような方針も出たんで、
24年をこの金額で、25年も同じ額ということの要
求になっています。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 ごめんなさい、聞き方が悪かった。

補助金だけでなくて交付金で、中学校オペラ
鑑賞教室とか、創作劇支援事業とか童謡フェスタ
とか、そういうようなものも市文化協会連絡協議

会への負担金、この辺が軒並み23年と比較しても
減っているんですよ。それは、ここら辺も全部含
めて同じ理由なんですか。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 やっぱり交付金も今言った理
由です。ただ、童謡フェスタについては、長期的
な視野に立って減額という考え方が出されたも
んですから、童謡フェスタは今回28万で25年は実施
して、26年も実施して、27年には、3年に一度だ
けはちょっと大きなイベントをやろうということ
で、3カ年で減額を図ろうということでの内容と
なっています。

ただ、そのほかについては今言った内容と同じ
です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、今のところはわかりま
した。そのほかの部分で、公民館の運営ですけれ
ども、昨年は骨格的予算で一律に減らされたとい
う部分のところがあったかと思うんですけれども、
今回は23年度ベースぐらいまでには戻っている
というふうに比較をすると、そういうふうに見て、
新規の事業が入っていたり何かするとプラスにな
っているというのがあるんですけれども、そうい
うものをちょっと勘案すれば、ほとんどが23年度
ベースぐらいまでには戻っているということなん
で、要求したものはほとんど満額に近いぐらい戻
ったというふうな理解でよろしいですか。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 今言われたとおり、23年ベ
ースに戻ったという認識であります。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あと、136ページの先ほどの博物館
の管理運営事業のところ、この辺のところ、常
設展を那須塩原市全体として展示にリニューアル
するときにしたい。要するに、西原と東原、それ

が両方、あと塩原という形になっていくんだと思うんですけども、この辺のところをやったときに、展示するものとかそういうもので、黒磯が所蔵しているものとか西那須野が所蔵しているものとかというものが、保管状態とかというのはよく私もわからないんですけども、それぞれに郷土資料館というのがいろいろ持っていた中で、それは博物館のほうで一括して管理をしているんだと思うので、そうすると、そういうものも含めた上での新しくそのために資料を買ったり何かして展示するという以外に、そういう3市町で持っていた今までのそういう資料とか、そういうものも全部一緒にして、それでここに展示されるという考え方でいいんですか。

金井那須野が原博物館長 実は、既にもう那須野が原博物館におきましては、3館の付属施設、関谷郷土資料館、あと日新の館、黒磯郷土館につきましては付属施設という形で合併になりまして、それ以降ですね、うちのほうとしましても登録関係、資料の関係の所在の関係も含めまして、それをほぼ完了しまして、今、8万円を超える資料を保有をしています。

ですから、その段階においた段階といいますか、そこに関しましてはすべて今、博物館のほうにデータないしは物があるという状況でありますので、その中から資料を出して、常設のほうへ持っていくというような感じで考えております。

伊藤委員長 よろしいですか。

早乙女委員 はい、いいです。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 それでは、129ページでちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが、鍋掛公民館の管理運営事業の中の新規で体育館の耐震補強の計画ということで載っているんですが、これは旧鍋掛中学校の体育館ということでだと思っ

すが、私も何度かあそこは利用したことがあるんですけども、かなり古い建物だと思っんです。そういう中で、耐震補強は十分にできるということなわけですか。

それからもう1点、東那須野公民館の駐車場用地の取得関連ということで、今回予算づけがされたわけですけども、そうすると、丸山重機があそこを持っているわけですけども、あの建物を最終的には全部取り払って、段差が相当あるわけですけども、それらも利用しながら駐車場として整備をするという計画なのかを確認させていただきたいと思います。

それと、33ページ、先ほど早乙女委員からも出ましたけれども、自治公民館の要は建てかえの関係なんですが、今回新年度予算で3自治会の公民館の建てかえが予算計上されました。以前は土地購入に関する補助というのがあったわけですけども、今はもう既に建物に関する補助しかないわけですよ。上限でいくと600万程度だったような気がするんですが。

それで、いろんなところから少し話が入ってきているんですけども、やはり今後消費税が8%、そして10%となるということも考えると、この時期に自治公民館の建てかえをしたほうが、その上がった分で備品購入ぐらいはできるんじゃないかというような話が出てきているんで、先ほど課長のほうからは、ちょっと調査をしたいというようなお話がありましたので、その辺を細かく、少しですね、もし調査をするのであればさせていただきたいという気がするんですが、いかがでしょうか。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 最初の129ページの鍋掛公民館における体育館の耐震ですね。これは確かに今言われたとおり、中学校時の建物で、正確なちょ

っと年次は覚えていないんですが、たぶん昭和四十三、四年に、建築したものだというふうに聞いています。

結構使用頻度というのがすごいんですね。先ほど言った年間1万3,000人ほど来ていますし、フットサルなんかもやったり、卓球なんか、ほとんど毎日使っているということで、今後どうしようかということで、まずは耐震診断をやって、その結果でどう判断するかということで考えたいということで、今回耐震診断と補強計画というふうにさせていただきます。

あそこは、建て直すといっても、建て直せない土地なんですね。下がすぐにがけ、河川が入ってきている地域になって、レッドゾーンですか、なっていますんで、その耐震診断によってどうするかという判断をさせていただきたいというふうに考えています。

確かに、あそこをなるべく、すごく運動が盛んでやっていますんで、なければ今後どうしようかの考え方も示さなくてはならないと思っています。

それと、その下の用地の東那須野公民館について、先ほど細かい説明をしなかったんですけども、確かに段差があるんですね。そこらについても今後どうしようかというのも、今の段階ではまだ決めていないんです。

それと、もう一つは、そこに市の土地が、 m^2 数わからないんですけども、100坪ぐらいあるんですね、もともと駐在か何かがあった土地。そこも含めて駐車場用地として考えたいというふうに思っています。

今のところ借用、借りるというのが前提なんで、余りこう何ていうのか、バスが入れるような、こんな形ではちょっとできていないかなと思っています。

それと、133ページ、自治公民館なんですけれ

ども、確かに今、吉成員さん言われたような話もちらっと聞いていることは聞いていますんで、その辺も含めて、財政の方からも予算の平準化ということも言われていますんで、調査をさせてもらいたいと思っています。

以上です。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 2点については了解しました。

じゃ、今の最後の自治公民館の建てかえに関してなんですが、できれば毎年10月に自治会長の連絡協議会、それからその前に行政連絡員の会議があるわけですね。その中でも資料等をもし出していただければ、各自自治会がどう考えるかはわかりませんが、参考にはなるんじゃないかなと思いますので、できたらお願いしたいと思います。

以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 134ページ、201事業の赤田山保全整備測量設計についてお伺いしたいんですが、工事の概要と、法面なのかなとは思いますが、それから、これは原資はどこから、市の原資をすべて考えているのか。それからあともう一つ、3つ目に、いつごろ着工というか、完成をめどに考えているのかをお示してください。

伊藤委員長 課長。

阿美生涯学習課長 これは、赤田山については地元の方からも大分前から要望されている部分があったもんですから、なるべく早くというふうに考えていました。部分的には、斜面のところの崩落ということで考えています。

これ、測量をしていかないと、どういう工事が一番安く安全でできるのかというのがわからないんですね。擁壁がいいのか、本当にはねつきのブロックがいいのかとわかりませんので、この中で

金額的なものはじいていきたいなというふうに考えているところです。

原資については、最初、去年ぐらいだったですが、農林のほうの関係もあったんですが、そちらがなかなか難しいということもあったんで、市の単独になる可能性もあるのかなと。ちょっと明確ではありませんけれども、今そんな形で考えています。

時期的には、できれば26年でできればなというような考え方であります。

鈴木委員 了解しました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第11号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

それでは、生涯学習課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

10分間休憩いたします。2時半からとします、開始は。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時29分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、スポーツ振興課所管の常任委員会を行います。

議案第27号 那須塩原市体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

平井スポーツ振興課長（議案第27号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

鈴木委員 まだ人工芝のほうはことしからですが、用意するということですが、天然芝のほうの利用状況、あと、利用状況も、市内と市外の利用状況などということなんですが、業者数というか。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 23年度のデータになりますけれども、23年6月から利用を開始したわけですが、天然芝については3,741人です。人工芝については1万559人、これ23年度、年度途中からの人数になります。今年度についてはまだ集計ができていないんですが、23年度の利用ということになります。

あと市内と市外、ちょっとその辺についてはデータが手元に、市内業者、市外業者の区分のデー

タがございません。申しわけありません。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 あと、わかりやすくという意味で、1年365日のうち、日数でいうとどれぐらい、割合ぐらいで結構ですけれども。

平井スポーツ振興課長 人工芝については、その養生期間とかが必要になりますので、利用できる状況であれば、年末年始の閉鎖時期を除いて全部お使いいただいて開放できる状況にあります。

人工芝のほうは、期間的には6月から10月までの使用期間を定めています。それで、時間的な制限を、ある程度養生のために、1日6時間とかです。天然芝の場合は、1カ月の事業日数を6月、9月、10月については15日以内、7、8月については12日以内、連続の利用が3日以内、1日の最大利用時間は300分ですから、5時間以内ということで、ある程度芝を守るためにそんな利用制限をつけている状況になっています。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ありがとうございます。

今は貸し出せる時間の話だと思うんですけども、私はもう一つ興味があって、人工芝の場合だったらどれぐらいの日数をね、逆に使わせてくれというふうに、向こうから来て日程的には埋まっていくか、毎日やっていけば100%でしようけれどもね。その割合がどれぐらいかということにちょっと興味があったので。そのデータありますか。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 これもあくまで去年のデータになってしまうんですけども、去年の場合、天然芝が、23年度ですね、30日、年間で。人工芝は100日というようなデータが残っています。これ年度途中からになりますけれども。利用を實際した日数ですね。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 最後に1つだけ。

今はあくまで何ですか、場所を提供する準備をしてあって来てくれるということだと思うんですけども、多分、議会でもよく言っていましたけれども、何かこう主体的にイベントを開いて、あいている時間も有効に使おうとかという、これは条例の案の中身の話なんですけれども。そういう取り組みというのは、ちょっと質問が外れていたら却下してもらってもいいんですけども、そういう取り組みというのは考えてはいるんですか、今。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 スポーツ振興課としては、あくまで体育施設という位置づけの中で、その利用の何ていうんですか、マニュアル的な部分、今の日数も含めて。その範疇での取り組みしか現在のところしていません。ただし、今後ですね、すべて完成した時点では、大規模大会の誘致とか、そういう部分については、サッカー協会とか、連携を図りながらやっていく必要があるのかなという考えではいます。

あと、現実的には、板室の旅館組合とか、市のスポーツ施設をバックといいますか、それに加えたような形で、セールスの一部で使っている部分もあるようです。宿泊の誘致のために、そういう形で宿泊者を募るといような形でPRしている部分もあるようです。

伊藤委員長 よろしいですか。

鈴木委員 了解しました。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 今回の条例改正の中で、実際には今、天然芝のグラウンドというのは使えない状況にあるわけですね、工事中ということもありますから。それがいつ実際には使用ができるようになるのか。

それともう1点、人工芝の照明がつきましたけれども、天然芝のほうにも、かなり暗いのは間違いないとは思いますが、照明についてはいるんですね、片面だけですけれども。あれらについては今後は撤去するとかそういった考えになるんでしょうか。それともあれを利用した、天然芝でも年間ほんの少しの夜間の利用というのは可能なような気もするんですが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 人工芝の利用開始ですか。

吉成委員 天然芝。

平井スポーツ振興課長 6月からということでえておりますけれども。

照明設備については、基本的には撤去という考え方。あくまで午後5時まで、日没までといえますかね、そんな形の利用で現在のところ考えております。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、天然芝、6月ということは、今、暗渠を入れているような工事をやって、当然天然芝の張りかえも入るわけですね。それで養生期間、ちょっと足りないような気もするんですが、6月で十分可能ということなわけですね。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 一応転圧した上に、何ていうんですか、切り取ったものを乗せて、期間的には4月ぐらいから整地を始めるという感覚ですので、それで何とか6月の開始には間に合わせるようにと思っています。

吉成委員 わかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

副委員長。

櫻田副委員長 このサッカー場の現行から改正に持っていくときに、例えばサマータイムとか、夏

だったらずっと日が延びるわけじゃないですか。そういったのを勘案しなかった、5時でこれ天然芝終了なんですけれども、本来だったら、夏だったら7時ぐらいまで使えないことはないと思うし。実は、広島市民球場を視察に行ったときに、あそこも養生するんですよ、天然芝で。そのときの結局日数的な部分、年間を通しての。その養生の期間とあれがやっぱり、実はあれは広島とカープが指定管理だから上手にうまくいっているんですけども、せっかく使える時間を使えないですよりは、そういう時間を思い切り使ったほうが、やっぱり将来的にスポーツビジネスを呼べるにも、5時で終わるよりはあと1ゲーム、サッカーは時間でやりますから。そういったこともできると思うんですけども、そういうことは全然加味しなかったんですね。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 今回につきましては、人工芝の照明という中で考えで改正案を提出したものです。ですから、天然芝のサマータイムで時間を時期によって分けるとか、延長するとかという考えは今回は持ってありませんでした。

櫻田副委員長 了解しました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第27号 那須塩原市体育施設条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとする
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第27号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第42号 那須塩原市スポーツ施設整備計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

平井スポーツ振興課長 （議案第42号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 この4ページから5ページにかけて、青木サッカー場の整備の内容が書いてありますけれども、5ページのところに注意書きとして、緊急避難場所として使用するというのは、これはこの施設でも何か災害があったときにはそういうことになるんだと思って、そこはわかるんですけども、次のところで、旧キャンプ場のところの施設は、サッカー場としての利用に支障のない範囲で学校事業や子ども会、育成事業の事業の利用に供しますということで、そのほか、その利用によってサッカー場としての機能に影響を及ぼさない範囲で、ニュースポーツ等の生涯スポーツの利用に供しますということで、ここに注意書きが書いてあるんですけども、4月の初めに青木畜産が案内状が来ていたと思うんですけども、これが25年度から整備計画が始まった途端に、ここに該当しそうにないんで、使えなくなってしまうん

ですか。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 そういうことではございません。一応市の施策といいますか、その方針と、そしてまたこの中に幾つか書いてありますけれども、サッカーの利用として使ったことによって支障を及ぼさない範囲のものをですね、市の施策の方針と一致するものにつきましては、市長の判断によりまして、使っていいというような方向で間口は広がっていくつもりです。

ただ、今回、スポーツ施設としてはこういう書き方をしておりますけれども、これがすべてではないという考えであります。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 この書き方で、支障を及ぼさない範囲でニュースポーツ等に入るのかなと思ったら、生涯スポーツ等の、生涯スポーツと、またここにスポーツというふうに出てきてしまうので、そうするとスポーツ以外はだめだなと、読めないなど。上もだめだなと。等って入っていないからだめだなとかとなってしまうので、その辺がこの表現ではスポーツ以外には使えないし、唯一使えるのが旧キャンプ場のところだけ、学校とか子供会だけで、それで、サッカーじゃないスポーツ、ニュースポーツというのは、等に入る生涯スポーツというのが何の範囲かは、私はわからないんですけども。

あと、あそこ、一時すごい意地悪的に、散歩していたら怒られたとかというのもあったんですけども、管理を最初青木サッカー場にしたときに、散歩していたら怒られたとかというのもあったんですけども、そんなふうに使にくいものになってしまうということはないんですよ。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 最終的に、散歩の関係で

すけれども、完成したときには、周囲を散策できるような、ランニングとかウォーキングができるコースをつくる予定です。ですから、施設がいている時間については自由に入ってランニングなり、ウォーキングなり、使えるような形での施設としたい考えです。

先ほどの畜産祭が何かの部分ですね。その辺については、先ほど申しましたように、公共的なといいますか、そういう部分については、市長の判断を得た上で利用していただくという考えであります。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あと、このいろんな人工芝とか天然芝のグラウンドでもそうなんですけれども、整備していったら、私も天然芝のグラウンドというのは毎年芝を張りかえるということがあるわけではないですよ。今、さっき張りかえて6月の間に間に合うんですかと言っている張りかえというのは、どういう状態の張りかえなんですか。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 天然芝については、10年ぐらいは、1回張りつければ大丈夫だと。エアレーションとか根切りとかですね、砂を、目土を入れたりすれば、管理がよければ大丈夫だと。今、言ったのは、ちょっと一部排水が悪いもんですから、排水をよくなるような形でちょっと手を入れているという部分についてのご質問だったと思うんです。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 それと、私は、もしかしたらあそこ、決して線量低くないんで、放射線量が高いんで、それで、え、芝生全部張りかえたって、あそこでごろごろやるのって、物すごい見えていて、私は子どもたちが結構あそこにいるのを見たときに、すごい心配な状況だったんですけれども、実際に天

然芝を張りかえるほかないのかもわからないんですけれども、人工芝は洗うか何かしたんですか。それとももう洗い流されてしまって、台風とか何かで大分改善してしまったというふうに理解すればいいんですか。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 人工芝につきましては、たまたま芝を張ったのが原発事故の後なんです。ですから、線量の計測でも、人工芝の場合は0.2を下回るような形の線量になっています。天然芝はそれよりも高い状態で、いずれ除染という形で、深刈りなりをやっていく予定にはなっています。

早乙女委員 いいです。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

君島委員。

君島委員 1点目は、くろいそ運動場のテニスコートなんですけれども、これは25年度も8面予算計上されてくるかと思うんですけれども、これ配水はどうするんですか。計画の中にも入っているんですけれども。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 そうですね。25年度の整備の中では、8面ですね、1から8コートまでの人工芝化をするわけです。現在のところ、ご存じのように配水池が一番末端のほう、厚中のところの配水池しかないんです。あそこではどう考えても容量が足りない。25年度の整備の中では、配水路をつくるわけですね、あと集水ますをとところどころつけます。そのところでサンドパイルと言うんですけれども、深く井戸上に掘り込んで、そこに砂とか砂れきですね、入れて、そこからできるだけ浸透するように。残った分は配水池の部分に行くようになってしまいうんですけれども、当面そういう形で対応をしたいと。最終的に新設の8

面をつくるとき、そのときには駐車場もあわせて整備するということになっていますので、この計画の中では、駐車場の地下に貯留施設というか、一時的にためる施設、多少浸透すると思いますけれども、そういう施設をつくりたいということで対応していく考えです。25年度については、その工事の中では、サンドパイルによって浸透させる部分を何本かつくっていくという状況になります。

以上です。

伊藤委員長 君島委員。

君島委員 あともう1点なんですけれども、西那須野運動公園のターゲットバードゴルフ、これ27年度に一応整備するということで計画になっているんですけれども、これ整備した後は、当然あれですよね、有料という形になりますよね。現在多分無料だと思うんですよ。そうすると、これは市のほうでお金を投資して整備をするんだから、ほかの施設と同じように有料ということになるということでもいいんですよ。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 その辺ですね、ご存じかもしれませんが、あそこの公園ができた当時に、当時の町長と愛好者の間で暗黙の了解の中で現在は使っているというのが実情らしいですね。今おっしゃられた有料化の検討という、このに入っていますけれども、その辺のニュアンスについてはちょっと今、どうなのかとはっきりは申し上げられないんですが、競技団体とかですね、協議した上で、結論は今ちょっと言えませんが、十分によく相談しながら検討していきたいと思っております。

君島委員 以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許し

ます。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第42号 那須塩原市スポーツ施設整備計画についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認め、よって、議案第42号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算等審査特別委員会第2分科会審査に切りかえます。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

平井スポーツ振興課長 (議案第11号について説明。)

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 139ページのところを見ていただいて、それで那須塩原市体育協会とか、那須塩原市スポーツ少年団への補助金というのは、これは補助金見直しか何かで減額ということになったのかどうか聞かせてください。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 昨年、今から言うと一昨年ですね、補助金の見直しという流れの中で、いわゆる人件費関係の見直しと、あとは事務費の関係で削減できるところはないかということで、その関係で、23年度までは1,600万円ほどいただいていたんですが、その辺の見直しをしまして、現在の1,300万円ほどの補助金という形になりました。

スポーツ少年団についても、できるだけ削れるところということで、事務費関係ですね。その辺を削減いたしました。一昨年までは1,000万ちょっといただいていたので、七、八十万円の削減をいたしました。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 こういうふうに削減している中で、その上のところで、関東・東北学生トライアスロン選手権那須塩原大会は、昨年も骨格的予算で軒並み下げられたのに、ここだけは下がらなくて150万出ていて、その前の年も150万出ていて、それなのに今回190万とまた上がっているんですけども、これは、何でここだけ例外なんですかね。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 一昨年、昨年、今年もそうなんですけれども、25年度もそうなんですけれども、いわゆる東北学生トライアスロン連合を七里ヶ浜で本来選手権大会をやっていたものがいまだに復旧にならないということで、その受け入れると。その部分で被災者救済的な意味も含めまして、一昨年度から補正とかそういう形で追加していたものですが、今年度は早い時期に、予算計上時期に、いまだに復旧できないので、東北学生トライアスロンを合同開催をお願いしたいという申し出が関東学院のほうに申し込みがあったということで、その経費を今年度は当初から計上した

ということでございます。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、その分で上乘せになった部分があるというのはわかりますけれども、もともとこの大会自体のところも、少し経費を削減するという考え方という、上乘せした分はわかるんですけども、上乘せしなかったもとの部分のところでも、上乘せしなかったもとの部分のところでも、少し大会費用のところを削減してはという考え方というのはなかったんですか。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 多分150万円に予算がなる以前ですね、200万円の補助金をずっと出していたということです。それを何年前かちょっと今即答はできませんけれども、ある時点から150万円の補助金に下げた、その150万円ですしていたところに震災による東北学生トライアスロンの合同開催があったということで、また200万なり190万の補助金になったという経過がございます。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あと、このトライアスロンの実行委員会のここの運営の仕方なんですけれども、だんだんルーズになっていまして、近隣のところで営業していたりとか、あと、搾乳の収集車が来たりという部分のところでも、思ったよりもきちんとした連絡がなくなって、それとか、あそこは入れなくて、お店あけられないんだという苦情とかがあるんです。

それで、そこら辺のところの実行委員会へのきちんとした指導というかね、そこら辺というのはもう任せっぱなしなんです、市は。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 喫茶店とか食堂が何店かあったりするんですが、私たち職員も実行委員会の一部メンバーになっておりますので、実際、去年も店舗については訪問して、こういうことがあ

りますのでということで何軒か回ってまいりました。それと、やっぱり学生トライアスロン連合のメンバー、スタッフですね、それぞれ関係するところは回ってごあいさつなりお願いをしているということでしているんですけれども、そういうお話があるのであれば、さらにチラシを配ったり、あるいは各戸訪問したり、そのご迷惑をかけないようにということで、実行委員会の中で要請なりしていきたいと思います。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

吉成委員。

吉成委員 西那須野運動公園の体育館の手すりの件なんですが、これ以前から指摘がありまして、奥の部分のところなんですけれども。耐震性というか、耐震性というよりも耐久性というんですかね。そういった部分で結構もう、課長がよくわかっていると思うんですが、揺れるんですよね。今回のこの手すりの新規に関していうと、完全にあの形を変えてつけかえるのか。ちょっと不安なものですから、そこをお聞かせください。

伊藤委員長 課長。

平井スポーツ振興課長 現在はかなり揺れるということで、すぐにこう寄りかかっては落ちるといってもないなと思っているんですけれども、立ち入り禁止にしてございます。修理に当たっては、今の考え方では、外から押さえる方法と、内側から三角で視点で押さえる方法とあるということなんですが、今回予定しているのは内側から、足を、足というんですか、支えというんですか、今の手すりに接着した形で補強すると。当然足元のところ、今、モルタルが抜け落ちたりしているんで、その補強をした上で支え、はりといいですか、それを設置していくという工事になります。

吉成委員 わかりました。

伊藤委員長 よろしいですか。

吉成委員 はい。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認め、よって、議案第11号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

散会の宣告

伊藤委員長 教育部の今定例会における審査は終了となりますが、教育部全体として何かございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 なければ、以上で教育部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

事務局 じゃ、大変お疲れさまです。

1点ほど連絡事項というか、討論の通告なんですけれども、会期の日程にも入れてありました。今回から、討論の通告をこの常任委員会並びに分科会の最終日の5時というふうにさせていただきたいということで了解をいただきたいと思います。したがって、全大会ではなくて、この金曜日、

15日の5時までに討論のある方は通告のほうをお願いいたしたいというふうに思いますので、ひとつご了解のほうをお願いします。

それと、1点と言いましたけれども、さきに御案内してあるところですが、21日に常任委員会としての退職される方に対する送別会というものの段取りをしております。後ほど出席のほうのご連絡、都合の悪い方だけで結構ですので、どうしても都合のつかない方については私のほうに連絡いただければありがたいと思います。21日6時から石山でございます。

以上です。

伊藤委員長 大変ご苦労さまでした。

あしたは福祉のほうであるんですね。

〔「わかりました、大丈夫です」と言う人あり〕

伊藤委員長 お願いします。

事務局 基本的にあしたはあれですか、時間はある程度延長しても、終わらせる方向でいくのか、無理しないで次の日までいきましょうよというスタンスでいくのか。14日はちょっと別な会議なんかも予定はしているんです、午後からなんですね。保険をかけて午前中は何とかあけてはあるんですけども。

鈴木委員 午後って何か。

事務局 放射能の特別委員会陳情審査が。

金子委員 なるべくあしたやってもらって。

事務局 その辺を踏まえましてよろしく申し上げます。

あしたもよろしくどうぞお願いします。

伊藤委員長 そういうことでよろしく申し上げます。

ご協力をお願いします。

散会 午後 3時20分

福祉教育常任委員会及び予算審査等特別委員会（第二分科会）

平成25年3月13日（水曜日）午前10時開会

出席委員（7名）

委員長	伊藤豊美君	副委員長	櫻田貴久君
委員	鈴木伸彦君	委員	早乙女順子君
委員	金子哲也君	委員	君島一郎君
委員	吉成伸一君		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

保健福祉部長	生井龍夫君	参事兼 福祉事務所長	生井龍夫君
社会福祉課長	阿久津誠君	社会福祉課長 補佐	塩水香代子君
社会福祉係長	田野実君	障害福祉係長	増淵剛君
保護係長	松本仁一君	子ども課長	荻原伯巳君
子ども課長 補佐	阿美享子君	児童家庭係長	阿美享子君
子育て 相談センター	岡田愛子君	高齢福祉課長	会田裕司君
高齢福祉課長 補佐	荒川順子君	高齢福祉係長	高塩浩幸君
介護管理係長	荒川順子君	介護認定係長	室井富美子君
国民年金課長	藤田恵子君	保健課長補佐	池澤直実君
国民年金係長	池澤直実君	医療給付係長	君島一宏君

出席議会事務局職員

議事課長補佐 兼議事調査 係長	石塚昌章君
-----------------------	-------

議事日程

1.開会

2. 審査事項

〔保健福祉部〕

- ・保健福祉部長あいさつ

〔社会福祉課〕

- ・議案第25号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について

- ・議案第28号 那須塩原市福祉事務所設置条例等の一部改正について

予算審査特別委員会第2分科会

- ・議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算

〔子ども課〕

- ・議案第25号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について

- ・議案第38号 財産の無償譲渡について

予算審査特別委員会第2分科会

- ・議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算

〔高齢福祉課〕

- ・議案第29号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について

予算審査特別委員会第2分科会

- ・議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算

- ・議案第14号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計予算

〔国民年金課〕

- ・議案第30号 那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

予算審査特別委員会第2分科会

- ・議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算

- ・議案第12号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算

- ・議案第13号 平成25年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

3. 散会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

伊藤委員長 皆さんおはようございます。

保健福祉部の審査 午前10時01分

伊藤委員長 それでは、ただいまから保健福祉部の審査を始めます。

初めに、生井保健福祉部長からご挨拶をいただきます。

生井保健福祉部長 (挨拶。)

伊藤委員長 ありがとうございます。

議案第25号の上程、説明、質

疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、社会福祉課所管の常任委員会審査を行います。

議案第25号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

阿久津社会福祉課長 (議案第25号について説明。)

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 育成医療嘱託員、認定60件を用意しているということなんですけれども、認定のための申請の支援は、どこもそうなんですけれども、その下の特別障害者手当等審査嘱託員、どちらも

そうなんですけれども、申請のための支援はどなたがやりますか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 育成医療につきましては、申請といたしますか、治療そのものが県でしております指定自立支援医療機関で治療するというところで、従来はその指定医療機関からの意見を受けて、その意見書等々が来ていたということでございますので、ご本人に加えてその主治医の先生方等が主となって、申請の支援をしてくださるものというふうに考えてございますけれども、今後につきましては今申し上げました25年4月から始まりません、いわゆる障害者の総合支援法ということの中の生活相談支援の中で、相談員等々も加わって相談してくださるということで、事務方としては考えてございます。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 ということは、今までに主治医の意見書を書いてくれた医療機関のところ、今度は市のほうに相談するよということがなされるから、漏れてしまう人はいないということと、それに関してのサポートが要るなら、元型はないので今までの相談センターですか、そこら辺の人が相談に乗るとのこと。ただ、認定を受けるというだけでは済まないですねということになるんですね。

それとあと、先ほどの特別障害者手当等審査のところ、今年度74名と言ったんですか、さっきの対象者が74名ですか。その大体内訳はどういうふうになるんですか。人数だけでいい、精神がどのぐらいか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 細かい精神であるとかの内訳はちょっと手持ちがございませんけれども。

〔「いいです、後からで」と言う人あり〕
阿久津社会福祉課長 人数的には23年度も76名と
いうことで、ほぼ横ばいというふうな状況になっ
てございます。

以上です。すみませんでした。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 先ほどの来年度、25年度から20件を
内科、外科、精神科ということで、この3人が合
議ですということではなくて、お一人ずつとい
う意味なんですか。お一人ずつ担当するというこ
となんですか。3人で合議するということなんで
すか。どちらなんですか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 こちらにつきましては、先
ほど74名の対象者に対して、25年度申請件数は20
件と想定してございますのは、その都度、障害者
手当を受けられる方のいわゆる障がいの状態によ
りまして、内科であるとか、身体であれば外科で
あるとか、精神科であるとかというところで、ケ
ース・バイ・ケースで事情が発生したときにお願
いするということでございますので、合議ではご
ざいませぬ。それぞれの専門的な見地から判断を
いただくというところでございます。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 要するに精神だったら精神の先生の
ほうにお願いして、内科的なもの、外科的なもの
が、この人にはという判断は、それは事務方がや
るんですか、振り分けというのは。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 医師からの意見書が上がっ
てきますので、その内容に伴いまして、それぞれ
事務方で担当の先生にお願いしたいと考えてござ
います。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、今までの主治医のほう
から上がってきた主治医の意見書に従って、この
人はどの先生に認定の審査をお願いしたらいいの
かということ振り分けるといことですね。わか
りました。了解しました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許し
ます。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようですので、討論を終
了いたします。

採決いたします。

議案第25号 那須塩原市特別職の職員で非常勤
のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改
正についてを原案のとおり可決すべきものとする
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第25号は全員異議なく可決すべき
ものと決しました。

議案第28号の上程、説明、質
疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第28号 那須塩原市福祉
事務所設置条例等の一部改正についてを議題とい
たします。

執行部の説明を求めます。

課長。

阿久津社会福祉課長 (議案第28号について説
明。)

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

早乙女委員。

早乙女委員 総合支援法になって、ただ条例上は名称を変えるということ、根拠法を変えるということだけだと思うんですけれども、障害者自立支援法と総合支援法というのは、明らかに内容的には違っちゃっていますので、その辺のところでは置いて合わせて変えなきゃならないことというのは全然なかったと理解でいいんですか。法律自体が同じものではないという認識なので、ただ設置条例だけを変えればいいのかという問題だという認識でいいんですか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 本条例につきましては、名称の変更等でございます。ただ、委員おっしゃいますように、内容等も変更してございますので、そちらにつきましては自立支援法の施行細則の中で変更していくということで、庁内の例規等を通して7月1日に公示予定でございます。

以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第28号 那須塩原市福祉事務所設置条例等の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第28号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第11号の上程、説明、質

疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、ここで福祉教育常任委員会を予算等審査特別委員会第2分科会審査に切りかえます。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

阿久津社会福祉課長 (議案第11号について説明。)

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

早乙女委員。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 48ページのところから、特定患者の見舞金ということで、これは特定疾患の方、要するに難病などの医療費の部分は市町村じゃなくてやっていると思うんですけれども、見舞金という形で出していて、これ自体なんですけれども、ちょっとこのところの市の取り組みを見ていると、とても弱いところで削っていくという傾向があるので、ちょっと予防として聞いておきたいんですけれども、今度の総合支援法で難病の方も対象になるということになったときに、その人たちが使えるサービスとか支援があるだろうということで、これを削るなんていう考えなんかがあるのではないかと、先に先手を打っておかないと、何の相談も検討もせずにどこかで削りますというふうなうちの執行者はやりますので、執行者というか、皆さんではなくて、上のほうの人たちがやりかねないので、ここの考え方というのは、どうい

うふうに現場としては考えていますか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 今委員ご指摘といいますか、ご支援というふうに捉えさせていただきませうけれども、こちらについては今来年度、総合支援法に変わらして、56から130に対象を拡大する。国ではそれが300、400というお話をしていますけれども、市としましてはその特定疾患の対象を拡大することに伴って、今委員ご指摘のようなサービス相談支援等々も含めて拡充をしていきたいということで、こちらについても当然日常生活を支援するための見舞金でありますので、事務方としましては拡大していくことで考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 それを聞いて安心しました。何か逆に福祉タクシーなんか全然関係ないものとパートナーで取り上げたりするというをやりにかかないので、逆に拡充という考え方を持っているということを知って、これは安心しました。

次に、49ページのところは、社会福祉協議会の運営費ということで減額されているのは、毎回毎回減額されてきている部分のところは、最初どう考えたって市が合併したときにポストが足りない、社協のほうに出向させて調整をとっていたとしか思えないような社協を都合よく使っていたのが合併当初、そこから職員を一人一人引き上げていって、単価の高い職員をいっぱいやっていたんですけども、それを引き上げていって、毎回少なくなっているんですけども、ここの今回の減額というのは、何に基づいているものですか。要因は何でこれだけ。

去年が骨格予算で減っていて、それより減っているわけですので、ここの原因というのをちょっ

と聞かせてください。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 社会福祉協議会の運営費のご質問ということでもありますけれども、こちらにつきましても、来年につきましても市からの出向者はゼロということで、社会福祉協議会の職員のみで対応していくと、こういうことで考えてございます。

人数等々につきましても、理事会等々の中で定数といいますか、人数を決めていくということでも考えておりますけれども、単純にこの運営費のほかに、社会福祉協議会では事業部門も会計を持ってございまして、事業部門等々との職員の入替えなどでその差額が出ているということと、職員の退職と採用の中の年齢、いわゆる金額の差等で、来年度はこのような形で計上をさせていただいております。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 今度、社会福祉協議会自体の今まで職員の採用とか、職員の計画的な人員配置とかという部分のところを、どう考えても社協が独立してやっているとは思えない。市から出向している職員が行ってやっていて、なかなか若い人を入れなくて、上のほうにばかり市の職員をやっていたというのが長くあってたんで、組織構成としてすごくいびつな状態になっていると思うんですね。

今度辞めてしまう権利擁護をやっていた職員の下に、やっとお一人配置はしてくれたんですけども、十分に仕事を引き継いで育てるということできないまま1人辞めることになるわけですので、そう考えたとき、今までのツケが社協に行っていた。本当だったらもっと早く社協のほうに若い人を入れておいて、その人を育てておいて、そして市から人がいなくなればいいのに、合併のときに何か都合よく単価の高い人ばかりをやってお

いて、それで社協のプロパーの職員が少なかったという、そこで運営をさせるということをしていないまま今回手を離れたような状態に昨年からのしたということで、組織の支援ということを考えていたら、もう今まで都合がよくやっておきながら、今度は手を離れたというところで、この辺の会長が市長だから、少しは自分で考えればいいんだとは思いますが、その辺のところではただ運営費を出しているのではなく、ゆがめてしまったという部分のところ、ただ運営費を出せばいいということなのか、何か支援をきちっと考えているのか、ちょっと聞かせてください。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 私が答えていいのかどうかというのもちょっとあれなんですけれども、社会福祉課としましては地域福祉計画、それから社協の地域福祉活動計画に基づきまして、今後はいわゆる地域の小地域福祉活動を樹立していくということで、コミュニティワーカー等々の充実も進めていくと。これは市の計画と社協の計画は同輪ということで進めていきたいと考えてございますので、金銭的なもの以外のいわゆる物資でいえば心の部分というんでしょうか、情報の提供であるとか、運営の支援等々も含めて進めていければと考えてございます。

民生児童委員協議会等々は、社協とも非常に大きく密接な関係もございますし、その民生児童委員の連合会の事務局も担保しているというのもありますので、民生委員活動等々を通して社協とも連携を深めて、いわゆる実のある部分でご支援をといえますか、ともに歩んでいきたいというふうに考えております。

決してお金を出しただけで頑張っただけというつもりは、さらさらございませんので、その部分はぜひご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 今コミュニティワーカーを配属しているということで、今まで社協はそれぞれの黒磯、西那須野、塩原にそれぞれある程度人員をばらけて配置していたものを本庁のほうに引き上げて、それで今度またやはり黒磯、塩原のほうの手薄になっているからといって、コミュニティワーカーという形で人員の配置をまた考えているという、そこから辺のところも社協が独自に考えていたということによっていけばいいんですけれども、その辺への支援というのきちっと考えておいていただきたいというふうに思います。

次に、50ページのところで、これは障害者福祉としての福祉タクシーですけれども、この辺のところでは障害者認定、精神、知的、身体ということで、何らかの手帳を持っている方がお使いになっていると思うんですけれども、この辺のところでは福祉タクシーを使える条件というのをもう1回聞かせていただけませんか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 今ご質問の福祉タクシー、こちらは月に2,900円分ということでご支援をさせていただいている。先ほどもご説明しましたけれども、対象者が3,550人程度ということで、こちらは身体でいうと1級から3級の方、それから療育手帳ですとA1とA2というランクの方、それから精神でいうと1級、2級の方ということで、内訳は身体が約2,500名、療育が約300名、精神が約210名ということでございます。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 それで、身体の場合の1級から3級という部分のところ、私も障がい者の区分という判定とかというのを実際にかかわったことがな

いんで、1級から3級という部分のところ、大体状態像として、一番軽いところでどのぐらいの状態像だということを言葉であらわしにくいかもしれないけれども、わかりやすく教えていただけませんか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 ちょっとざっくりで申しわけないんですけども、例えば麻痺の状態があります。あとは切断とか機能障害というものもありますけれども、例えば下半身の機能障害であるとか、下肢で膝から下とか下肢の切断とか、上腕の切断とか、そういう機能障害によって1級から3級に区別されているということで、生活のいわゆるしにくさといいますか、そういうので程度区分がされているということでありまして、そういうことでございます。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 どこに持っていこうかということ大体想像つくかもわからないですけども、この身体の1級から3級のところで高齢者はどのぐらいいますか、2,500のうちのどのぐらいいますか、高齢者は、要するに介護保険の対象者ですけども、何割ぐらいでざっくりいいですよ、何名と細かくじゃなくて。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 申しわけございませんが、細かい内訳は持ってありません。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 じゃ、進めます。

ということは、介護認定の今福祉タクシー券を使うんだったら障がい者のほうのサービスを使ったほうがよっぽど、高齢者というのはオーダー、レディーメードで障がい者はレディーメードだからということを考えたら、とりあえず介護保険を

優先しなさいとは言っていますが、それを越えた部分は障がいサービスは使えるということですから、使い勝手は障がいのほうがいいので、そうすると高齢者で立位がまず困難で車椅子の人は大丈夫だろうと思うんですけども、その辺、そんな感じの人が使っていると、麻痺、拘縮の加減でどの程度なのかが高齢者、後でいいんですけども、その辺のところ、どんな状態像の人だったら、介護保険の利用者でこちらに移れるかという今の高齢のほうのサービスから、そういうキャンペーンを張ろうかなと思うんで、そうするとどのぐらいが対象者としていると。

そのときにさっき高齢の主治医の意見書だけじゃなくて、今度障がい者の認定も受けなきゃいけないんですよ。ということになると、どういう手続をとればいいのか、ちょっと聞かせてください。今きくと2,500人で受けていない人がいると思うんですよ。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 こちらの福祉タクシーの申請につきましては、対象者の手帳をお持ちの方で利用したいということを申請していただいて、その中で判定していくということになるんですが、ほぼ手帳を持っているということであれば、それは対象となるというふうに考えてよろしいかと思えます。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 私、ケアマネで支援していた人、先生に高齢のほうの主治医に障がいのほうのもとればと言われていたんですけども、とりあえず介護保険で何とか間に合っているんで、とっていないという人もいますよ、身体。そういう人で買い物とか何かで使っているんで、実際には、2つの制度を使うというのが高齢の制度だけで何

とかなっているからということで、とっていないという人がいるので、その場合に今の主治医というのは、身体の意見書を書ける主治医で出てきていますので、そのときはだめですね。

もう1回、主治医、指定医療機関でしないといけないということですよ。そこをすればいいということですか。

〔「はい、そうです」と言う人あり〕

早乙女委員 次に、あと1つだけ聞かせて。64ページのところで、これも本会議の一般質問で聞いたんですけども、生活保護費の総務費、要するに福祉事務所長が兼務になったのでということで、こちらのほうの職員の給料が減ったのか、それはその前でしたか。今回給与が減ったということで、要するに人員的には今後だということなんですけれども、これについて生活保護の支援対象者と職員数とという部分のところで、毎年どのぐらいこのぐらいが最低いなきゃだめだよというのをここ数年間どのぐらいずつ足りなくて、事業というか、支援をしているのか。3年ぐらいの分。

本当なら何名いなきゃならないところを実務で、また単価の高い人を何人も要らなくて、現場に出る人の人数で、何人ケースワーカーが持っているかという部分のところで、3年ぐらい何人ぐらいいたら本当はいいのに何人しかいなかったという人数だけでもいい、足りない人数を。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 議会の予算質疑の中でもご質問いただいた件でございますけれども、社会福祉法の中では、ケースワーカーについては80世帯を基準として1名設置するということで定められております。本市の場合、直近のデータでいいますと、1月現在で754世帯の1,023名の方のご支援をさせていただいているということで、今ケースワーカーについては約80数件から大体120件、ち

よっと地域割で幅があるんですけども、このぐらいの担当をさせていただきます。人員としてはスーパーバイザー1名と経理1名、それからケースワーカー8名の10名ということなんです。経理担当職員はスーパーバイザーと経理担当職員は担当を持ちませんので、8名で750世帯を見ているということで、人数的にいうと754を8で割りますと。

〔「754を80で割って何名足りないかということをやっているということですね」と言う人あり〕

阿久津社会福祉課長 10で割ると9.245ということで、10名いないと足りない。8名ですから、このままでいくと2名は足りないということになります。

例年、1名ずつ増員をさせていただいておりますが、ちょっと追いついていない状況というようなことで、そのほかにこれだけ数が多くなりますと、ケースワーカーの統括をするスーパーバイザーもちょっと足りなくなっているという状況があります。増員等では、課を分けてスーパーバイザーを設置してやっているということなので、当事務所でもスーパーバイザーの増員等、育成等も含めて支援体制を実施していかないと、ちょっと十分な寄り添いができないのかなというような感想はございますが、今のところそういうことで人数は議会の答弁でもございましたように確定ではございませんけれども、増員要望は部長の答弁のとおりお願いをさせていただきますし、そのほか支援相談員等も含めて支援をしていきたいということで考えてございます。

以上です。

伊藤委員長 質疑の途中ですが、ここで10分間の休憩をとりたいと思います。

11時20分再開いたします。

休憩 午前 11 時 12 分

再開 午前 11 時 20 分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

早乙女委員。

早乙女委員 さっきの続きで64ページのところで、ケースワーカーで、さっきスーパーバイザーも足りないと言ったんですけれども、実際に今スーパーバイザーはどういう経験歴というのか、どのような人がやっていて、それでどういう人がいたらいいと思っているか、そこだけ聞かせてください。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 スーパーバイザーを前にして、ちょっと恥ずかしい気もするんですけれども、スーパーバイザーについては、現在は松本という係長がスーパーバイザーとして着任しております。資格等は特に福祉士であるとか、そういうものは持っておりませんが、着任後、スーパーバイザーの研修等を受けさせていただいて、なおかつ実務研修といいますか、実務の中で前任者等との連絡であるとか、あとは県、また厚労省等々と協議といいますか、連絡をしながらスキルアップをしているというような状況であります。

実際には、スーパーバイザーはケースワーカーのケースや支援方針について指導していくということでもありますので、やはり経験豊富な者にこしたことはないんですけれども、市として専門職を雇用していないということもございまして、いわゆるその中で異動がある。その中でできる限りのスキルアップをしていくというような状況で進めているという考えであります。

先ほど1名足りないと申し上げたのは、ケース

として750ほどあります。それぞれのケースもAからEまで、いわゆる月に1回訪問から半年に1回等々まで、訪問といいますか、指導の回数が分かれておりますので、754件全てに毎月、毎週かわるということではないんですけれども、やはり困難ケースであるとか、また難しいケース、特に最近、出所者の社会復帰を支援するケースが大変多くございまして、そういうケースではスーパーバイザーの支援がないと、ケースワーカーも難しい対応を迫られますので、1名ではなくてもう1名いて、ダブルで支援ができればいいのかなと、所感は思っております。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 私も今それこそ累犯障がい者とか生活保護の中で支えなきゃならない部分のところは単純に経済的な理由ということだけではなくて、そういった支援がなかったために犯罪を犯して刑務所に入ってしまった。出てきても支援する人がいないがためにまた戻ってしまうという部分のところに、それこそ今その支援も栃木県でも始まって、あれは委託して、前の宇都宮市の職員だった方がその辺のところも支援しながら、きっと那須塩原も訪問していると思うんですけれども、担当課のところは。

そういうふうにはさまざまな人たちがかわらないと、この生活保護の制度が最後のセーフティネットと言われていて、この制度がなかったら憲法が保障している生活ができないという中で、やはりケースワーカーの人たち、日々とても大変な仕事をしていると思うので、その人たちが疲弊しないためにもスーパーバイザーがいて、さまざまな経験からアドバイスしないとしんどいだろうなというふうに私も思いますので、ぜひその辺も増員も含めてさまざまな経験がある人の配置というものも求めてください。

なかなか専門職とか経験のところの単純な人事しかやっていない市町村だと、そこに適任者、かといってそこにずっと張りつけておくことも人事上できないという、本当は何年も経験しているところで、スーパーバイザーになっていてというのは思うんですけども、なかなかそういう人事ができないということもあるので、そこをうまく担当のところでは職員にも配慮しながらやっていただきたいということで、私の質疑、これで終わります。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、50ページの自宅待機者ということに関してお聞きしたいと思います。

昨年、平成24年に関していうと県の事業がなくなったことによって、予算の減額というのがあったわけですけども、今回の市域ということでゲートキーパー養成講座を3回行うということで、先ほど説明があったんですが、これは市の単独事業なのかどうか。

それと、委託料としてセーフティーチェックシステムということで、これは心の体温計だとは思いますが、それがアクセスで8万件を超えているということで、これらに対する何かご意見というんですか、そういったものがもし実際に入ってきていたら、お聞かせ願いたいと思います。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 今ご質問のゲートキーパー養成講座につきましては、こちらについては県の事業の中での人材養成の事業ということで、予定してございます。県内でも既に13の自治体でゲートキーパーの研修会、養成講座等々を行っておりますので、その中で本市も予防といいますか、自殺に向き合うという形で、そういう人員の養成をしたいというふうに考えているところでございま

す。

また、セルフチェックシステムについては、先ほど件数が平均月1万6,500件あるよということでお話をしましたけれども、その中で健康に関するものが337件、それから経済に関するものが396件ということで、この2つが相談の内容としては多いものになってございます。

実際に開いていただくとわかるんですけども、その中で金魚とか水の濃さでストレスチェックがわかるということで、かなり中にはストレス度の高い方もいらっしゃるの、それをご自身が判断していただいて、なおかつ昨年度、名刺大のカードとチラシを配らせていただきました。このような形の大きさのチラシを配らせていただいて、そこでセルフチェックシステムをずっとログしていくと相談の窓口の電話番号が出てくるというような形になりますので、その方々がご自身でご相談をしていただく。匿名なものですから、こちらからアクセスをするということではできないんですけども、そのような形で多くの方に見ていただいて、自分のストレスに向き合っていただくということでは、ある程度効果が出ているのかなというふうには思いますが、直接このシステムいいね、だめだねというようなご意見は頂戴してございません。

以上です。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 了解しました。

続いて、今回、心の里を建物自体建てかえるということなわけですけども、実際に現在、心の里の敷地に当然建てかえるということになるんだと思うんですね。そうすると、建てかえの期間はどのような対応をされるのか。それから現在行われている作業場、ああいったものは全て今後引き継がれてやっていく考えなのか、あわせてお伺い

します。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 今、心の里につきましては、定員が25名の中で、利用としては療育とそれから生活支援といいますが、そちらで19名の方にご利用いただいているんですけれども、場所的にいうと埼玉小学校の山側というか、そこに1つとあとさきたま保育園に隣接している場所にありますので、工事に当たっては、いわゆる現在の機能については、あの建物自体が昭和56年に開設して継ぎ足し継ぎ足しというふうになっております。大変今回の震災でも幸いにして損傷とか出なかったんですが、早急な建てかえが必要ということの認識を新たにして進めるわけなんです、機能そのもの、いわゆる事業も含めて継続をしていくということで、縮小するような考えはございません。

通所者がやはりいろいろなものに過敏に反応してしまうというようなそれぞれの障がいをお持ちの方が多いため、工事に当たっても通常の工事とは別に、音がなるべく出ないようにするとか、音に反応する方が飛び出さないように普通のフェンスではなくてネットフェンスをすれば、出入りについても少し限定をして、送り迎えのご父兄の方の車のところから工事に行くまでのところにもう一つ仕切りをつくるか、そのような形で対応したいというふうには考えてございます。

以上です。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 了解しました。

52ページの具体的には、こどものへやぼけつとに関してなんですが、これも補助金の対象ということで、骨格的予算の中で一時は減額されたわけですね。今回先ほどの説明の中で、平成23年度に戻したというお話があったわけですね。実際に携わっている経営の方、それから保護者の方との話し

合いをやられて戻したということになるんだと思うんですが、その過程の中で非常に私が疑問に思うのは、補助金の見直しのことないしは精査をするということが悪いことではないんでしょうけれども、全く戻るということを考えると、じゃどこに何が問題で何のために行ったのかなという疑問を抱かざるを得ないんですが、所感を聞くような話になって申しわけないんですけども、いかがでしょう。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 今ご質問のこどものへやぼけつとにつきましても、委員の皆さんも何度か訪れてご支援いただいていると思うんですが、私どもで考えましたのは、補助金の見直しというのは、これ昨年も申し上げたと思うんですが、減額ありきではないと。要するに補助金の使途、目的等々を原点から積み上げていくという形で考えようということで、昨年もそのような形で精査をさせていただきました。

今回、こどものへやぼけつとにつきましても、若干ご説明もいたしましたけれども、通常の法定サービスの額を1万2,000円と想定して、その半分を市でご支援したいという理論づけで180万という数字を出しました。ですので、その前は150万だったんですが、その150万がどうしてそうなったのかは、私も申しわけない、わからないんですけども、今回はそういう形でしっかりと根拠をつくり、当然県内でもこういう個別養育、まして障がい児、それから保護者の方を同時に相談支援も含めて行うということ、非常に障がい者の方、それからご父兄の方に寄り添っている療養ということで、市でも独自の施策というふうにご覧いただけますので、その部分を数字の根拠を持ってしっかりと応援したいと。

こどものへやぼけつとさんにも申し上げたのは、

支援をするということは、しっかりその成果も出していただくといいますが、その成果等と、支援をしていただいて通所している方やご父兄も含めて広く情報の共有化をしていきたいということで、会報であるとか、またバザーであるとか、そのようなもので交流を深めていって下さいねということでのお願いをしてございます。

またなおかつ、いつまでもあその場所でのということも考えにくいので、例えばNPO化であるとか、法人化であるとか、今2人の先生が携わっていますが、その方の後継者の育成であるとか、そういうものも踏まえて、この事業が進めていけるような形で市も何とかご支援をしたいんで、一緒に考えていきたいと思いますということで、この数字を導き出したということでもありますので、今後同じような歩調で寄り添っていききたいというふうに市としては考えております。

以上です。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 実際に法定サービスの2分の1をということで、そういう考えを明確にしたということは、今後も事業に関していえば続けていくという理解で当然いいんだと思うんですよね。いいんですよね。課長。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 はい。今委員ご指摘のとおり、やめるつもりはございません。続けていくつもりではあります。

以上です。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 了解しました。

じゃ、もう1点だけ、歳入の点で先ほど早乙女委員も触れましたけれども、生活保護に関して22ページの返還金の部分ですが、返還金に関していえば、昨日、一昨日あたり新聞でも大々的に報道

されているわけですね。説明の中で、63条、78条、この内容としてはこれこれこうなので、返還していただきましたということなんですが、具体的には10万円であったり1万円であったりという形になっているので、実際に個々の世帯が返した額というのがこのぐらいで、件数がこのぐらいになっているのか、お聞かせお願いできますか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 今委員からご質問の63条、78条、これ歳入については科目存置という考え方で10万円と1万円ということになってございますけれども、こちらは昨年度も決算の折にお話を申し上げたかと思うんですが、もう少し額のほうは多くなっていますので、通常現年度分については、かなりの額で歳入がされるということでもありますけれども、過年度分については保護者の方の死亡であるとか、もしくはやはり現制度では強制的に収納といいますが、それがちょっとできない状況でありますので、過年度分についてはかなり額が鈍っている、これが遅くなればなるほど厳しいという状況でありますけれども、個別的な数字、ありますか。

松本保護係長 平成24年度中ということで、現在調定している金額ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

松本保護係長 2月の途中までの現在なんですが、先ほどお話にありましたまず63条の現年度分というのが882万9,000円ほどです。63条の過年度分につきましては606万4,000円ほど、78条につきましては現年度分が283万7,000円ほど、それから過年度分のほうが3,714万8,000円ほど、過支給につきましては現年度分が408万1,000円ほど、それから過年度分につきましては445万8,000円ほどの調定というような形になっています。それらに対して

対象者に対し返納を求めている。

一部につきましては、分納していただいたりとか、あるいは63条などについては、資力があっての返還が発生しているということなんで、63条については一括での返還を求めたりとかをしているというような状況でございます。

以上です。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 この件に関しては、ケースワーカーの人たちが把握するというのは容易なことなんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 63条のことでいいますと、例えば年金が開始になって、年金開始の通知が来ている。もしくは29条での預貯金調査等で保険が解約されて、それが口座に振り込まれている。そういうようなことが定期的ないわゆる調査等で発覚しますので、もしくはご本人が、年金が開始になりましたよというような訪問の際にお話があって、じゃその分は返還してくださいとのことでお話をして、63条については比較的わかりやすい。

73条は、仕事をしていて、そのものを報告せずに、ほとんどが消費してしまっているんで、この分については発覚というのも個別に訪問している中でいつもいなくて、どこに行っているのというところから発覚をしたり、あとは企業の明細等々、税の給与の明細等々で発覚したり、あとはご親切に教えてくださる方の情報でわかったりというようなことがありますけれども、なかなか発覚も難しいということはないんですけれども、比較的わかりにくく、額についても調定はしたものの歳入については難しいというのが現状であります。

以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

金子委員。

金子委員 48ページ、戦没者遺族への事業が、これももう時間が戦後たっているんで、相当減っているのかなと思うんですけども、現状はどんなふうになっているかちょっとお聞きします。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 今ご質問の戦没者、いわゆる本市で考えてございますのは、追悼式を行っておりますので、追悼式の参加者という部分でお答えできればと思うんですが、去年は会員の方が124名参加をさせていただいているということで、会員数は23年度が532名、22年度が617名、21年度にさかのぼりますと684名ということで、徐々に少なくなってきております。その中でもやはり参加者については、4分の1の半分よりも少ない方が参加をさせていただいているということで、会員数については正直なところ少しずつ減っているという状況でございます。

〔「まだ500人ぐらいいるということね。わかりました」と言う人あり〕

伊藤委員長 金子委員。

金子委員 それと次に次のページ、49ページ、社会福祉協議会のほうだけれども、現状、黒磯のいきふれですか、いきふれのほうは今ほとんどいなくなっちゃったという状況なんですけれども、25年度もそういうことで進めていくわけですか。

伊藤委員長 課長。

阿久津社会福祉課長 委員ご存じのとおり、社会福祉協議会も1つになってございまして、長寿センターのところ为本所ということで、あとは黒磯支所と塩原支所というふうな形で活動してございます。

支所についても、先ほど早乙女委員のお話にありましたように、今後コミュニティワーカーを設置しているということでありますので、人数等の詳細は新年度になりませんとわかりませんが、現

行の人数、今のところ2名いらっしゃるんですが、プラスアルファ程度で活動していくような形になりますが、いわゆる根幹的な部分については本所で活動しますので、黒磯支所管内の活動は黒磯支所で行うということでありまして、人員等は現状とほぼ同等で進めていくような形になります。

以上です。

伊藤委員長 金子委員。

金子委員 それは非常に長寿センターのほうで全部集約してやっていくというのはいいと思うんですけども、黒磯の地域の人たちがいろいろ近いところで聞けないと。西那須野まで行くというのはなかなか大変みたいで、それをある程度は考えていかないと、黒磯はちょっと広いですから今後のあれとして、どこまでどうするかというようなことは言えないけれども、やはりあそこへ行って話をしたい、相談したい、そういう要望がかなりあるということはちょっと頭に入れておいてもらいたいなと思っています。

あとは、先ほど皆さん聞いてくれたので、それでいいので終わります。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第11号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 社会福祉課の皆さんからは何かございませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、社会福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時48分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 子ども課所管の常任委員会審査を行います。

議案第25号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

荻原子ども課長（議案第25号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 家庭相談員が受けている相談、養護の相談がふえていると。実際に市町村の家庭相談員は、どの段階からどの程度のところまでを相談を受ける、主に担っている。最終的に養護の必要は児相に行って、それで児相から養護施設に行くとかということになっていくんだと思うんですけども、家庭相談員というのは、その流れの中でどの時点からどのぐらいまで県の部分だとかかわっているんですか。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 一概にここからここまでというのはないんですけども、最近多いのでは出産前、妊娠の段階から、例えば病院でその親が養育力にちょっと疑問があるというような情報が特定に行くというような取り扱いしているんですけども、そういうのが年々ふえてきていまして、その場合ですと、もう出産の準備の段階からかわることがある。出産後、その段階からもう既に保健センターとタイアップしての対応になっているんですけども、実際出産した後、育児がきちんとできているのかどうか、ネグレクトにならないのかあるいは虐待につながらないのかというようなところを訪問したり、電話で相談を受けたり、そういうことである程度きちっと育てられそうだなという見通しが立つまで、その期間というのは家庭によってさまざまになります。そういった形ですぐに終結になれば件数もふえなくて済むんですけども、ほとんどの場合、出産後すぐに終結というのが難しく、保育園に入るあるいは学校に入るあたりまでかわることが非常に多いです。

あとは、当然近隣の人から例えば夜中に泣き声が聞こえるであるとか、外に出されていたよとか、あるいは保育園からあざができたとかというふうな中で、いろいろな手段を使って、保健センター

ともそこでもまたタイアップしながら家庭に介入して行って、相談、保護者との関係を築いて行って支援に入るといような形、大きくこの2つあたりがパターンとしては多いんですね。やはりある程度、落ちついてもう大丈夫だという見通しが立つまで続くことになります。

中にはやはり自分が育てられたように子どもを育ててしまうという家庭がありまして、負の連鎖といいますか、そういうのがありまして、親子三代にわたって記録がつけられているというような世帯もありますので、なかなか減っていかないんですね。1つ終わるとまた1つふえるというふうな形で、大体今のところ常時400ちょっとぐらいの案件を抱えている状況です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、最終的にある程度寄り添って、ずっと相談を保健センターの保健師さんと相談員がしていて、最終的に市町村の対応ではということで、児相に送るとい言い方は悪いんですけども、相談して、それで児相のほうでこうなると養育の部分がとても不安だというと、乳児院とかということになると、ここから乳児院は遠いですよね。そうすると、母子の愛着状態という部分をその後、乳児院を退所してからもしなきゃならないときに、母子分離しちゃうわけですよ。そうすると、その間、乳児院は宇都宮にしか、県内にも小さなところとかあって、佐野か何かに新しいのができたけれども、県北にないので、一番近いとなったら宇都宮済生会のところですよ。

そうすると、その辺のところの乳児院に代替してもらって育ててもらっているけれども、別に取り上げたわけではないので、いずれその間、その間という部分もこの家庭相談員は支援するんですか、支援はしないんですか。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 児相を通じて乳児院とかに入所措置した後については、一旦こちらからは離れません。家庭戻しになった段階で、その情報がこちらに提供されますので、その状況に応じて確認しながら、場合によってはまたこちらで介入していくというような流れになる。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 結構ハードですよ。何かがあると、なぜ支援、問題が起きたときに、何で入らなかったとかいうことになって、責任は結構重く、それが非常勤の職員のところにかかってくるわけですから、保健師さんと一緒に支援しているということでは、少しは1人で抱え込むということではないんでしょうけれども、それとあと婦人相談員のところも、やはりそれに加えて養護の必要のある子どもを抱えながら自分がDVの被害者であったりということ、またそれもそれでというふうになったときに、これは婦人相談員の部分のところだと、子どもがいる場合は児相と連携するけれども、自分だけだったりするときには、さっきの警察からの立ち会いでDVであるとかということもあるということなんで、そうすると婦人相談員の中が動くに当たってのさっき家庭相談員だったら保健師さんと一緒に動くとかという部分がとれますけれども、婦人相談員の場合のその辺は担当課の職員がつき合うんですか。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 やはりそこもケース・バイ・ケースになるんですけども、市の職員と一緒に立ち会う場合もありますし、情報が例えば保健センターから流れてくるんだとか、あるいは子育てから流れてくるかあるいは保護係から来るだとか、いろいろなパターンがあります。そのときそのときにどういふかわりがあるかによって、相談員だけでいいのか、かかわった担当の職員と一緒に

行ったほうがいいのか、その辺はケース・バイ・ケースの判断になります。あとは当然警察から立ち会ってほしいという要請があっていくことも多いんですけども。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、これも那須塩原市には全然そこら辺を支援するDVの支援センターもないんで、そうすると相談員が割とハードだなという中で、さっきの乳児院が宇都宮にしかないと同じようにDVの支援をしてくれる団体というのも宇都宮にしかないし、それもまだ乳児院だったら制度上のものなんで、そこにいる人たちというのはちゃんとした国からのお金で、措置費で支援して、入所から何から措置費でやってくれるということなんでですけども、DVの支援の部分のところではなかなかその辺がということになると、シェルターなんかは民間が運営していたりするところにお願いをするということ、私も養護施設になんか行くと、記録も読むことになりますので、結構、那須塩原からの相談は多い。児童養護施設で多いということは、DVも多いという比例が大体しているんで、多いんですよ、那須塩原はその辺も。

それなただけけれども、その辺の自覚は行政のほうのトップにはないみたいなので、そうすると、今この婦人相談員の金額を、時間を上げたという、これは最低のことだとは思いますが、そのほかにやはり今この人たちがきちとした仕事をするために、この人たちが疲弊して本当に綱渡りのような相談も受けてやっているんじゃないかなと思ったときに、何が一番必要だというふうな今、那須塩原では。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 早乙女委員がおっしゃったように、DV、例えば子どもと一緒にの場合であれば、母子寮、母子自立支援施設というところに親子一

緒に入れて、これについては市から直接委託料と
いうような形で支援できているから、そこはさほ
ど問題はないんですけれども、大体被害者1人、
単独の場合に、ほとんどが女性になるんですけれ
ども、子どもがいない場合ですと、いわゆる母子
寮には入れませんので、民間が運営しているシェ
ルターに駆け込むというような方法が一般的にな
ります。

直接的にそこに誰が入っているとかという情報
は、一切こちらには来ませんので、市民が入っ
ているのか何人いるのか、あるいは相談件数が何人
あるか、それも含めて公開されていない状況です
ので、直接的な何人入っているから幾らだよとい
うそういう支援ができません。

ですけれども、そういうシェルターが必要な
のは、これは間違いないことだと思っています。絶
対必要なシェルターというふうに思っています。
そのためにやはり行政としてやらなくてはならな
いことというのは、そのシェルターの運営のため
の助成ですね。いわゆる補助金という形になりま
すけれども、そこのところですら昨年度もたしか3月
議会のときに一般質問の中で出たと思うんですが、
そのときに実は子ども課としては30万円を要求し
たというようなやりとりを記憶されているかと思
うんですが、残念ながら9万円に。

〔「減額された」と言う人あり〕

荻原子ども課長 それまで10万円だったものが9
万円に減額されてしまったというようなことで批
判するというつもりは全く毛頭ないんですけれど
も、若干力及ばず、子ども課の思いがちょっと届
かなかったという結果になっております。

これについては引き続きその必要性であるとか、
できるだけ運営に支障がない範囲で那須塩原市の
件数であるとか、誰がというのは当然出せませ
んけれども、何人これまでに利用しているであると

かあるいは相談が何件あったとか、そのあたりの
支障のないような数字をできるだけ出していただ
いた中で、さらに継続して増額の要望はしてい
きたいなというふうには思っております。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 本当に婦人相談員の金額を7時間30
分にして4日、時間をふやして、7時間40分、こ
れも同じくしたんですよ。体制を同じようにし
て回していくということになって、18万円にした
という何かこれだけでは済みそうもないような問
題を、課題を抱えているなというふうに思います。
せめて少しでも本当に8時半、5時15分という部
分で相談が終わるというものでもないという、案
外夜間とかいう事実とか、私も本当に夜間対応し
たこともありますので、この辺のところは懸案事
項だなというふうに思います。

質問は終わりです。

伊藤委員長 それでは、質疑の途中ですが、ここ
で昼食のため休憩を入れたいと思います。

開始が午後1時5分から開始いたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時03分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を
開きます。

その他、質疑はございませんか。

吉成委員。

吉成委員 今回の改正の中で、家庭相談員、それ
から母子自立支援相談員、婦人相談員それぞれ現
状、相談件数が非常にふえているということで、
時間を延長して、それに対する報酬をふやしたと
いうことで、その部分はよくわかるんですが、こ
れらの相談事業を少しでも和らげるというか、そ

ういった部分でいうと民生児童委員の方々が例えばいきいきふれあいセンターでの相談業務を行ったりしているわけですが、それらで少しはカバーされるような部分というのは、直接じゃないのでちょっとあれですけども、あるんですか。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 実際の程度そういう相談の場で相談をされている方がいらっしゃるかちょっと把握できていませんけれども、一般的にやはりDVであれ、虐待であれ、地元の人に知られたくないという意識が働きますので、民生委員さんに相談する方というのは、ほとんどいないんじゃないかなと思うんですね。民生委員さん自身が自分との中でそういうのを目にしたりあるいは聞いたりして、みずから働きかけるところはあるかと思うんですけども、民生委員さんがいるところにわざわざこういう被害者なりあるいは虐待の加害者なりが相談に行くということは、まずほとんどないと思っています。

〔「わかりました」と言う人あり〕

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第25号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとする
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第25号は全員異議なく可決すべき

ものと決しました。

議案第38号の上程、説明、質

疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第38号 財産の無償譲渡
についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

荻原子ども課長 (議案第38号について説明。)

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

早乙女委員。

早乙女委員 無償譲渡という部分はわかるんです
けれども、実際にこれを譲渡されて昭和55年10月
に建てたという部分のところで、実際あと何年ぐ
らい使えるような建物なんですか、この評価額の
これでいうと。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 実際あと何年使えるとかいうそ
ういう評価というのは実際していないものでは
から、正直何年とか言えないんですけども、耐震
診断の結果では、補強の必要がないという結果は
出ていますので、しばらくとしか言いようがない
んですけども、今すぐどうにかってしまうよう
なものではないというふうに思っています。そ
れなりに手を加えて修理もしていますので。

〔「いいです」と言う人あり〕

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許し
ます。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了

いたします。

採決いたします。

議案第38号 財産の無償譲渡についてを原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第38号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それではここで、福祉教育常任委員会を予算等審査特別委員会第2分科会審査に切りかえます。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

荻原子ども課長 （議案第11号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

議長。

君島委員 1つは、55ページの新規事業で子どもの権利に関する条例検討懇談会というのがあるんですけども、これの委員、5回開くというんですけども、何でこれ報酬じゃなくて謝礼なのかというのが1つと。

あと、今の説明がありました塩原小学校から引いていて塩原幼稚園に持ってきたということなんですけれども、どちらとも那須塩原市が加入者じゃないかと思うんで、加入金を払わないでそのま

ま持ってくるということができないのかどうか、その2点だけちょっとお願いします。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 まず、子どもの権利に関する条例の謝礼ですけれども、この組織が広く意見を聞くということで、市民機関という中身では、市の附属機関という位置づけはないので、報酬にする報酬条例にないと払えないということにもなりますので、そういう意味で謝礼ということで報奨金ということになっています。審議機関ではございません。

それから、幼稚園につきましては、その加入金がかもとも塩原のときのやり方、今とはちょっと違ったんだと思うんですけども、塩原小学校のメーターの先から分岐しているものですから、塩原小学校として管理しているんですね。管理していたんですね。今回、塩原小学校が閉鎖になって、新たに子ども課として幼稚園が加入するという形になるので、加入金が発生するという中身でございます。

〔「いいです」と言う人あり〕

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 55ページの今子どもの権利に関する検討懇談会ということで出ているので、このところで前に特命事項じゃなくて何という表現でしたか、そういうことでどこかに書いてあったんですけども、特命は何の特命なのか教えてください。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 これは市長の政策的な判断で特に命じられたというような形での特命、例えば実施計画に載っていたのは、特命事項という形で載っていたと思います。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 子どもの権利に関する条例の検討もそうだし、次世代育成支援の対策協議会なんかの委員が協議しなきゃならないこともあわせるんですけども、これらのことというのとこれから大きな計画を立てたりしなきゃならない子ども子育て会議を設置しなきゃならないというときに、その趣旨、これから子どもに関することは、みんなここで整理をするようなものもそうですけれども、その根底にあるのは、こういうふうなこの場では子どもたちの育ちとあと子育てを支援したいということをつくられてくるんだと思うんで、子ども子育て支援新制度というものですよね。その辺のところ目的とか趣旨とこの辺のところと整合性はとってくるものなんですよね。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 特に根っここのところではつながって来ると思っています、ただ一般質問のときにもお答えしていますけれども、たしか予算質疑でしたか、お答えしていますけれども、子ども子育て会議、これは設置する方向のことで考えていますけれども、まだ効率の中で大筋での検討項目、所掌事務といえますか、そういったところは大きなところでは出ているんですけども、それ以外にその会議の運営の仕方であるとか、まだやはり政令省令が出ないとわからない部分がありますので、市長が補正でというようなことでお答えしています。

当然この条例を検討していくに当たっては、その辺の子育て会議でやるべきところをある程度、見据えながら、まるっきりかけ離れたようなものにならないように配慮しながらやっていきたいというふうに考えています。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あと次世代育成支援、次世代育成だから、どちらかというと子どもを育てる部分、育

成支援ということなんで、そうすると、やはりまだ狭い範囲の対応、あと子どもの権利ということ、相当広い権利ということになってきて、それに子ども子育て会議の地方版ができてきてというふうになると、何か大きなものと小さなものとそれこそ枝葉のようなものの部分のところと比重が、検討しなきゃならないという部分のところ逆転するようなおそれもあるなというような今までのずっと経過も見てきてそういうふうにしたので、その辺のところでは那須塩原市においての子ども、子育てという部分、あと子ども自身の育ちという部分のところにおいて、何か本当に重箱の隅のような部分のところに膨大な時間を費やして、木を見て森が見えないような計画になってしまうかというような注意をしていただきたいなというふうに思います。

それと次に、ファミリーサポートセンターの運営、国から半分出ていますよね。そうすると、この辺のところでは今すごい勢いでふえている、利用会員もふえているということで、そうするとこの辺の運営費で賄ってやっていけるのかなと思ったときに、拡大していったときには、市のほうが拡大すれば、国のほうも自動的に入ってくるということになるんですか、これ。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 これはあくまでも事業実績に応じて補助率で決まってくるので、市が多く経費をかければ、それだけ多く補助金が入ってくるという中身です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 ということは、そんなに多くなっちゃったてこれに対応できなくて大変だろうかと、ちょっと老婆心ながら思ったんですけども、それは対応しなきゃならないのが多くなってくれば、それに見合ってくるという考え方だということをして

聞いて、ちょっと少しは安心したんですけども、違うのかな。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 この委託料については、債務負担を起こして5年契約しているんで、基本的に5年間の委託料は決まっているんですけども、今委員がおっしゃったように、今後この金額ではやれないという事情、その状況になってきた時点で、協議した上で債務負担の変更ということも可能だというふうに思っていますので、その辺は状況に応じて対応したいと思っています。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 その辺のところは、やはりせっかく立ち上がったものですから、充実させてもらって、そこで動いている方たちが疲弊しちゃうりすると困りますので、その辺のところは十分ご配慮ください。

あと、62ページのところで、先ほど条例の中でした家庭相談員とか、母子自立支援員とか、婦人相談員という部分のところのここで経費が組まれていると思うんですけども、先ほどもちょっと気になって生活保護なんかだとさまざまなケースワーカーに対してのさまざまな支援を、スーパーバイザーを配置しなきゃいけないとか、そういうことでしているんですけども、その辺のところ家庭相談員とか、母子自立支援員とか、相談員、この人たちが仕事をする上で、大変だろうなと思う部分のところは何か本来ならこういう形がいいということがあったら聞かせてもらえませんか。

人材的なもの、人材というか、子育て相談センターだったら子供発達支援アドバイザーが臨床心理士がとりあえずいるとか、そういうふうに行っていく上で。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 実は問題であれば、子ども課の

職員と専門的な知識がある職員とタイアップして動けばいいんだと思うんですけども、子ども課に本来いる、いなくてはまずい社会福祉士というものが配置されていません。ですから、そういう社会福祉に対する専門的な知識を持った者がいない状態の中で、相談だけがどうしても相談中心でやらざるを得ないというあたりで、子ども課としてのバックアップの体制が弱い、そのあたりが実際やっていく中で、相談員はずっと同じ者がいるんですけども、我々が定期的に動いてしまうというようなあたりで、そのバックアップ体制が弱いというようなところがございます。その辺社会福祉士という専門職の配置が必要だというふうに感じています。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 私もどんどん相談を見ていると大変な相談が来るなど、私も依頼することも、もちろんそこに相談に行ってみたらということで、向けることもあるし、逆に私自身も相談を受けて、それで市ではなくて、直接、ウイメンズハウスのシェルターを持っているところに直接支援をお願いしちゃうりということをするので、そうするとどこもその相談員の方たち、支援団体の職員の方というのは、もう社会状況に合わせて物すごい勉強しているんですよ、皆さん。それで、そういうものを怠っていると支援ができないと。

それを民間あたりでやっているということで、次の質問に移るんですけども、キッズシェルターもそうですけども、これは子どもの部分のところ、人を配置しておいて運営しなきゃならないのに実績だけというのではなく、基本的な運営の基礎プラス実績とかというよく何か委託するときにそういうふうにしますよね。実績でやるという基本、運営の部分に実績を上乗せして委託するとかというふうにするというのはなしで、実績だ

けでしていますよね、ここ、キッズシェルターなんか。

それにDVのここでは負担、補助金なんぞというようななのでお茶を濁して、その上に先ほど私は30万と言ったのに9万に減らしていると。かといって、自分のところにそれを全部やれるだけの行政で体制がとれていない。民間に委託でもないですよね。本当に民間の善意に甘えているというような状況があるということを考えてときに、DVの支援の基本計画も立てていますよね。そういう中と相反するような状況がここのところ全部全てあるんですけれども、そのところでDV基本計画を策定する、あと子どもの支援計画を策定する。

それで、さっきも子どもの権利条例まで策定しようとする市が、言っていることとやっていることが、私はすごく違和感があるんですよ。物すごくやろうとしていることと実態とが、そこら辺のところをどこでこういうものをきちんと協議したらいいのかと。要するにDV基本計画の推進のための組織とか、あと子ども子育て会議あたりになるというのか、それともどこになるのか、どうしたらいいというふうにお思いですか。すごく予算質疑なのに予算を超えるような部分まで聞いてしまうんですけれども、ちょっと聞かせていただけませんか。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 今おっしゃられたとおり、その辺の部分、課題というのは、子ども課はどうしても認識しているわけですけれども、キッズシェルターにしてもウイメンズにしても、キッズシェルターの場合はこれまでの実績からいくというような形できていますけれども、キッズシェルターの存続そのもの、そこに対する調整、運営費の補助といえますか、そういったものも検討しなくては

いけないんじゃないかというところ。

それとウイメンズは委託でも何でもなし、誰が入っているかわからないという中で、ただなくてはならない存在だと、これは一定やはり十分認識しています。

ただ、残念ながら結果として今こういう形になっていますけれども、これは引き続き存続、これは絶対なくしていけないというふうに思っていますのでどういう形で、補助金の増額というのが一番手っ取り早い話ですけれども、それ以外のところでも支援ができるのか、例えば理事職もちょっと面識ができたものですから、そういう協議をしていきたいなというふうに思っています。

その補助金の見直しのところにあわせて、キッズシェルターに対する補助金についてもちょっと検討していきたいなというふうに思っています。伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 このキッズシェルターとか、DV被害者の支援しているウイメンズハウスとか、そこら辺のところの位置づけというのは、こういうような位置づけではなくて、本当にDV基本計画の中で支援センターを独自に那須塩原市が持てるかといったら持てないし、人材がいなかったらできないんですよ、あれ。ただ、設置すればできるかと、人を置いたからできるかということではなくて、そのノウハウを持っている人たちが逆にそこに支援センターをやってくださいと言ったほうが早いと。北海道のところなんかでは、そういうふうにしちゃっている市町村というのは、要するに自力で行政がやるのは無理だから、NPOでやっているところにその支援センター的なものを担ってもらっちゃおうということで、そのかわり経費だけはきちっと出すので担ってくださいとお願いしちゃっているところがあるのは出てきていると思うんですね。

そういう部分の自分たちができもしないのに、もうおんぶにだっこみたいなをしている上に、私も本当に苦しいぐらいに、私もお願いするものですから、でも本人の安全、被害者の安全を考えると、本当に寄附を集めるのも大っぴらにこういうことをやっていますからと寄附を集められるような団体でもない。子どものこととか何かだったらまだ大っぴらにして寄附が集まるということもあるんですけども、その辺のところも割と配慮しながら配慮しながらPRもするというここさえも理解できていないと言って、それに依存しているというような状況というのが私すごく担っている人たちに本当に申しわけないなというふうに思うばかりです。

かといって、こういう予算で出てきているものですから、私も何としていいかわからないような状態だということで、質疑のほうはこれで終わりにします。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

金子委員。

金子委員 ちょうど今、早乙女さんがシェルターの問題を出しています。そのほうでちょっと聞きたいと思いますけれども、早乙女さんが言うとおりで、大変な問題になっているわけなんですけれども、なかなか自治体の理解がされていないというそういう中で、那須塩原市単独で理解するといってもなかなか難しい面もあるんで、周りの市町村、しかも県も今100万円ぐらい出しているのかな。

〔「何をそのぐらい出しているの」と言う人あり〕

金子委員 宇都宮もね。宇都宮はちょっと多く出している。だけれども、そういう自治体の自治体同士でそういうことがひとつ考えられないのかなと、相談し合えないのかな。そしてそれを上に理

解させていくということもあると思うんですね。

私も昔、ドイツのそういうDVの施設を見てきたことがあるんですけども、向こうではもう施設もしっかりしているし、金もかけているし、そういうところに理解というか、非常に人権問題とかに力を入れているんで、アメリカのほうも話を聞くとすごく多いけれども、すごくそれに対する支援もやっているということで、まだ日本の場合には始まって間もないので。

そういうことで、最近県内でも幾つか出てきているから、そうするとさらにこういう補助が足りなくなってくるんだよね。幾つかできてくると、1つだけ補助していくわけにいかないということで、ますます足りなくなってくるという状況にあるので、やはり26の市町だけ、今県内で、26の市町で計算すると、各市町が平均で50万円出し合ったらって1,300万円ですか、県がそれにプラスしたってせいぜい1,500万円ぐらいにしかならないという状態で、もう1,500万円では全然足りないんだけど、今では1,000万円にももちろんならないような状態でやっているというのが現状なので、その辺はやはり各自治体の子ども課なりなんなりそういうところでチームワークをとることも必要なのかなと私はちょっと思っているんですけども、そういうことをちょっと頭に置いて今後進めてもらいたいなと思っているんです。

それは今、早乙女さんのお話の後につなげたんですけども、61ページの世代間交流事業ということで、おじいちゃん保育というのが出ていますけれども、これは13保育園ということで考えていいんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

萩原子ども課長 公立保育園13園。

伊藤委員長 金子委員。

金子委員 そうしますと、これで計算すると、簡

単にいうと賃金のほうは1人月3万円ぐらいになるという考え方でいいんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 今ちょっと月額で出ていないんですけども、逆に1日4時間で週3日来てもらってしまっていて、賃金単価が760円で、通勤距離に従ってそこに通勤賃金としてプラスアルファが出るという中身です。

伊藤委員長 金子委員。

金子委員 わかりました。それはそれですごく今一歩進んだいいことをやっていると思っているんですけども、それとここの保育園運営事業を見ていると、各保育園が全部ピアノの調律をやっているようなので、そういうものがあるということで、こういう世代間交流と同時に、ピアノの本当にちゃんと弾ける人がぐるぐる回って、そういうものを保育の段階で聞かせていくということもすごくいいことかなというふうに、この世代間交流を見て、そういうものもアイデアとしてやっていければなということを入れてもらえるとありがたいと思います。

以上です。

伊藤委員長 質疑の途中ですが、ここで10分間の休憩を入れます。

開始時間は2時15分にします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

吉成委員。

吉成委員 1点だけ確認の意味で聞かせてください。

55ページのつどいの広場の件ですが、西那須野にもあるわけですが、その利用が非常にあるということで、今回、那須塩原駅周辺ということでこの事業の拡大を図ったという理解でよろしいんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 どこから優先的に設置していくかということになりますけれども、まだ確定しているわけではないんですけども、将来的には各公民館エリアぐらいに1カ所、身近なところで、小さいところを広げていく、今子育て相談センターでやっているサロンだとかあるいは各公民館事業でやっているサロンだとかというのをそちらにシフトしていったら、子育てのサロンが将来的には閉鎖したいんだというふうな考え方であります。とりあえず、一番人が集まりやすい駅周辺のところから入っていこうと、そういうような考え方でございます。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 実際にま～るがスタートして、今利用としてはどのような実績になってきているんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

荻原子ども課長 はっきりした数字はちょっと手元にございませぬけれども、1日平均当初予定していた10組程度は利用があるというふうに聞いています。特にほかのサロンと違うのは、ほかのサロンというのは常設ではないということと、それから午前の部、午後の部で、お昼休みで一旦切ってしまう運営の仕方で、ま～るの場合は午前、午後通してやって、お昼も持ち込んで一緒に食べましょうというような取り組みをしているものから、そういうので利用が多いのかなというふうに思います。

〔「了解しました」と言う人あり〕

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 家庭相談員とか、母子自立支援員、婦人相談員という部分のところを充実させるというのは、それはそれで1つ取り組みとして代行だろうというふうに、その点は評価いたしますけれども、でもその反面、先ほど午前中に審議していた社会福祉課のところでは、骨格的予算の後、必要であるものはほぼ全て戻したり、骨格的予算で減額するばかりではないのでふやしたのものもあるということで、そういう何か子ども課所管のところで見ると、やはりそういうふうなことで増額していた保育園も戻していますし、あとキッズシェルターなんかもわずかですけれども、実績で増額しているとか、そういうことをしている中、DV基本計画までを立てていて、それに代替できる支援組織もないし、支援するようなものを那須塩原市が持っていないにもかかわらず、理解のないまま30万の予算要求を担当課がしておきながらも、10万円だったものが9万円に骨格的予算で減らされて、それが何ら変わらない。

この時代にDV支援するということに対して、何でこんな逆風が吹いているんだろうなここにとと思うようなことがあらわれてきているということで、この小さな芽がもしかすると、今DV被害者支援という部分のところにとっても考えられないようなことが社会で起きていると、新聞とか雑誌なんかでみても、今までだったらDV被害者の支援は本当に優先してやっていかなきゃいけないというふうに私たちも思っているし、支援している人たちも思っているんですけども、そうじゃ

ない人たちがどうも出てきたということで、これはそのあらわれかなというふうに思われるような仕打ちに近いようなことですので、私はこの予算の組み方自体、納得できません。

それでやはりまだ女性たちを支援するということの上での完全な平等というものが無い中で、先ほどもお聞きしたところで家庭相談員とか、婦人相談員がしていくためには、何らかの形で行政が社会福祉士なりそういう専門職の配置もしていかなきゃならない、そういうことが全ておけているということで、今回の予算、私は賛成することができません。

伊藤委員長 ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 ご異議がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

伊藤委員長 挙手多数を認めます。

よって、議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 子ども課の皆さんからは何かございませんか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、子ども課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時24分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 高齢福祉課所管の常任委員会審査を行います。

議案第29号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

会田高齢福祉課長（議案第29号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第29号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとする
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第29号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それではここで、福祉教育常任委員会を予算等審査特別委員会第2分科会審査に切りかえます。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

会田高齢福祉課長（議案第11号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 じゃ52ページのところで、新規事業として高齢者福祉事業に関する懇談会の委員の謝礼ということで、高齢福祉課で行っている、これは一般財源で行っているサービス全体を見直すということで、懇談会を開設すると思うんですけども、その中の範疇というのかな、これ高齢者の福祉サービスを一般財源でやっている見直す対象となる部分のところ、ここの今説明されていた部分のところ、まず自立対策生活支援事業とか敬老事業とか、高齢者生きがい健康づくり事業とか、あとまちなかサロン事業、その辺のところですか、該当するとしたら。その辺のところ私が今ざっと言っただけなんですけれども、この対象となるところというのはどこですか。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 今回、懇談会を開設する目的は、高齢福祉課所管でやってございます高齢者福祉サービス全般ということでの懇談会ということになりますので、この中にございますようにまず自立対策の生活支援補助費の扶助費、理美容券、紙おむつ、日常生活用品もそうですし、敬老事業も祝い金、それと記念品とか、敬老会の運営費、それらも当然含まれてまいります。

それと、そのほかに高齢者の生きがいと健康づくり事業ということで、スポーツ大会のあり方とか、当然いきがいサロンとかまちなかサロンも一応その検討事項ということで、とりあえずは頭出しをしてご意見をいただくというふうに考えております。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 今言ったところに、元気アップデイ・サービス、移送サービスとか、寝具サービスという部分も単純に扶助費として出しているんじゃないくて、委託として出している扶助費的委託料というのも該当するんですか。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 せっかく懇談会をやるということでの予算をつけていただきましたものですから、できる限りの事業に対してのご意見をいただくということで、うちのほうとしては所管している事業で、意見が当然必要だろうというふうに判断するようなそういったものまでも頭出しをしていきたいなというふうに考えております。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 ということは、今私が言ったものも含まれるということですか。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 一応そういうものを含めて検討するというふうに考えております。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 高齢者福祉事業計画を策定して、去年議決していますよね。その前にやっていますよね、一度。今回また同じようなことをするという理由というのはどこから出てきたんですか、これ。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 前回、平成22年に懇談会を開催しております、その中で見直すべきものということで決定したものについては、23年度準備期間として24年度、今年度から見直した結果が予算に反映されてくるようになりました。

それで、その後まだ2年しかたっていないということでの懇談会の再度開設というか、開催ということになりますけれども、議会の中でも副市長の答弁の中に、これから高齢者を対象とした福祉施策をやっていくためにも、今の段階から検討を始めるということが必要だろうということも、当然開催の目的の一つありまして、それと去年骨格的予算ということで補助金等の見直しということで、私どものこれらの事業も当然その対象となっておりまして。見直しを各団体の代表者と直接やるということに対してはなかなか難しいこともありますので、まずは見直しの手順として懇談会を開催して意見をもらって、それらの意見を参考に今後代表者等との話し合いを進めていくというふうな計画になってございます。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、福祉を特命で始まったみたいなニュアンスなんですけれども、見直しを。前回2年前にやったときの懇談会で出された意見、懇談会で出されたというよりも、これでいかがでしょうか、これとこれは削ってもよろしいでしょうかというお伺いを立てて、渋々しようがないか

ね、削ってもいいかねというような形で何事業がなくなったのかなというふうに私は見たんですけれども、今回も本当にそこに集まった委員さんたちがこれを一つ一つチェックして、必要か必要でないかということでやっていくわけですから、先ほどの回数でいったら、また案として高齢福祉課のどこがつくるかわからないですけれども、これを削ったらどのぐらいの削減になる、これを削ったらどれぐらいの削減になるといって、この事業はやめていいですかという聞き方にするんですか。それともさらの状態、これはどうしましょうかという進め方にするんですか。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 失礼しました。前回の段階のときの経過については、資料で確認して、決まったことは確認しております。そのときの進め方では確認してございません。

今回の懇談会を進めるその内容的なものについては、まず現在実施しています事業、それとそれの対象者、経費、それと効果的なもの、一応資料を作成して、全て包み隠さず議員さんのほうにはお伝えいたします。

それで、進め方としては、これを削ったら幾らというやり方ですと、削減ありきということでの懇談会ということになってしまいますので、あくまで事業一つ一つに対しての自由な意見をいただくということで、今のところは考えております。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 ということは、それをしたからといって削ることがあるというふうに考えなくてもいい、皆さん十分に必要なんだろうという結論になったときは、そのまま実施する。いや、これは全部要らないだろうとなったら全部要らないというふうになるという、極端ですよ、今のは。という

ような進め方になるというふうに理解していいですか。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 一応懇談会の意見はそういう形で結論が出れば、それはあくまで今後の進め方についての参考にするということですので、仮にその意見に従うということであれば当然続けるものは続けるということで、議員がおっしゃるとおりの方向で進めたいというふうに考えています。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、ここは懇談会ですので、設置されている審議会とは違うのでということと言われそうなんですけれども、審議会の設置という部分のところは、諮問した人は最大限それを尊重するようにしなきゃならないということで、諮問委員会はさまざまな諮問委員会はやっていると思うんですけれども、この懇談会というのはそれと同等の位置づけになるんですか。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 市長が諮問という形での通常の委員会とは別になりますけれども、この懇談会でまとまった意見については、最大限尊重してやっていきたいというふうに考えております。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、尊重するということになってくると、これ二重になっているので、私はすごくこういう形で懇談会なので、参考意見として聞き置くだけねという感じになるのかなというふうに思っていたら、ある程度尊重するということなんで、介護保険運営推進、正式な名前が、運営協議会というところが最終的に事業計画を立てるということを出してきますよね。2年前に出してきて、議会はそれを議決したわけですから、そうするとそこはある程度審議会として事業を起すための基本になる計画を立てて出してくるわけ

ですけれども、そこでこの懇談会の意見を尊重するということもあるし、逆にそこでもう1回、審議委員さんたちの意見が加わって違うということになるということもありですね、位置づけとしては、

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 介護保険の運営協議会のほうに、現在実施しています事業全てを報告して、判断をいただくということでは考えてございません。当然介護保険に関係するような事業であれば、運協のほうにかけてまいりますけれども、例えば極端な話、敬老会とかというようなものは、特に介護保険の運協のほうとは、直接は関係ないのかなと思いますので、それらは選択をした上で、介護保険の運営協議会のほうにお諮りをしていくというふうに考えています。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 介護保険事業計画と高齢福祉事業計画と2つ立てていますよね。それで、高齢者福祉計画を立てているのも介護保険の運協の委員さんたちですね。

それは一般財源で立てた計画であるからとか、介護保険で立てたから、要するに介護保険事業計画のものだったらですけれども、これは高齢者福祉計画なので介護保険の事業計画のところに諮る必要はないというのは、私もそっちはわかるけれども、同じ人が高齢福祉計画も立てているんで、だから介護保険の審議委員さんと言っただけあって、それを別に同じメンバーであっても高齢福祉計画策定審議委員さんとは言わないんですね。同じ一本の計画にして、印刷されて出てきますので、それを両方合わせて審議していきますよね。

だから、あくまでも那須塩原市の高齢者の基本計画レベルの委員会で策定してきたものですから、それを見直しと言うんだったらば、途中で見直し

をそこの方にきちっとして、それを改正するということをしないとにならないようなこの事業なんでしょう。ただ、ここに羅列したのではなく、高齢福祉計画の中に全部位置づけられた事業なんですね。

ですから、名称は介護保険審議委員さんだけでも、審議委員の名称はそういうあれですけれども、高齢福祉事業計画を立てた審議委員さんたちにきちっと諮って計画、そうじゃないと計画は勝手に立てた人が見直ししないで、懇談会を設置して、それで執行機関が急に变えますとかということやってくるんだったら、プラン・ドゥー・チェック・アクションという施策プロセスを今の時代それでやってきているのに、まるっきり無視するということになってしまうので、その辺のところは逆にそれをするのが、市長は本当に公約としてこの間も企画部長が私の答弁に答えていましたけれども、そういう場合あり得るとは言いましたけれども、普通の一般的なものとしてはあり得ないんですよ。その辺のところ担当課のほうでは考えていますか、これを。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 先ほど私のほうの発言で全てかけるわけではないということで、意見を申し上げましたけれども、ただいま議員のおっしゃるとおり私も作成してございます那須塩原市高齢者福祉計画、これについては当然介護保険運営委員会の委員さんが策定に携わっております。それでこの計画の中には私も行っております、先ほど例えば敬老事業ということで名前を出しましたけれども、この敬老事業なんかも全てこの計画の中に盛り込まれておりますので、当然その見直しをするということであれば、計画を策定した介護保険運営協議会のほうに、今回こういうことで見直しを、懇談会を開催してやりますよというこ

とで、来年度、最初の運協のときにこの内容を委員さんのほうにご説明申し上げて、了解をいただいてから、この懇談会の実施ということでさせていただきたいと思います。

訂正をいたしました。大変申しわけございませんでした。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、それはその後、議決された計画ですので、基本計画として。それが議会活性化の中で、今までほかの市町村で取り組んでいなかった基本計画レベルを議会が責任を持って議決するという重みがある計画になってきている。昔のように計画を立てたけれども、全然それが実施されようが、実施されまいがお蔵入りというすごい悪い言葉が使われていた時代があったと思うんですけども、そういうようなものではないんだという時代になってきているということの認識を皆さん持って、議決した計画なんですからねという部分を変えるからには、それなりの手順を踏まなきゃいけないというふうに私は思っているんですけども、そういう認識が担当課からトップまであるのかなというふうにちょっと疑問に思います。

それで、先ほどの外出支援タクシー券も何でこれを待たないで、これだけ抜き出してやったかという部分のところなんて、もっとほかのところをやるうとする手順以上に外出支援タクシーだけ異様なのか、まるっきり議決した介護保険事業計画を無視した段取りでやったという部分のところは、担当課としてはこういうやり方で、これ生活課のほうがデマンド交通をしていたという部分のところ、急にこれが関連してきちゃったと思うんですけども、そういう外出支援タクシーがなくなったら高齢者が本当に困ってしまうというそういうような認識があって担当課は了解したん

ですか。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 ただいま議員のおっしゃられるとおり、今回の外出支援タクシーの廃止ということに関しましては、当然高齢福祉計画の見直しということで、手順を踏んで、それからの廃止という結論になるというのは、筋道かなというふうに考えております。

先ほども説明の中で申し上げましたけれども、骨格的予算の段階で、まず半年分ということで計上ですね。その後6月の補正予算で残り半年分がついたというふうな形になってございます、今年度に限っては。下半期分の予算がついた段階で宿題が出まして、これについては早急に見直しをしろということがありました。そんな結果、この高齢福祉計画の中にも、高齢者が暮らしやすい環境の充実という項目がございまして、ここに公共交通ネットワークシステムの構築ということで、まさしくゆーバスのこともうたってございます。

6月補正の内示があった後に、そうこうしているうちに8月になりまして、公共交通のネットワークの会議というものが庁内で開催されております。その中で当然担当部署である企画部、それとゆーバス担当の生活環境部生活課、それと私どもの保険福祉部高齢福祉課も入りまして、この話し合いを持つようになりました。

早急に見直しをとということでもありましたので、とりあえず私どものほうでは、足を何とか確保したいということもありまして、いろいろ課内で検討して案をつくったんですが、最終的にはどれも何かぴりっとしたものがなくて、あわせてその公共交通ネットワークの会議になりましたものですから、それらも含めて検討した結果、これはデマンド交通に切りかえようということで、高齢福祉課としては、できたら5月ごろまでやってほし

いという意見は会議の中でいたしておりましたが、一応今回10月から試行ということで始まるということで、その試行期間の中で今後高齢者が使いやすいように変えましょうねということで、高齢福祉課からは強くこれから意見を言っていきたいなというふうに考えてございます。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 試行でデマンド交通をやるんだったら、外出支援タクシーは来年3月までやって、試行でやるデマンド交通がどういうふうになるか見きわめてから、来年度の予算でこれをどういうふうに変えるかと。要するにこれに代替できるものがあるなら構いませんし、代替できないものがあったら、その代替できないものだけを新たな外出支援タクシーというものにするか、外出支援策としてするというのが普通の考え方、試行期間のときにするんだったら。それを全て計画を無視して、どなたが指示したかという副市長なんだと思いますけれども、そういうことでしてきて、これはもう本当に私は許されることの手順を踏まないでやっているということは、議会軽視だけではなくて、住民への説明責任も果たさずにやっているということで、大きな問題が私は含んでいると思います。

それでなぜ6カ月でということじゃなくて、試行期間だったら1年間ちゃんと予算を今回つけておくべき、ほかのものだって見直しをするんだったら、それと一緒に高齢者福祉事業に関する懇談会のところに、こういってデマンド交通も導入します。それに伴って外出支援タクシーをどうしたらよろしいでしょうかということで、市民から意見を聞いてからでも私は十分に間に合うと思います。

それもこれから先の高齢化社会の経費の負担が多くなるからと言うんだったら、そんな緊迫した

状態であるならば、ほかの事業、新たにすることなんてとてもできないような市町村だったらわかりますよ、夕張市を副市長は出しましたけれども、夕張市ほどうち緊迫したような財政状況ではない。1年間、半年待っても十分に大丈夫。

それで外出支援タクシーはどうして入れたかという、ある意味これは介護保険のときに保険料を払っていて、認定を受けなかったら、私たちは何もサービスが受けられないじゃないかという人を納得していただくために、高齢福祉計画の中に介護保険の認定をしなくても受けられるサービスも盛り込みますよと言って入れたんで、介護保険が導入されちゃったら、約束していたものをご破算にするって、何か詐欺に近いようなあのとき導入の不满を抑えるためだけにやったというふうにとられちゃいますので、私はもっと十分に。

それで、生きがい対策として、外へ閉じこもりを防止するために外出支援タクシーをしたのでも何でもなくて、だからといってもっと便利にいろいろなものに使っていいよということで、介護保険の認定は受けないけれども、利用できるサービスの一つだよ。だから、いろいろな条件をつけないで、車のない人、家族がない人、家族が日中独居の人は使っていいよと言って導入したことであって、別にそのために生きがいとして生きがいサロンに行くのを誘導するなんて理由をつけましたけれども、そういうものが目的でも何でもなかったということで、目的のことからもそこに誘導するから大丈夫なんだみたいな対策で説明されましたけれども、あれ全然対策になっていない。

それと、デマンド交通はドア・ツー・ドアじゃない、デマンドタクシーならわかりますけれども、そういうことを考えたときに、これは1年分の予算をつけるべきだしというふうに思いますけれども、そういうふうに願っていたと思うんですよ、

高齢対策課は。でもそうじゃないところで押し切られたんだなというふうに思いますけれども、何とも担当者に言っても、もうきつとそれより上の力が働いたんだなというふうに思いますので、答弁は結構です。

そして次に、54ページのところで、介護基盤緊急整備事業のところで、鍋掛にグループホームと小規模で、これは6,000万円ということだから、小規模等グループホーム、黒磯にグループホームのために3,000万円ということは、グループホームはワンユニットでつくるといふ、ワンユニットで今経営的にとても大変で、ワンユニットはなかなか住むのでは大変だから、小規模と一緒にしてということ展開してきたと思うんですけども、グループホームをワンユニットで、本体があるようなところがやるんだしたら、法人で特養を持っているようなところが手を挙げてくれれば成り立つかもしれないんですけども、ワンユニットではなかなか運営が大変、そこら辺のところも考えて黒磯と鍋掛にしたんですか。それとも黒磯の利用人数を考えてワンユニットにしたんですか。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 今回の黒磯地区、それと鍋掛地区という場所を選定したのは、市内を10の生活圏域に分けてございまして、この生活圏域ごとの施設の立地状況から見て、黒磯地区と鍋掛地区にグループホームがないということがありましたので、やはり全地区に1カ所ずつは設置したいということで、鍋掛地区、黒磯地区に場所を選定してございます。

黒磯地区に関しては、ツーユニットの18床ですね。それと、鍋掛地区については小規模特養が25人、そしてグループホームがワンユニットの9床というような予定であります。

伊藤委員長 質疑の途中ですが、10分間の休憩を

とりたいと思います。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を行います。

早乙女委員。

早乙女委員 もう一つ、グループホームに関してなんですけれども、グループホームのことで火災があったのでということで、大野議員が本会議場で言っていたときに、那須塩原市の小規模多機能とかグループホームのところのスプリンクラー設置は、全部が一応終わりましたところで1回確認したときがあったとき、終わりましたというふうに単純に聞かれちゃったんですけども、終わっていないんですか。小さなところどこか残って。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 そのやりとりは、ちょっと私はわからないんですけども、議会でも答弁したとおり、設置義務があるところについては当然つけ終わっていると。逆にその義務のないところでもつけているところはありますけれども、残っているところも2カ所ほど小規模特養であります。

〔「小規模特養じゃない。小規模多機能とグループホーム」と言う人あり〕

会田高齢福祉課長 小規模多機能ですね。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 ということは、あのときに私はそれも含めて聞いたんですよ。グループホームは全て終わりましたと聞いたら、終わりましたと、義務化されていないところもという意味で、それはもしかしたら私全部、確認してみれば歩いたわけではないので、何カ所、要するに残っているというよ

り、義務化されていないところで新しいところはもうみんな最初からつけちゃっているでしょうから、新しく整備するところは関係ないからということ、ワンユニットとか何かで小さなところだったら塩原ですか、どこが残っているんですか、2カ所。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 小規模多機能居宅介護事業所みんなの家、それとマリモの家、2カ所ほど残っています。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 みんなの家とマリモの家は、これはワンユニット、グループホーム、そうすると運営法人と民家改修型なのかどうかと、あとはどういう規模なのかと。運営法人はどういうところが、法人名、名前じゃなくて、どういう形態の運営法人なのか、ちょっと教えてもらえますか。

伊藤委員長 課長補佐。

荒川高齢福祉課長補佐 法人名については、マリモの家については株式会社マリモの家、みんなの家については、有限会社那須介護福祉センターになります。こちらマリモの家については13年度に事業を開始しましたが、1,000平米以上ではないことを理由にスプリンクラーの取り付けが義務化されていないということで、取り付けはしなかったということでもあります。

運営形態等については申しわけございません。わかっていません。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 どっちもグループホームのワンユニット。

伊藤委員長 課長補佐。

荒川高齢福祉課長補佐 どちらも25名が定員です。小規模多機能。

〔「どっちも多機能ね。グループホームじ

ゃなくて」と言う人あり〕

荒川高齢福祉課長補佐 はい。グループホームについては、全てスプリンクラーは取りつけてございます。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 すみません。私グループホームのほうはと聞いたので、全部ついてますということで、ここで1回聞いたときにグループホームは全部つきましたと言ったので、ついたというふうに思っていたら、地域密着型みんなの家とマリモの家は小規模多機能型で、それで25人定員のそうするとお泊まりが5人ぐらいのところということですよ。

〔「そうです」と言う人あり〕

早乙女委員 わかりました。了解しました。それだったらいいんです。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、早乙女委員の質問に重なる部分ではあるんですが、先ほどの52ページの高齢者福祉事業に関する懇談会、それからあわせて次ページのタクシー券に関してになりますけれども、今回のタクシー券の予算枠としては、先ほどの課長の説明では3,000件を対象として6カ月分の3,850万円ということでしたよね。

これも我々去年3月に審査をして認めた高齢者福祉計画の中でも当然うたわれているわけですね、48ページにありますけれども、ここでは明快に載せているわけですから、この事業自体、私は高齢者サービスの充実ということであれば、今後も続く事業であろうなというふうには思っていたんですけども、今回デマンド交通との抱き合わせという形で、10月以降は廃止というような流れになっています。

本来であれば、これここの外出タクシー券の予

算だけの審議でいくと、どうも結論が非常に出しにくいわけですね。磯飛議員の代表質問の中にもあったように、それでは外出タクシー券が廃止になっても、その後、高齢者にとっては十分足の確保ができるということであれば、デマンド交通の明確な路線等のもも示してほしいという話があったわけですね。

それらも含めてお聞きをしたいのですが、この高齢者福祉事業に関する懇談会に、先ほどの早乙女委員の質問で答弁があった内容からいくと、この外出タクシー券も改めて審議をする、見直しをするというか、そのテーブルにはのぼるという理解でよろしいんですか。そのほかにも敬老会の補助金であったり、それからまちなかサロン事業もテーブルに上げるというお話がありましたので、そこを確認させてください。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 今回外出支援タクシーについては、9月をもって廃止ということで議会のほうにも予算をという形で上程させていただいている状況です。来年度、懇談会を開催するに当たって、先ほど早乙女議員のほうから対象になるものということでもご質問いただきましたけれども、今のところ高齢福祉課としては、この懇談会に外出支援タクシーはとりあえず考えておりませんでした。今後ちょっと検討をする余地があるかどうか、また検討しなくちゃならないんですけども、今のところは外出支援タクシーをのせるということは、計画にはございません。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 そうなると、やはりこの予算に対する我々が判断をする際に、じゃデマンド交通の今回路線化になっていますけれども、路線化の中でドア・ツー・ドアじゃありませんから、それらについて部内で明確なものを出しますよというような

市長答弁があったと思うんですね。これについては、デマンド交通は部が違うからと言われてしまうと、我々ちょっとそこで審議がなかなかしにくくなっちゃうんですが、そこについて部長はどのような思いをされているんでしょう。

伊藤委員長 部長。

生井保健福祉部長 今部長にということなんで、本会議の中でも明快な方向性というのをちょっと部の中、縦ということもあって、私どもの立場とすれば抱き合わせでやるとすれば、デマンドだけじゃなくてゆーバスも含めてですけれども、高齢者にとって使いやすい新公共交通システムになるようにということで、再三申し上げてきたところということです。

デマンドとの抱き合わせという形じゃなくて、実際に本会議でも申したけれども、現在このタクシー券を利用されているほとんどの方が黒磯駅と西那須野駅の周辺ということですので、そこはゆーバスのエリアなんですね。ゆーバスについては本数をふやして、停留所、病院とかそういうところにどんどんふやしていくという方向性になっていますので、そういう意味では、今まで利用が一番多かった部分について対応は、ゆーバスでは、バスというのは歩いていかなくちゃならないですけれども、今までよりゆーバスが使いやすくなる。

それと、今までタクシー券をなかなか使いづかった地域については、デマンド対応ということで、デマンドについてはとりあえず早く運行を始めるということで、定位置定路線というふうな方向性になっていますけれども、先ほど課長が説明した高齢福祉課も入ってシステムをやっていた中ではドア・ツー・ハブとかそういう方向性も出ていたのは間違いはないんで、これから実際に地域交通会議とか、利用の登録を呼びかける中で大胆に変更はしていくことになるのかなというふうには思

っております。

それと、一番は、タクシー券はなくてもタクシーはもちろん乗れますので、今までも必要な方は乗ってましたのでということもつけ加えさせていただきますと思います。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 もちろんタクシーはありますからね。月4枚ということで配られていたわけですから、わかります。

結局、この外出タクシー券を6カ月後に廃止になって、ゆーバス、それからデマンド交通の導入をして、交通弱者と言われる人たちの足を当然確保するということなわけですけれども、2年間の試行期間と言いながら、この2年間の試行期間という捉え方の問題だと思うんですよ。これを今部長が言われたように、大胆な見直しをしながらというのが3カ月で問題が起こったんで見直していこう、半年で見直していこう、その辺もできたら我々には提示していただければ大変にありがたいと思うんですが、そこはどうしていかれるんですか。

伊藤委員長 部長。

生井保健福祉部長 私どもシステムの構築も企画が主催ですけれども、入ってはいる中で今までもそういうふうには申し上げては来ております。ただ、最終的にデマンドなりゆーバスの具体的な事務をやっているのが生活課ということになりますので、私のほうではちょっとそういうふうにかちから要望するということしか、今のところ正式な場では申し上げられません。すみません。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 よく言われる行政の中で問題視されるのは、部課がまたがってしまった場合には、なかなかそれがうまくまとまっていけないというような話があるわけですけれども、この件に関してい

えば本当に市民も注目をしている事業であることは間違いないわけですね。それを考えればぜひとも行政として本当に一つにまとめた中で検討を進めて、試行の中での検討というのも進めていっていただきたいなど、それだけは強く要望をさせていただきます。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

金子委員。

金子委員 53ページのまちなかサロン事業ですけれども、2,100万予算がつくということで、3つのところでやるということなんですが、これは金額的には同じでいいんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 3カ所で2,100万ということになりますので、1カ所700万という同一補助になります。

伊藤委員長 金子委員。

金子委員 12月だったか9月だったか、吉成委員のほうからもこのことで意見があったと思うんですけれども、もう1カ所は5月からということでもまだ始まっていないということなんですけれども、そういうのも含めて全部同じく並べるのが平等なのかどうかということで、しかも黒磯駅前とそれから西那須野と今度新しくできるのと、全然中身が違うということで、やはりその辺のところは、中身が全然違うところで同じくしていくというのは、どういうものかという、前にも吉成委員のほうからと同じ私も気持ちなんですけれども、その辺はやはり今後有効に予算を使っていくためには、そういうことは考えていかなきゃならないのかなと。

余計なことだけれども、きのうも文化のほうで1万8,000円というのがずらりと並んでいる。どの芸能に対しても1万8,000円というのが出ていましたけれども、やはり必要なところには多く、

それからそれは要りませんよというところには少なくするような予算の組み方というのができないのかなと思って、ひとつ意見を述べさせていただきます。

それともう一つは、54ページの健康長寿センターについては、これは高齢福祉のほうではないんですね。

〔「健康増進課所管になります」と言う人あり〕

金子委員 わかりました。

伊藤委員長 議長。

君島委員 早乙女委員、それから吉成委員と重複するんですが、ちょっと確認だけとりたいんですが、懇談会のものを2人のほうに対して説明いただいた中においては、現在やっている外出支援タクシーを除く今のやっているサービス全体を検討してもらおうだというようなことだったと思うんですが、これはそうすると新規のものが入ってくるということはありませんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 私どものほうとしては、結論をこういうふうに導くというようなことは余りしたくない。意見をいただいて、例えばその中でこういう有効なサービスを考えるべきだということでご意見がまとまれば、そういったものも当然新たな事業として検討したいというふうには考えています。

伊藤委員長 議長。

君島委員 わかりました。

テーブルに上がるのに、そういうことで先ほどいただいたのは、支援タクシー以外のものを出しますよということだったものですから、新規でもし懇談会の中でこういうサービスをしてほしいという要望が出てきても、それはだめということであれば、この懇談会は現在のものの削るための懇

談会かなと思ったものですから、そういうものが出てくれば検討はまたしたいということですね。

〔「はい」と言う人あり〕

君島委員 わかりました。いいです。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 今質疑で明確になりました高齢者福祉事業に関する懇談会の設置の中に、外出支援タクシー券の給付は検討に含まないと。要するにきちんとした手順を踏まずに廃止ということが決まったとしか思えないということ。やはり外出支援タクシーの内容の精査をせずに、要するに見直しをせずに廃止というのは、明らかに乱暴である。

廃止する前に、もし外出支援タクシー券の給付の事業に問題があるならば、どういうところに問題があってということで、実際に市民に不公平感があるとかという言い方をされたこともありますけれども、最初の導入のときにそれがありながら導入しているということも、今はもうお忘れになって、外出支援タクシー券というものを廃止に導こうとしている。単純に将来の高齢化社会での経費の負担が大きくなるからということを経由に、今から見直さなきゃならないと言って、この外出支援タクシー券だけ3,850万だけで、那須塩原市がどうにかになってしまうものではない。

それ以外のところで、削るべきものを削っていないということもありますし、新たな事業を展開しておきながら、きちんとした検討を加えずに市民に説明責任を果たさずに、昨年議決した議会を軽視してまでするという強行に行うという理由は、私としては納得できません。

この外出支援タクシー券も含めて高齢者福祉事業に関する懇談会の問題があるというんだったらテーブルにのせるべきだし、その間は廃止するのではなく、検討する機会に入れるというのが本来のやり方だというふうに思いますので、半年間の予算計上しかしていない。

試行期間と言いながらも、デマンド交通がどのようなものか明らかにならないままの廃止の前提の半年分の予算というのは、認められません。

なので、一般会計補正予算と高齢福祉課に関する一般会計予算に賛成できません。

伊藤委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 ご異議がございますので、挙手により採決をいたします。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

伊藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第14号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

会田高齢福祉課長 （議案第29号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

早乙女委員。

早乙女委員 先ほどショートステイが減ったということなんですけれども、その理由は小規模多機能がある程度整備されたからというふうに理解していいですか。

それとあと、さっき小規模特養の予算計上、昨年度の利用実績でと言ったんですけれども、今年度は幾ら何でも小規模特養を開設したばかりで、上中野の法人がやっているところ1人とかしかないとかと言って、私もみんなあれほど特養つくれと言ったし、あんなに特養待機者がいると言っているにもかかわらず、職員は配置したのに入居者が1人、入居者が1人とか、そういうような状態というのはどこに原因があるんですか。待機者がすごい多いと言っているながら。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 まず、ショートステイが減った理由について、当然23年度第4期の最終年度であります23年度の施設整備が当然計画どおりにできるだろうということを前提に高齢者福祉計画での研究費の計画を作成してございます。24年度の予算についても計画をつくった以上、それに合わせてつくるべきだろうという内部で検討した結果、そういう計画に沿った予算を計上させていただきました。

しかし、予定していた施設が震災等の影響もあったり、また土地の問題があったりということでの諸事情によりまして、当然4月1日の開設予定が6月であったり、7月であったりとか、そういうふうなずれ込みがあった関係で、当初予定していた利用がなかったというふうに考えてございます。

それと、もう一ついただきました友愛苑の地域密着型特養ですけれども、こちらについてはこと

し1月1日にやっとという言い方をあえてしますけれども、開設という運びとなりました。こちらは、入所定員29名ということでショートステイの併設ということで建てておりますが、こちらの利用状況が議員おっしゃるとおり、3月1日現在でまだ入所者が2人ということで、まだ空き状況が大半の27人という形になってございます。ここの施設については、現在待機者が11名いるということで報告は来ております。この後、入所判定会議にかけて、入所者のほうを入れておくことになるかと思いますが、なぜ入らないのかという理由については、ちょっと私どものほうでもこれという理由はまだつかんでおりません。

〔「まだ何かあるんですか」と言う人あり〕

会田高齢福祉課長 いいです。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、そこの小規模特養のショートももちろん利用はないということですよ。入所がないということはショートもないということで、先ほどショートが計画していたより減ったということは、震災で計画どおりにいかなかったからということだけですか。計画していたところは、みんな特養とかにどこかに併設ですよ。どういったところに併設するのを計画して、それが予定どおりにいかなかったんですか。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 施設がどこの場所というのは、今お答えはできないんですが、一応かなり24年度の予算の積み上げについては、現状とちょっと乖離した部分での計画に合わせたという状況がありました。24年度の予算については、年間5,100件ほど利用を見込んでおりましたけれども、今年度の見込みが最終的には4,000件をやっと超えるくらいということで、1,000件ほど少ない状況にな

っております。

こちらの理由で、この予算がかなり大きく開きがあったということでの25年度の予算計上には、これの実情に合わせた上での予算化ということでの先ほど説明申し上げたとおりでございます。

施設については。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 一度検証しておいていただきたいんですけども、特養とか、要するに今まで使っていないところのサービスのショートステイに行くと、そこで混乱して、それで骨折したとか、何らかの事故が起きたと、私も何件かそういう事例を検討しているんで、それをなれないところに行くのではなく、日常的に通っている小規模のデイに通っていて、お泊まりをして、それでなれたヘルパーさんに来てもらうということで、小規模多機能を相当展開したんだと思いますけれども、そうすると小規模多機能だと、夜の混乱とかというのがないし、それにある意味、ロングステイからショートステイから柔軟に対応し過ぎるという部分もあるんですけども、しているんで、それで大きな特養とかに今までいっていた人がもう小規模のほうに移ったから行かないわという人も実際にはいるんですけども、でもそこら辺ではないということで、ただ建設をしなかったんで、人数が少なかったという理由だけのようなんですけども、計画よりは減ったということなんですけれども、小規模を利用するということが割と理解されてきて移行したという部分もその辺に入っているかどうかというのは、今後ちょっと分析していただきたいと思いますというふうに思いますので。

それとあと、小規模特養がなぜ入らないのかという部分のところ、もしかするとあちこちに予約をしていてという部分のところ、いざ順番来ましたよと言ったら、もうちょっとという人で、表

面にあらわれている特養の待機者と実際に本当に緊急的に必要な人数という部分のところでのぐらい乖離があるのでしょうか。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 昨年度のこれは23年5月1日現在の待機者の総数ということでの資料からのお答えになりますけれども、この時点で326人ほどの待機者がおりました。この待機者については、各施設への申し込みがあった方を全てカウントしてございますので、当然ながら2カ所、3カ所と申し込んでいる方はいらっしゃいますので、それらを精査した段階で、全体で200人という数字を読んでいます。それらの待機者200人ということで、4期の整備、5期の整備ということで計画をさせていただいている状況です。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 こっちの施設に申し込みをしておいてダブリをとって200人、その200人の中からとりあえず予定をしておくという人がその中にもまた含まれていると思うんですね。だから、緊急に必要として予定していたという人は、この200人からまた減るとい認識でいいですよ。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 200人の方が全て今すぐという状況ではないとは、私のほうもそう思っております。議員おっしゃるとおりだと思います。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 次に、170ページのところで、介護サービス相談員派遣ということが、これがもう900万近くの金額を使って派遣しているんだというふうになって、13名の人たちがかわっているんだということですが、介護サービス相談員を利用している施設、要するに契約してきてくださいとお願いしている施設というのは、実際に

はふえているものなんですか、減っているものなんですか。

グループホームなんか、昔はよくよその市町村、グループホームは介護サービス相談員に来てもらっていますということなんですけれども、最近何か余りそういうことで必ず来てもらっていますと言わない市町村も出てきたので、那須塩原市の実態として、やはり特養、在宅はないような気がするんで、施設経営だと思わんですけれども、行っているのは。その辺のところはどういうところに行っているんですか、分布的に。

伊藤委員長 課長。

会田高齢福祉課長 市内の施設の中で当然回っておりますけれども、施設の数的には一応67カ所を回っております。それとあわせまして、在宅の方への訪問による相談も相談員は受けている状況があります。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 67の施設は、どういうところが多いんですか、行っている特養だとか、グループホームだとか、老健だとかというようなのでいうと、やはり特養なんですか。

それとあと在宅は、人数的にはどのくらいの方が利用しているんですか。

伊藤委員長 補佐。

荒川高齢福祉課長補佐 在宅の方については、今のところ五、六名でございます。そちらについては機関紙ハヤトリのほうで年2回ほど相談に伺いますということでご希望をとってございます。事業所については、老健であっても特養であってもグループホームであっても、お声がけをしまして、どの施設についてもお邪魔して声を聞かせていただいている次第です。

〔「いいです」と言う人あり〕

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第14号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとする
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第14号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次日にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 高齢福祉課の皆さんからは何かございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、高齢福祉課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時21分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 国保年金課所管の常任委員会審査を行います。

議案第30号 那須塩原子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

藤田国保年金課長 (議案第30号について説明。)

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 中学校の12歳から18歳までの子どもの現在の状況で2,000円を超えるような負担をするという件数は相当多いんですか。

伊藤委員長 課長。

藤田国保年金課長 件数とすれば2,000円以下の部分のほうが大部分を占めております。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 2,000円を超えるというのは、どのぐらいの件数があるというふうに見込みましたか。

伊藤委員長 課長。

藤田国保年金課長 小学校6年生をベースにして試算したのですけれども、30%程度と見込んでおります。

以上でございます。

〔「いいです」と言う人あり〕

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第30号 那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第30号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それではここで、福祉教育常任委員会を予算等審査特別委員会第2分科会に審査を切りかえます。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

藤田国保年金課長 （議案第11号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第11号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第12号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

藤田国保年金課長 （議案第12号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第12号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第12号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第13号 平成25年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

藤田国保年金課長（議案第13号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第13号 平成25年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第13号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 国民年金課の皆さんからは何かございませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、国民年金課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

本日はここで終了したいと思います。

あす10時から保健福祉部健康増進課から行いたいと思います。

よろしく願いいたします。

散会 午後 4時52分

福祉教育常任委員会及び予算審査特別委員会（第二分科会）

平成25年3月14日（木曜日）午前10時開会

出席委員（7名）

委員長	伊藤豊美君	副委員長	櫻田貴久君
委員	鈴木伸彦君	委員	早乙女順子君
委員	金子哲也君	委員	君島一郎君
委員	吉成伸一君		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

保健福祉部長	生井龍夫君	社会福祉課長	阿久津誠君
社会福祉課長補佐	塩水香代子君	社会福祉係長	田野実君
障害福祉係長	増淵剛君	保護係長	松本仁一君
子ども課長	荻原伯巳君	子ども課長補佐	阿美享子君
子育て相談センター所長	岡田愛子君	高齢福祉課長	会田裕司君
高齢福祉課長補佐	荒川順子君	高齢福祉係長	高塩治幸君
介護認定係長	室井富美子君	国保年金課長	藤田恵子君
保健課長補佐	池澤直実君	医療給付係長	君島一宏君
健康増進課長	人見寛敏君	健康増進課長補佐	高橋孝子君
保健予防係長	行田政夫君	市民課長	鈴木秀男君
市民課長補佐	沼野井孝子君	市民係長	戸山みどり君

出席議会事務局職員

議事課長補佐 兼議事調査係長	石塚昌章君
-------------------	-------

議事日程

1.開 議

2.委員長あいさつ

3.審査事項

〔健康増進課〕

常任委員会審査

・議案第20号 那須塩原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

予算審査

・議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算

・議案第12号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算

〔市民課〕

常任委員会審査

・議案第21号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の制定について

予算審査

・議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算

4.その他

5.閉 会

開議 午前10時00分

開議の宣告

伊藤委員長 それでは、始めたいと思います。

議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 昨日に引き続きまして、健康増進課所管の常任委員会審査を行います。

議案第20号 那須塩原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

人見健康増進課長 (議案第20号について説明。)

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 この新型インフルエンザのはやっていると対策本部を開くと思うんですけども、実際に予防接種を受けて、その弊害というか、あったと思うんですけども、そういう部分のところでは、ここは設置したからといって何ら役に立つというようなもの、たぐいではないんですか。そういう役割は全然ないんですか。

伊藤委員長 課長。

人見健康増進課長 本部の役割といたしましては、まず予防接種のことに關しては、集団接種の実施というところ、あとは実施者、対象者をどうして決めていくかというところは、県の指導を受けながら進めていくと。予防接種の実施者については市という形になるということで、先ほど早乙女委員からご質問のありました接種の副反応とか健康

被害の部分かと思うんですが、この部分については、やはり法の定めに基づいて対応していくと。定期接種と同様の扱いというふうな考え方でございます。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 じゃ、別にこの本部があったから少しは役に立つとかというたぐいのものでもないという、普通の予防接種と同じだということだったら、普通の予防接種で被害があったというのと同じだということで考えていいんですね。

人見健康増進課長 対応はされるということです。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第20号 那須塩原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第20号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、ここで福祉常任委員会を予算等審査特別委員会第2分科会審査に切りかえます。

次に、議案第11号 平成25年度那須塩原市一般

会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

人見健康増進課長（議案第11号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 66ページのところの市医師会とか歯科医師会の地域医療等協力ということで、温泉病院のところも交付金を出しているんですけども、この辺のところの協力という、今まではどういう、同じ項目の名称でしたか。

伊藤委員長 課長。

人見健康増進課長 同様です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 それで、これは、ここに交付するというので、何をしているのかは、何に使うのか、お金を、それぞれの団体が、その報告というものはあるんですか。

伊藤委員長 課長。

人見健康増進課長 報告をいただいております。今年度報告をいただいた分は、前年度分なんですけれども、医師会さんですと、実習運営の研修会の開催の予算とか備品等の購入が主なものになっています。歯科医師会につきましては、やはり研修会等への参加の旅費等に使われているということで報告をいただいております。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 次に、各予防接種なんかのときに医師送迎タクシーの借り上げというのが、昔からこれはあるんですけども、これというのは、どこの市町村もこういうふうになっているものなんですか。

伊藤委員長 課長。

人見健康増進課長 他市町村の実施状況については、ちょっと今、手持ちにデータがございませんが、那須塩原市としましては、継続して実施をしているものです。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 夜間の診療なんかの場合、医師送迎タクシーというの必要なのかなと思うんですけども、日常的なこういう健康診断とかそういうような場合のときというのは、その費用、報酬として全部払っていますよね。これだけ、何で別にあるのかなというのがずっと私は不思議なんですけれども。どこのいろんなものを委託したりやってもらったときに、借り上げタクシーをして来ていただいている弁護士相談にしろ、さまざまな市でお願いしてもらっているときに来てもらうときに、借り上げタクシーで来るとかというのは、全部その費用の中に含まれてしまって来ていただいているので、こういう項目があるのは医者だけなんですよね。ほかのいろんなものをお願いしているものというのは、その中に、報酬の中に含まれてしまっているか、交通費として含めて出すという、借り上げタクシーで来るというようなものというのが、何かいまだにあるのが私はすごく不思議なんですけれども、こちら辺というのは、今までの慣習というか、車がそんなになかった時代の、先生が割と運転しない先生方、年配の方がいらっしゃったからタクシーを出してということのかなと。交通事故に遭ったりすると危ないからということで、運転手付きの公用車を乗っている市長なんかと同じ考え方なのかなとも思うんですけども、ちょっと他の市町村の状況というのを調査しておいていただきたいなと思います。

それとあと、放射能に関する対策で、今回、母乳とか尿の放射性検査物質検査費用を入れましたけれども、考え方として、ガラスバッジと同じよ

うに、1回やって、きっと問題があるというほどのものが今ごろになったら母乳にも尿中にも出ないというふうに想像つくんですけれども、ホールボディカウンターよりももっと出ないだろうなと思うんですよね。無防備にキノコを食べていたとか、無防備に何か口に入れるようなことをやっていた人は別ですけれども、水にはもう出ていないし、食品も相当、母乳とか尿中にまで出るほどの生活をしている人たちというのはいないような気がするんで。ガラスバッジのほうはその辺にありますのでね、外部被曝ですからね。でも、内部被曝は相当気をつけているんで出ない。そうすると、ガラスバッジをやめたと同時に、これは1回切りで、もうまた鈴木元さんが大した値じゃないからという、そういうふうな流れになるようなこの1回切りの考えでやっているのか、それともやっぱり途中、ホールボディカウンターにしる、尿の検査にしる、母乳の検査にしる、どこかで気を許して高い値が出るという、福島なんかでも、今でも時々食品から入れてしまったというのを、やっぱりずっと経過を見ていくためにも必要だといって、南相馬なんかのドクターはそういうふうに言っていますけれども。この辺の考え方としては、また同じ、ガラスバッジと同じように1回やればそれで終わりというふうに持っていくこともあり得るんですか。

伊藤委員長 課長。

人見健康増進課長 現在、そのホールボディカウンター、母乳の放射性物質検査については、やはり食品から体内に放射性物質が取り込まれるのが主な原因というふうに判断しております。ですので、市の簡易検査でも、いろんなスクリーニング検査でも、まだまだ野菜とか食品等から放射性物質が検出されておりますので、その間は検査は継続が必要かというふうに考えております。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 まだまだ取り込むおそれがあるんだっただけというので、何でガラスバッジとこの考え方が、外部被曝と内部被曝と正反対なんだろうというふうに思うんですけれども。除染だって全然効果が上がっていないので。とても高いところに生活していて、ちょっと普通の値よりは高く出た子どもたちも、もうしないという判断をしまっているのに。こちら辺のところだけはそういうふうにするという、何か方針の一貫性がない。こちら辺はどなたが最終的に判断することになるんですか。

伊藤委員長 課長。

人見健康増進課長 私どもが所管させていただいています内部被曝についても、最終的には本部で決定をいただいているという状況でございます。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

金子委員。

金子委員 最初にあれだよ、健康長寿センターも管轄だったのかな。

〔「はい」と言う人あり〕

金子委員 今度、指定管理者になったんですよね。それで、あそこがいろいろ苦情が結構来ているんですけれども、というのは、おふるに入りに来て、それでお茶も何もなくなってしまったということで、あそこはある程度住民が楽しむ場所。おふるへ入って、はい終わりですよというんじゃなくて、結構あそこに長居しながら楽しんでいくという場所らしいんですね。それで、前はテレビもあったけれども、テレビもなくなってしまったと。お茶の用意も、自分たちで、セルフでお茶を入れるにしても、そういう用意ぐらいはぜひ置いてほしいというような、あそこを楽しむところにしてほしいという要望が結構来るんですよ。そして、今度は指定管理者になってしまったもんだから、な

かなか指定管理者のほうへ言っても、私たちはというふうな答えが返ってきてしまうものだから。その辺のところを検討していただければありがたいなと。

伊藤委員長 課長。

人見健康増進課長 湯茶、電気ポット、テレビにつきましては、3.11の大震災後の節電対策として引き上げさせていただいたということが経緯でございます。ですので、節電の対応については引き続き実施をしたいということで、今のところその湯沸かし器とかテレビを戻すというふうな考えはございません。また現在、健康増進施設として健康増進課が管理をさせていただいているというところもございますので、温泉を活用した健康づくりというふうな面で、市民の皆さんに使っていただければというふうなことで、たくさんの方が来場いただいておりますので、展示物とか配布物とかでの健康増進情報の提供なども頑張っているところでございます。ぜひともご理解をいただければと思います。

伊藤委員長 金子委員。

金子委員 節電というのもわかることはわかるんですけども、節電なら節電を理解してもらえようなね。やはりあそこへ来た人たちが、前はあったのにどうして今はそういうものを取り外してしまうのかという思いになったのではね、せっかく市がああいうものを提供しながら、逆に反発を抱いてしまうようなね、そういうんではうまくないので。それなりの理解をしてもらうような対策も必要だと思うんですね。だから、節電のためということであれば、お湯は、極端な話を言えば、ガスで沸かすかということもあり得るわけなんで。そういうことも考えながら、理解されるような措置をお願いしたいと思います。

人見健康増進課長 そのように工夫してまいりた

いと思います。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 それでは、何点か確認させていただきたいと思います。

66ページの備品購入費で、先ほどAEDの自治会への貸し出しということで、今回31万5,000円ということですから、これ1台なのかなという気はするんですが、かなりそういった要望があって、今回この予算を入れたということなんでしょうか。伊藤委員長 課長。

人見健康増進課長 昨年度の市政懇談会の際に、複数のご要望をいただきまして、蘇生法等の研修を受けられた方も自治会の中にいらっしゃるというふうなお話もあったものですから、まずは1台用意をさせていただいて、地区の運動を中心とした大会の際に、AEDの置いていない施設などを使われたときにということです。ですんで、黒磯運動場とか西那須野の運動公園とか、それから公民館が使われる場合には、AEDは既に設置をされていると思うんですが、AEDのない場所でのそういった運動を伴う事業などの際に必要なというふうなことで。また、そのAEDの講習を、

の講習を受けられた方がいらっしゃるということであれば、ぜひとも貸し出しのという形で整備をさせていただければと思って考えております。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、これは窓口は健康増進課ということなんでしょうか。

人見健康増進課長 そのように実施をしたいと考えております。

吉成委員 わかりました。

じゃ、次に、67ページの健康づくり推進事業、101事業の中で、先ほど新規事業として説明をいただきましたけれども、この地域医療の連携推進事業、講師謝礼ということで、今回は公民館単位

の中で試行的に行うということで、1公民館に関してやりたいと、15万程度の予算だという話だったんですが、もう少し中身を説明をいただきたいのと、1公民館で今回やって、好評であったり、そういったことで今後は展開を広げていくということによろしいんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

人見健康増進課長 やり方といたしましては、まずは地域の健康に関する課題を抽出しようというふうに考えています。その抽出の仕方としましては、公民館が既に組織として持っているところに、私どもの健康づくりをサポートしていただいている市民の団体で、母子保健推進とか、食生活改善推進員という方々がいらっしゃいます。この方々が非常に力を持っておりまして、こういった方々もそこに入れていただく。さらには、その公民館地区に、ベストとしましては、その公民館地区にあります医療機関のお医者さんなども入っていただいて、まず課題の抽出。それから、その課題の解決に向けた事業への取り組みというようなことで、この課題解決に向けた展開を複数年をかけてやっていきたいというふうに考えております。

まずは、初年度は課題の抽出になる、時間をかけて、時間を割いてやっていければな。その中で、お医者さんのかかわりとして、講師として、研修などの講演をやっていただくとか、いろんな意見をいただくとか。それから、運動指導士さんとか専門ですね、健康づくりの専門家を呼ぶというようなところも一つ講演会の中で謝礼金の使途としては考えておりますが、まだ課題抽出の段階であれば、お医者さんが中心になってくるかなというふうに考えております。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 具体的にはどこの公民館でスタートするんでしょうか。

人見健康増進課長 まだ調整中ではありますので、この場では、ご容赦いただければと思います。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 続きまして、成人保健事業のほうの先ほどの説明の中で、委託料で、今まで職員の方々が非常に苦労しながら行っていた作業ということで、要は袋詰めの作業ということになるんだと思うんですね、この健康に関する調査表を入れるということですね。これは委託するとどのぐらいの費用になるんでしょうか。

伊藤委員長 課長。

人見健康増進課長 実際には、1つ、健康診査申し込み調査封入封緘というのが一番太字で最後に入ってくるかと思うんですが、こちらが全世帯で4万6,000部の要は袋詰め作業になります。予算計上額は61万4,000円でございます。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 細かいような話になってしまいますけれども、今までは、そうすると職員の方々が残業として行ってきたということで、その分の手当が支給されたと思うんですが、それとの比較でいくと、委託したほうが安いということによろしいですか。

伊藤委員長 課長。

人見健康増進課長 こちらについては、実際に勤務時間中もやっている部分はありますが、時間外というか、それを費用を換算しますと、大体倍ぐらいはかかっていたという状況でございます。かなりの人数で、大がかりで、4万6,000という部なものですから、大きな会議室に書類をどんと置いて、そこにもうみんなでわっとかかって、短期間にかかるという状況にあるものですから、非常に職員にとってもつらかった部分もありますし、本来、そこを第一にやるということもあったものですから、委託することで非常に見えない部分

の金額も出るし、見える部分の金額も削減されるというふうに考えております。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 了解をしました。

当然そういった作業がなくなれば、本業のほうにも集中してできるということも当然あると思うんですね。これたまたま健康増進課の話なんであれなんですが、ほかにも似たようなことというのは当然あるんだと思うんですけども、その辺は全体的な見直しも進めていくということは、部長のほうですか。この辺ちょっともしそういった流れがわかれば。

伊藤委員長 部長。

生井保健福祉部長 どちらかというと、健康増進課は遅かった方だというふうに思っています、全庁的にはですね。もう業者に、TKC絡みのやつなんかは、もう業者に全部袋詰めして納品というような形もたくさんありましたので。それにしても全庁的な見直しといいますか、再点検というのは必要かなというふうに思っております。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 それでは、68ページの予防費、今回、扶助費で新たに予防接種3つ、水痘、おたふく、B型肝炎ということで、これは代表質問の中でもちょっと触れた事項なんですけれども、ちょっと余り時間的に聞けなかった部分なんですけれども、要は子宮頸がん、ヒブ、それから小児用肺炎球菌に関しては、もう完全に予防接種法自体の中でも国の交付税措置として、もう完全に固定化されるわけですね。でも、今回は、その予防接種法自体の見直しの中で新たな部分として、この3つの予防接種が市としては今回、助成してやっていきましょうという形になったと思うんですけども、もう少し国の動向としてはどういうふうに今後展開していくのかというのを、もし健康増進課のほう

で把握されていればお聞かせ願いたいと。

伊藤委員長 課長。

人見健康増進課長 こちら3種類については、今のほうで定期化の対象にすべきかどうかの検討の対象になっているというふうな中で、その対象となっている中で、まだ定期化が見込まれないところがこの水ぼうそう、おたふく風邪、B型肝炎というところです。昨年10月に大田原市では既に公費助成が着手されたというところがありまして、那須塩原市でも同様な形で4月から実施をさせていただきたいということで予算を計上させていただいております。

伊藤委員長 吉成委員。

吉成委員 この予防接種に関しては、結局地方自治体の意見としても、きくという姿勢は持っているんだと思うんですね。そうすると、那須塩原市も当然そうですけれども、やはりこれも交付税措置で、今後はぜひとも市のほうの負担はほばない状態ということで申し入れをされているということよろしいですか。

伊藤委員長 課長。

人見健康増進課長 昨年度までの国・県への要望については、まずはヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんの費用負担をしてほしいというふうなところで実施をしておりましたので、今後はそのような対応をさせていただきたいというふうには考えております。

吉成委員 了解です。

伊藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第11号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第12号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

人見健康増進課長 （議案第12号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第12号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第12号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

それでは、健康増進課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 市民課所管の常任委員会審査を行います。

議案第21号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

鈴木市民課長 （議案第21号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりました。

質疑の前に、10分間休憩をとりたいと思います。

11時15分から開始いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 本会議場でも聞いたんですけども、

原価の部分のところちょっと確認をさせていただきたいんですけども、カード交付は原価は1,350円ぐらいかかるということで、窓口と自動交付機との部分のところも聞いたんですけども、コンビニ交付のところは利用率がどれだけ上がるかということで単価が変わってくるという。そうすると、コンビニ利用が多くなると、この自動交付機というのは今度、その分利用が下がるということになると、自動交付機215円というふうにごの間、本会議場では聞いたんですけども、コンビニ交付のほうは20%だと691円、100%になって234円というふうに聞いたんですけども、100%になることはあり得ないし。ということは、自動交付機のほうは、そっちに利用がとられると、やっぱり採算的には割高になってくるという、そういう関係になるんですか。

伊藤委員長 課長。

鈴木市民課長 それにつきましては、特に今……

伊藤委員長 着席のままです。

鈴木市民課長 すみません。

解説を逆にさせていただいたところなんですけれども、そのとおりだということで。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 あと、合併のときに住民票などのすり合わせ、幾らで発行しているというすり合わせをして、黒磯の金額に何か合わせて、西那須野とかは100円ぐらいで、よく合併して高くなったとって怒られたことあるんですよ、私、西那須野の住民に、合併して、黒磯に合わせたから高くなったと言われたんですけども、それでも、そのときでも窓口で住民票を発行するのは、この間は377円と言っていたということなんで、今回のところで、合併のときの合意でしていた200円というのを原価に近づけるために300円にしたという考え方なんです。それとも、自動交付機に誘導

したくて、そっちは合併のときに200円と協定でしたんですけども、それを値上げして300円というふうにしたんですか。どっちが300円とした、今度300円と変えますよね、窓口も200円から。それがどっちの理由で上げたんですか。原価に近づけるために上げたのか、それとも誘導するために上げたのか。

伊藤委員長 課長。

鈴木市民課長 これにつきましては、当然、本会議でもお話ししたように、19年度で行政証明の見直しをしまして、お金につきましては、今回、コンビニをやる3種類だけを前倒して原価計算をもう1回させていただきまして、その結果が本会議で部長が答えた金額ということで、377円と316円ですか、登録のあれですよ。ということで、原価計算をやった結果、本当は300円よりもっと高いです。だけれども、300円まで引き上げて300円ということになってるんです。100円引くというコンビニのほうにつきましては、あくまで利用率の向上を図って、最終的にはコンビニを、初め1年間、いきなり20%、30、40、50といかないですから、何とか中長期的にはかなり高い数字にコンビニ、市役所に来なくてもとれるようにしていくということで、誘導するために、100円を下げたというのはそういう理由でございます。

300円にした理由というのは、計算によってやっていると。コンビニをベースにして100円を上げているということではございません。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 実際にコンビニのところ、100%いかなければ200円台にはならないということで、そうすると、自動交付のほうは逆に今215円だという部分が上がってしまうのではないかなとことなんで、やっぱりカードへの誘導ということでしたということだと思います。

その辺のところ、何でカードの交付金、原価が1,350円だったものを500円にしたかという部分も、カードへのこれは誘導ということで安くしたということなんですか。

伊藤委員長 課長。

鈴木市民課長 これは全くその通りで、まず先ほども条例の中でもお話ししましたけれども、まず住基カードを持ってもらわないと、これを媒体にコンビニの多機能、マルチコピー機と言いますが、それに挿入して電子的に印鑑証明とか住民票をとることができない、そのカードがないと、まず持ってもらうということが先決なんで、まず普及促進するために。それでもう一つ補足させていただければ、銀行のＡＴＭとか公共料金の支払いというのは、非常にこれ便利なもので、特に銀行のＡＴＭなんていうのは専用としてみんなやっぱり使うと思います。ただ、印鑑証明、住民票というのは、どちらかというとなかなか普及しづらいものではあるのかなど。これをいつまでもそうはしていきませんので、100円下げてコンビニのほうに行って、窓口は必要最小限にして、中長期的には、本会議でもちょっとお話ししており、行政改革、人件費の削減みたいなものにつなげていくというような大きな目標があるということでございます。

以上でございます。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 実際に印鑑登録とか住民票をとるかということで、これ自体を生活の中でどれが1年にとるのが、私はこんな便利にしても、銀行のカードは結構使いますけれども、ＥＴＣのカードも使うし、そのほかの自動改札なんかのも使うけれども、これをカードにして便利になるというほど、私カード使ってまで、毎月1回や2回というほどのものじゃなくて、印鑑証明なんて人生の中

で車買ったときに、まだ3回ぐらいしか使ったことないしというようなものだと思うんで、そのためにこれだけの誘導策をとるといふ部分のところ、討論に入ってしまうから、わかりました。討論に入ってしまうので、ここでやめます、質問を。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

君島委員。

君島委員 自動交付機使ったことないんでわからないんですが、これ自動交付機とか多機能端末で使ったときに領収書が出るんでしょうかというのが1点と、時間については、延長になっているというのが説明がありましたけれども、土日、祝日もオーケーなのか、使えるものなのかどうかというのでちょっとお聞きしたいんですが。

伊藤委員長 課長。

鈴木市民課長 まず、領収書については当然出ます。

それであと、時間的なものにつきましては、これはもう本会議でもちょっとお話しさせていただいたと思うんですけども、使えないのが、逆に使えない日を限定したほうがいいと思うんですけども、12月29日から正月の3日です、この日は使えない。時間的には6時半から10時までということでございます。それ以外のその時間は使えるということでございます。

君島委員 わかりました。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、討論を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 この住民基本台帳をカードにする、こういうことより住基法自体が、私は個人を国が管理するための第一歩であるということ、これ自体に賛成をしております、今でも。住民基本

台帳カードという、こういうシステム自体に。今のシステム自体、ただ単純に自分の情報をとるだけということだけでないものに使えるということで、この制度自体に賛成じゃない。

その上に、それをなかなか推進できない、利用されないということのために、またこういうふうな誘導策までして、それでこの住民基本台帳カードの交付にある手数料を1カ月キャンペーンを打つということまでやってまですることはない。カードの交付は原価が1,350円だったら、ほかの窓口とかコンビニ交付なんかと合わせれば、最低でも1,000円はとらなければならないものを半額にして、それでこの期間キャンペーンを打つということ自体に賛成でないので、今回のこのカード利用条例の制定について反対です。

伊藤委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

ご異議がございますので、挙手により採決いたします。

議案第21号 那須塩原市住民基本台帳カード利用の条例の制定についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

伊藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第21号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の制定については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それではここで福祉教育常任委員会審査を予算等審査特別委員会第2分科会審査に切りかえます。

議案第11号 平成25年度那須塩原一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

鈴木市民課長 (議案第11号について説明。)

伊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 印鑑証明の事務というのは、住基法に従ってとかということをやっている法律なんかからすると、印鑑証明の発行というのは何ていうんですか、親切事務とか思いやり事務とかといって、根拠法がなくして市町村がやっている事務ですよ。それが今度住基カードの中に印鑑登録も入れてということになったときに、今まで親切事務でやっていた部分のところは合体してくるんですけども、根拠法がないものと法律に基づいているものを合体してするというところになったときに、そこら辺のところは事務としての費用負担というのは全部上がったものは住民基本台帳費に入ってきて使うということになっているんだと思うんですけども、その辺のところ、考え方として、印鑑登録という部分のところをどういう位置づけにしようとかということというのはあるんですか、実際には、全然なくて、住基カードと合体ということだったんですか。

伊藤委員長 課長。

鈴木市民課長 これは印鑑条例というのがもともとございまして、印鑑条例の当然施行規則もあるので、それに今回、住基カードで、先ほど説明したとおり、印鑑証明をとれますもんで、これをそ

こに盛り込んでやっていくというようなことでございます。

それから、既に早乙女委員おっしゃるとおり、印鑑登録とかそっち関係、証明書のほうですか、上位法というのは確かにないんですよ、これ。ですから、ないから条例つくっているわけじゃないんですけども、今は条例があって、そこに今回の住基コンビニ交付関係のですね、住基カードでとれるということで、名前も先ほど言ったように、名前がもう変えた。住基カード兼印鑑登録証明云々かんぬんということで名称、見出しのところでも名前も変えたということです。

以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

討論を許します。

早乙女委員。

早乙女委員 先ほどの住民台帳カード利用条例の制定に対しての理由と同じ、要するにそれに伴った今回予算措置ですので、同じ理由で賛成することができませんということだけ申し添えて討論にかえます。

伊藤委員長 ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了いたします。

ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第11号 平成25年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

伊藤委員長 挙手多数を認めます。

よって、議案第11号 平成25年度那須塩原一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 市民課の皆さんからは何かございませんか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、市民課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会の宣告

伊藤委員長 保健福祉部の本定例会における常任委員会、予算審査特別委員会は終了となりますが、保健福祉部全体として何かございませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

伊藤委員長 生井保健福祉部長におかれましては、3月をもって定年退職となされるわけですが、長年にわたり、市職員として那須塩原市のまちづくりにご尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。ありがとうございました。

今後におかれましても、さらなる那須塩原市の発展のためにさまざまな分野でご指導を賜りたいと存じます。本当にお疲れさまでした。

これで福祉教育常任委員会の審査事項は終了いたしました。

委員の皆様から出された意見等につきましては、審査報告書として議長に提出するとともに、予算審査特別委員会全体会及び議会最終日に報告をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、その他に移ります。

委員の皆様からは何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

伊藤委員長 事務局から。

石塚議会事務局書記（事務局説明。）

伊藤委員長 ほかになければ、これをもちまして
閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時49分